
附属資料編

第1章

証券監視委の 組織・事務概要

1-1 組織及び事務概要

1. 組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成3(1991)年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会(以下「行革審」という。)に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会(八条委員会)を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4(1992)年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関(八条委員会)として証券監視委が発足した。

(2) 金融庁(金融監督庁・金融再生委員会)への移管

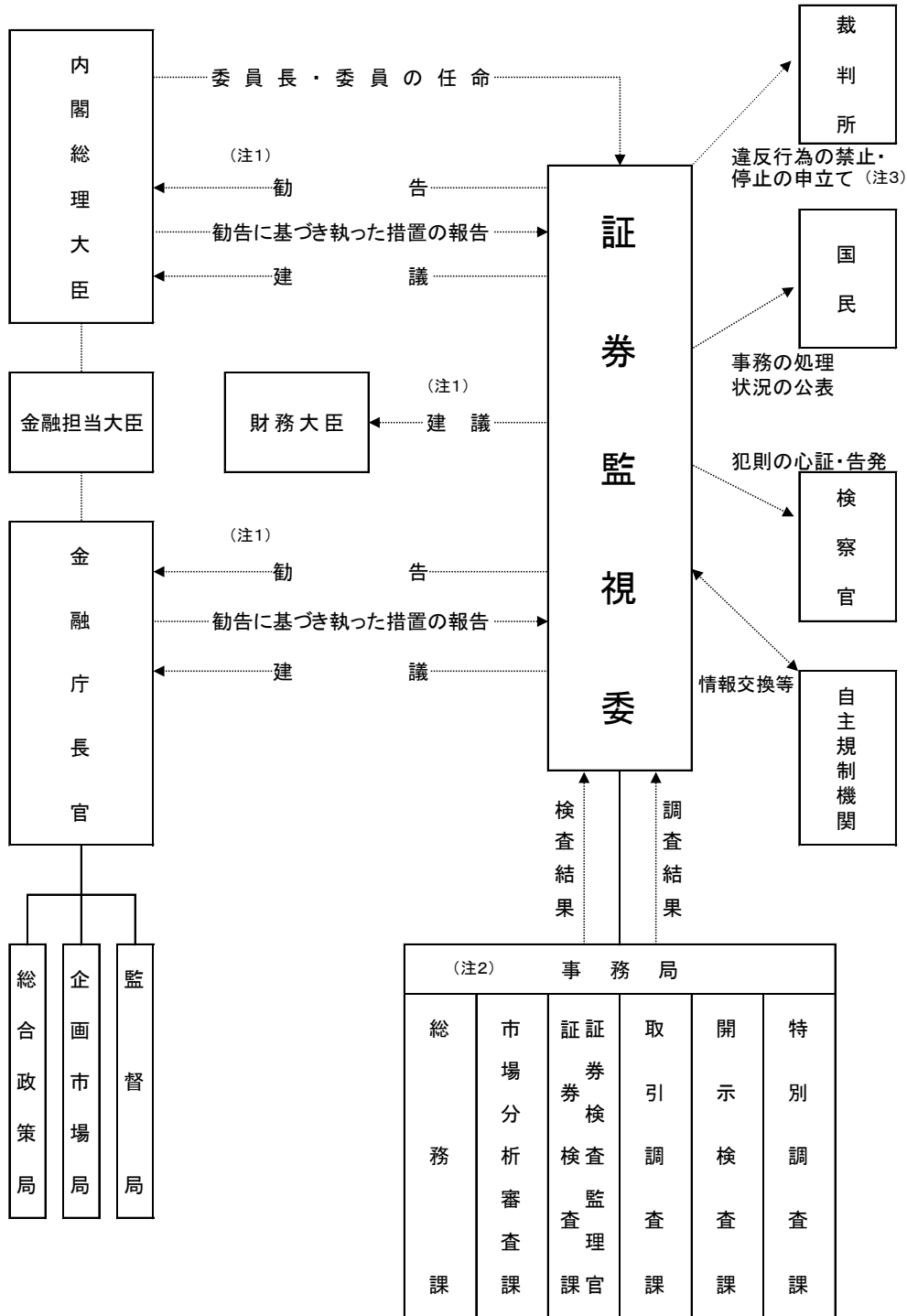
民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10(1998)年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関(八条委員会))のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成12(2000)年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融庁に移管された。

なお、平成13(2001)年1月6日には、中央省庁等改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条に基づき設置された合議制の機関(いわゆる八条委員会((注)国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。)としての位置づけ)として、現在に至っている。

監視体制の概念図

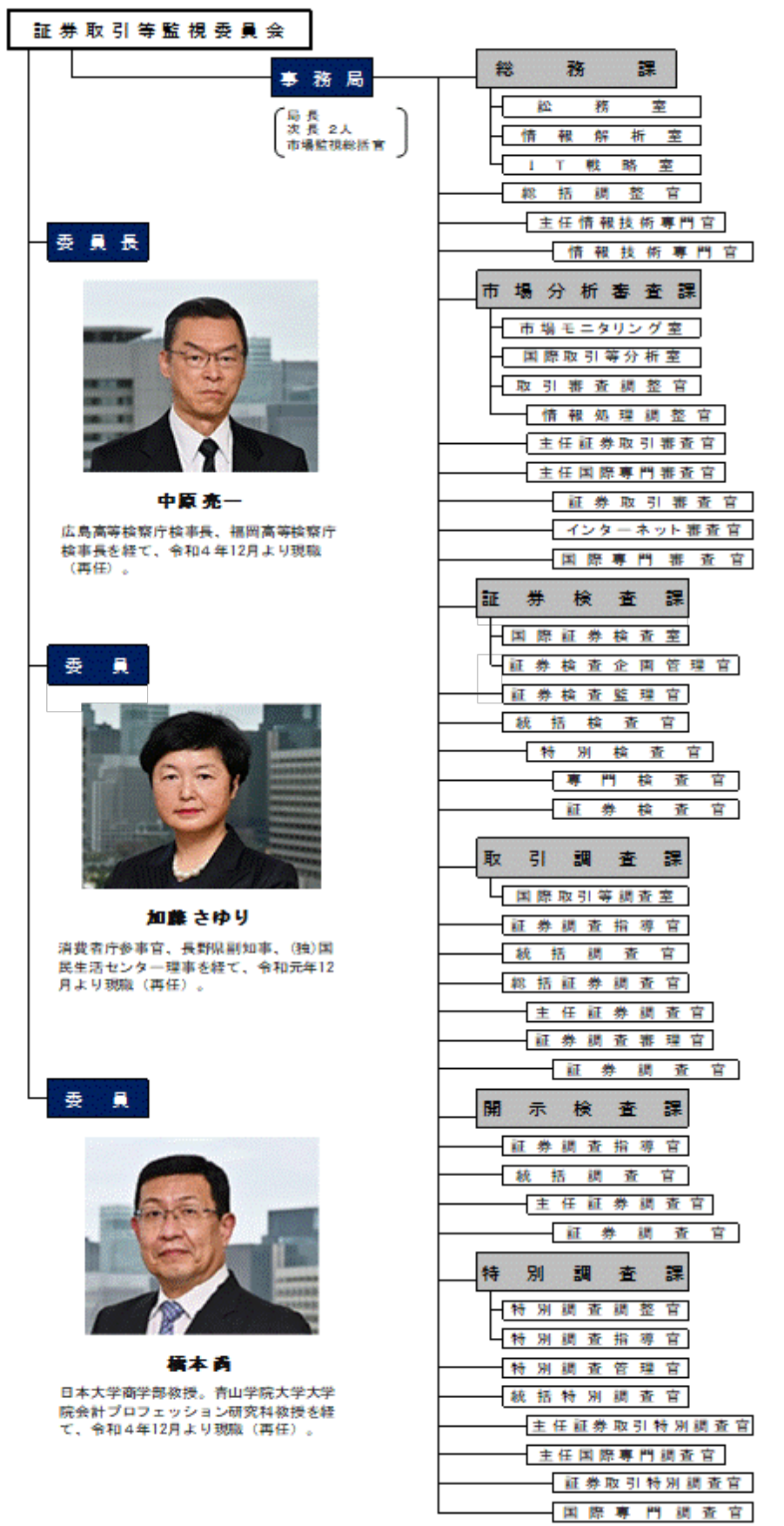


(注1) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる(設置法第20条、第21条)。

(注2) 平成18(2006)年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編。さらに、平成23(2011)年7月に、現行の6課体制に強化された。

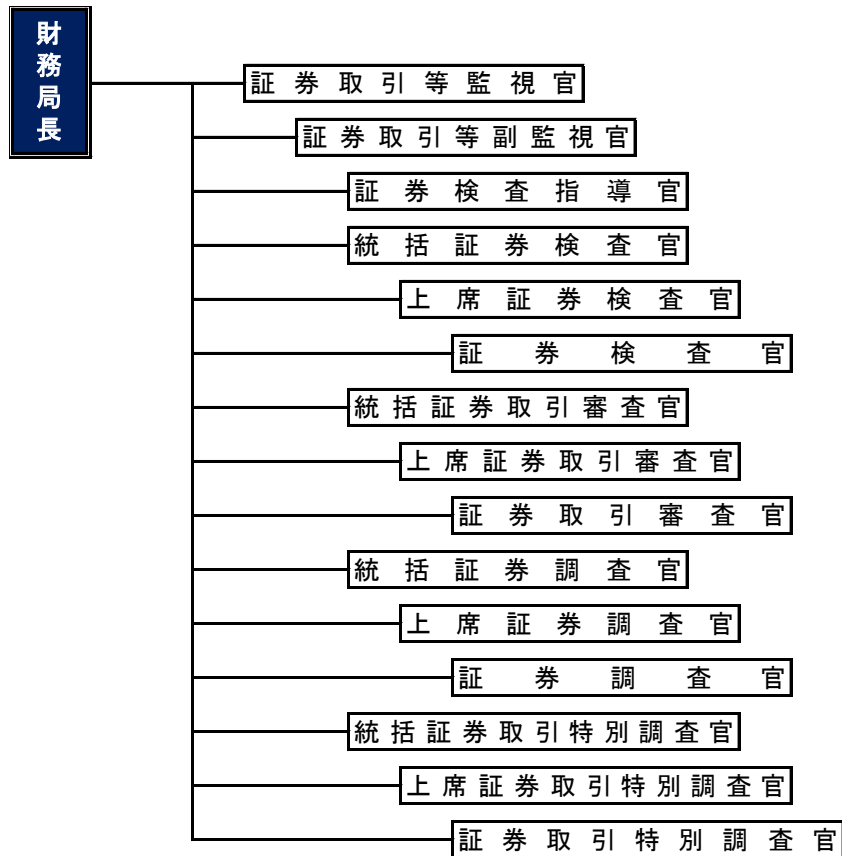
(注3) 金商法改正(平成20(2008)年12月施行)により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

証券監視委の機構図



(注)平成18(2006)年7月に5課体制に再編。さらに、平成23(2011)年7月に6課体制に再編。

財務局の機構図



(3) 事務概要

① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券モニタリング、取引調査、開示検査及び犯則事件の調査の5つに分かれる。

イ. 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金商業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ. 証券モニタリング

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金商業者等に対して検査を行うほか、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を行う。

犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金商業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ. 取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

ニ. 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ. 犯則事件の調査

金商法、金サ法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押え等といった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有

価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補填、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金商業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 調査・検査後の対応

イ. 勧告

証券監視委は、証券モニタリング、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

ロ. 建議

証券監視委は、証券モニタリング、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

ハ. 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

二. 金商法違反行為に対する裁判所への禁止・停止命令発出の申立て

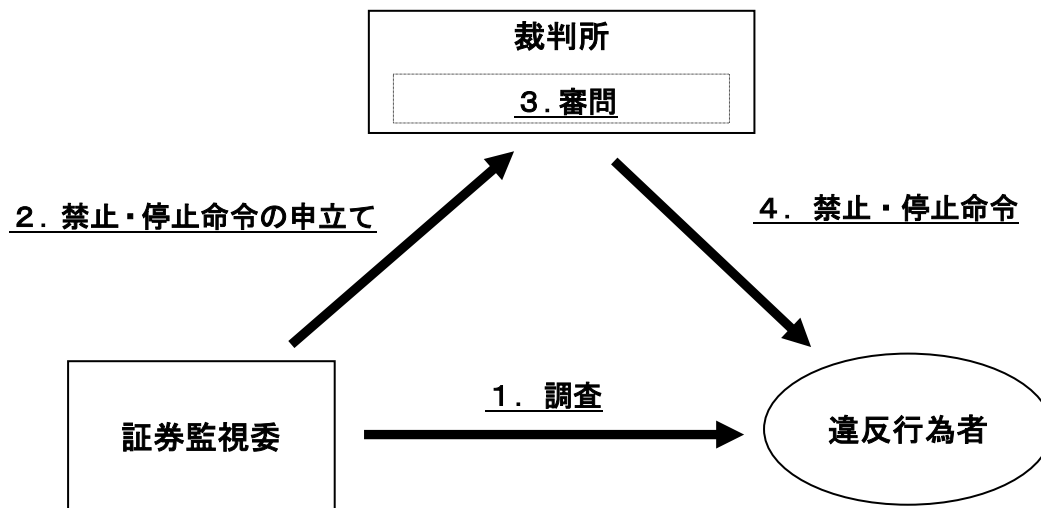
証券監視委は、無登録業者による未公開株式やファンドの販売・勧誘等の重大な金商法違反行為に対して、裁判所への禁止・停止命令発出の申立てを行うことができる。

③ 事務の処理状況の公表

証券監視委は、設置法第22条の規定に基づき、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

金商法違反行為に対する裁判所への禁止・停止命令発出の申立て

- ・捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者等による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を実施。
- ・調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令発出を申立て。
- ・必要に応じて違反行為者の名称等を公表。



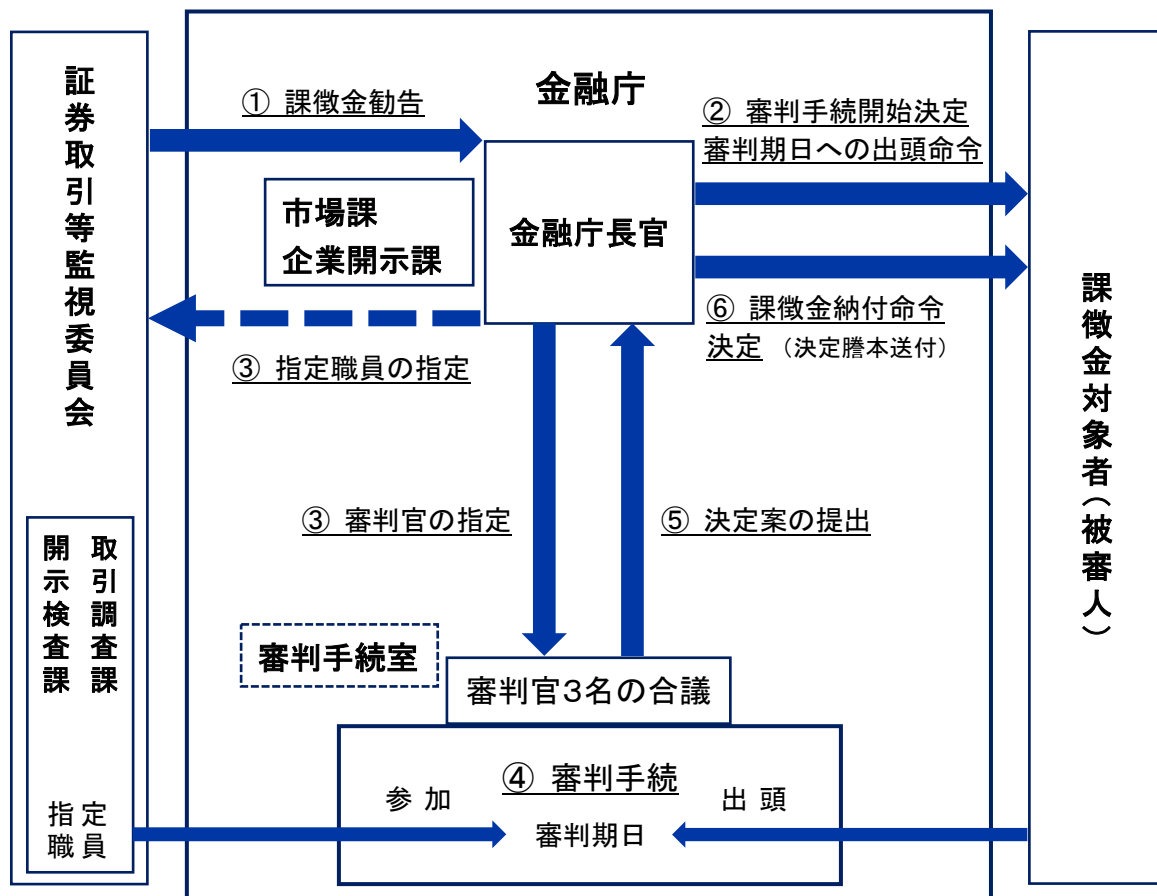
(参考) 課徴金制度

課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金商法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課するための行政上の措置である。

対象となる行為は、有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦及び内部者取引等であり、証券監視委は、取引調査及び開示検査を実施し、その結果、課徴金の対象となる違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告する。

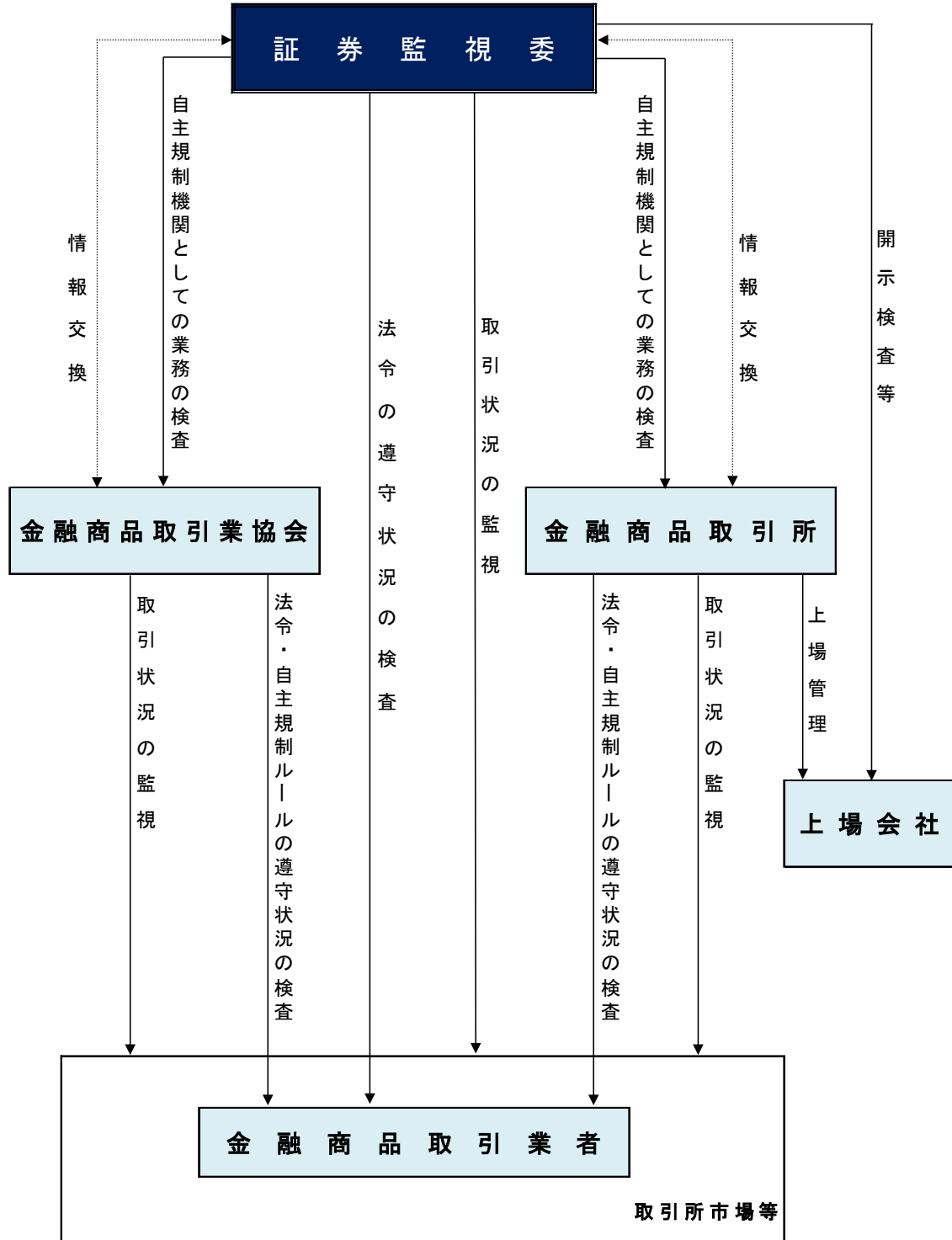
勧告を受け、金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経て作成された決定案に基づき、課徴金の納付を命ずるか否かを決定する。

<課徴金制度概念図>



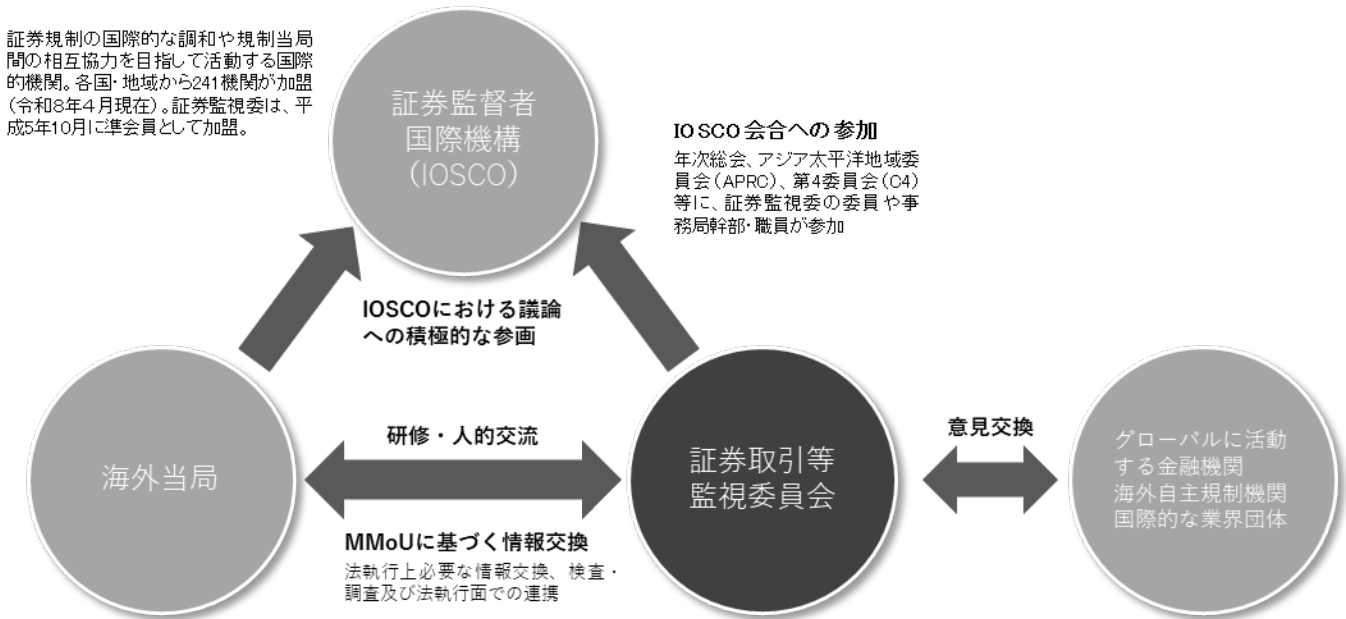
④ 自主規制機関との協働

自主規制機関は、日常的な市場監視活動を行っており、証券監視委は、これら自主規制機関と緊密な連携を図っている。



金融・資本市場

⑤ 海外当局との連携



IOSCO等が主催する国際会議等への参加

- アジアの市場監視当局が実務レベルの諸問題について意見交換を行う、アジア太平洋市場監視当局者の会合に参加

海外当局等への職員派遣及び短期研修への参加

- 海外当局における監視や調査・検査手法の把握・分析や、我が国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国SEC、米国CFTC、英国FCA、香港SFC、タイSEC、マレーシアSC、シンガポールMAS、オーストラリアASICに職員を派遣
- IOSCOや各国証券規制当局等が主催する短期研修等にも、職員を積極的に派遣

海外当局やグローバルに活動する金融機関等との意見交換

- IOSCO会合等の機会を捉え、米国・欧州・アジアの海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を、幹部及び実務レベル双方で実施

2. 市場分析審査

(1) 取引審査について

1) 取引審査の目的

取引審査の目的は、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を適時・適切に把握することである。審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになるため、的確かつ迅速な審査を行う必要がある。

2) 法令上の根拠

取引審査においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金商業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている（附属資料1-4 3. (1) 証券モニタリングの検査又は報告・資料の徴取の権限（82ページ）を参照）。

3) 審査の実施

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、例えば、①新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄、②一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄、③株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄、④投資者の投資判断に影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄を抽出し、金商業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金商業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになる。

なお、証券監視委では、不公正取引に関連して行われるインターネット掲示板やSNS等インターネット上の書込みに対する監視のため、インターネット巡回監視システムを導入し、過去の（削除された）書込みも含めて情報収集を行っている。

4) クロスボーダー取引への対応

我が国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が約7割を占めるなど、クロスボーダー取引が活発に行われている。このため、証券監視委は、取引審査の段階にお

いても、クロスボーダー取引について金商業者等から情報を収集するとともに、必要に応じ、MMoUの活用により海外当局の協力も得つつ、市場監視の空白が生じないように努めている。

(2) 市場モニタリングについて

経済情勢や経済動向等を踏まえつつ、発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握して市場における課題を抽出し、調査担当課等の関係先へ共有する等、市場モニタリング機能を充実・強化するため、平成28(2016)年6月に市場分析審査課内に「市場モニタリング室」を設置した。

市場モニタリング室では、インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事をはじめ、市場関係者や個別企業といった、幅広い先から情報を収集し、分析を行っている。

(3) 情報提供に関する各種窓口について

一般投資家や市場関係者等からの情報は、市場における様々な出来事について、投資者等が発する生の声であり、それらの情報には、証券監視委による証券モニタリング、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれていることから、証券監視委では、できるだけ多くの方から多数の情報が寄せられることが重要であると考えている。

そこで、以下のとおり各種窓口を設置し、幅広い情報提供を呼びかけている(各種窓口の連絡先は、附属資料4 情報の受付について(237ページ)を参照)。

1) 情報提供窓口

インターネット(証券監視委ウェブサイト)、電話及び郵送などの方法により、粉飾決算(架空売上・架空利益の計上等)、投資者保護上の問題(著しい高利回りを明示する金融商品等)、市場における不正取引(内部者取引、相場操縦等)などの情報を幅広く受け付けている。

2) 公益通報窓口

公益通報及び公益通報に準ずる通報の受けのほか、電話による相談対応も行っている。その際、通報に関する秘密保持について、特に留意して対応している。

公益通報者保護法(平成18(2006)年4月施行)により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

3) 年金運用ホットライン

年金運用に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けている。

〔情報提供に当たっての留意事項〕

- ・ 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。

証券監視委に寄せられたこれらの情報は、その内容を精査した上で速やかに関係部署へ回付され、それらの部署において、内容、重要性及び有用性等が勘案された上で、証券監視委の行う証券モニタリング、取引審査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用されている。

3. 証券モニタリング

(1) 証券監視委における検査対象先

証券監視委は、平成4(1992)年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17(2005)年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金融先物取引法が施行され、外国為替証拠金(FX)取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19(2007)年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム(ファンド)持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用(自己運用)を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金商業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。

その後も所要の法令改正により証券監視委による検査の範囲は拡大しており、近年、令和3(2021)年11月からは有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者や海外投資家等特例業務届出者等、令和7(2025)年5月からは投資運用関係業務受託業者が証券監視委の検査対象となっている(検査対象等の範囲については附属資料1-4 3.(1)証券モニタリングの検査又は報告・資料の徴取の権限(82ページ)を参照)。

(2) 金商業者等に対する証券モニタリング等

1) 効果的・効率的な証券モニタリングの実施

- ① 約9,200者に及ぶ金商業者等に対し、効果的・効率的に証券モニタリングを実施するため、金融庁関連部局等と連携し、継続的に証券モニタリングを実施している。
- ② モニタリングにおいては、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースで検査の対象先を選定する。

2) 検査の実施

- ① 商品内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証を行う。
- ② 問題が認められた場合には、法令違反行為等の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明する。

※ 平成19(2007)年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金商業者に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

※ 証券監視委では、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

3) 行政処分等勧告

- ① 検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める勧告を実施している。
- ② 証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

4. 取引調査

取引調査は、金商法が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第177条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査、物件提出命令、事件関係人の営業所やその他必要な場所への立入検査等を行う（附属資料1-4 3. (2) 取引調査の権限及び課徴金の対象範囲(89ページ)を参照)ほか、海外規制当局と連携を図りつつ、クロスボーダー取引による不公正取引の調査も行っている。取引調査の結果、違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を実施している。

市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、取引調査は、不公正取引に対して迅速かつ効率的に臨むことによって違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的としている。

5. 開示検査

わが国の市場においては、金商法の規定に基づき、上場会社をはじめとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。

証券監視委では、情報提供窓口等、様々なチャネルを通じた情報の収集・分析を行い、開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査を実施している。検査の結果、開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を行っている。また、こうした開示規制違反の再発防止や未然防止のための様々な取組みを行っている。

これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は、附属資料1-4 3. (3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲(91ページ)を参照。

6. 犯則事件の調査・告発

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限(金商法第210条)と強制調査権限(金商法第211条等)が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人(以下「犯則嫌疑者等」という。)に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置をすることができるほか、公私の団体等に照会して必要な事項について報告を求めることができる。強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押え等を行うことができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令(金商法施行令第45条)で規定されている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦等がある(附属資料1-4 3.(4) 犯則事件の調査の権限及び範囲(95ページ)参照)。

また、金サ法では、投資顧問契約等に関する偽計、暴行、脅迫行為のほか、損失保証、損失補填等が犯則事件の調査対象と政令(金サ法施行令第50条)で規定されており、犯収法では、金商業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が調査対象と規定されている(犯収法第32条)。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告する(金商法第223条、金サ法第161条、犯収法第32条)。証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐ(金商法第226条、金サ法第161条、犯収法第32条)。

1-2 証券監視委の機能強化

情報収集・分析・審査

| | | |
|------|--|---|
| 取引調査 | H17.4～ 内部者取引、現実売買による相場操縦・風説の流布・偽計 | ① |
| | H18.7～ 調査対象・課徴金対象の拡大(見せ玉) | ② |
| | H20.12～ 調査対象・課徴金対象の拡大(相場操縦のうち仮装売買・馴合売買・安定操作取引) | ③ |
| | H25.9～ 課徴金対象の拡大等(金融商品取引業者等以外の者が他人の計算で行った不正取引等) | ⑦ |
| | H26.4～ 課徴金対象の拡大等(内部者取引に関する情報伝達・取引推奨行為等) | ⑨ |

| | | | |
|------|--|----------------|---|
| 開示検査 | H17.7～ 有価証券届出書* 有価証券報告書* 半期報告書* 臨時報告書* 等 検査対象・課徴金対象の拡大(四半期報告書*、内部統制報告書等) | *印は、課徴金対象の開示書類 | ① |
| | H20.4～ ※四半期報告書は、令和5年法律第79号(金融商品取引法等の一部を改正する法律)により、令和6年4月1日以後開始する四半期会計期間に係るものから提出が不要となった。 | | ② |
| | H20.12～ 検査対象・課徴金対象の拡大(注4) | | ③ |
| | H25.9～ 課徴金対象の拡大(虚偽開示書類等の提出等に加担する行為) | | ⑦ |
| | H30.4～ 検査対象の拡大(フェアディスクロージャールールに基づく公表重要情報) | | ⑪ |
| | R2.5～ 検査対象の拡大(STOに関する開示書類) | | ⑫ |

| | | | |
|------|---|-------------------------------|---|
| 証券検査 | 証券会社等の検査 | 取引の公正の確保に係る検査 財務の健全性等に係る検査 | ① ② ④ ⑤ ⑥ ⑧ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ |
| | H17.7～ (投資顧問業者等) | | |
| | H19.9～ 新たな検査対象先(ファンド等) | | |
| | H22.4～ 新たな検査対象先(信用格付業者等) | | |
| | H23.4～ 新たな検査対象先(連結規制導入に伴うグループ会社等) | | |
| | H24.11～ 新たな検査対象先(取引情報蓄積機関) | | |
| | H26.3～ 新たな検査対象先(商品関連市場デリバティブ取引を取り扱う金商業者) | | |
| | H27.5～ 新たな検査対象先(特定金融指標算出者) | | |
| | H30.4～ 新たな検査対象先(高速取引行為者) | | |
| | R2.5～ 新たな検査対象先(暗号資産デリバティブ取引・STOを取り扱う金商業者) | | |
| | R3.11～ 新たな検査対象先(有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者等) | | |
| | R7.5～ 新たな検査対象先(投資運用関係業務受託業者) | | |

| | | |
|------|---|---|
| 犯則調査 | 犯則事件の調査 | ⑨ |
| | 内部者取引(情報伝達・取引推奨行為を含む⑨) 相場操縦・風説の流布・偽計 虚偽有報等の提出・損失補てん 等 | |

| | | |
|-------|---------------------------|---|
| 申立て調査 | 裁判所への違反行為の禁止・停止の申立てに向けた調査 | ③ |
|-------|---------------------------|---|

勧告・建議

告発

裁判所への違反行為
禁止・停止申立て

※ 証券監視委は、金商法、SPC法、投信法、社債等振替法、犯収法、預金保険法、景品表示法、個人情報保護法、金サ法に基づき、権限を行使。

(注1) 「①」部分が「証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年改正)」の施行(平成17年4月1日 他)に伴い調査・検査の対象となった部分。

(注2) 「②」部分が「金融商品取引法」の施行(平成19年9月30日 他)に伴い調査・検査の対象となった部分。

(注3) 「③」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年改正)」の施行(平成20年12月12日)に伴い調査・検査等の対象となった部分。

(注4) 開示検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。

- ・ 特定投資家向け有価証券に係る情報。

課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。

- ・ 公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
- ・ 発行開示書類・継続開示書類の不提出。(平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。)
- ・ 特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

(注5) 「④」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年改正)」の施行(平成22年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。

(注6) 「⑤」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年改正)」の施行(平成23年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。

(注7) 「⑥」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年改正)」の施行(平成24年11月1日)に伴い検査の対象となった部分。

(注8) 「⑦」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年改正)」の施行(平成25年9月6日)に伴い調査・検査の対象となった部分。

(注9) 「⑧」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年改正)」の施行(平成26年3月11日)に伴い検査の対象となった部分。

(注10) 「⑨」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年改正)」の施行(平成26年4月1日)に伴い調査の対象となった部分。

(注11) 「⑩」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成26年改正)」の施行(平成27年5月29日)に伴い検査の対象となった部分。

(注12) 「⑪」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成29年改正)」の施行(平成30年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。

(注13) 「⑫」部分が「金融商品取引法」の一部改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年改正)」の施行(令和2年5月1日)に伴い検査の対象となった部分。

(注14) 「⑬」部分が「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年改正)」の施行(令和3年11月1日)及び「金融商品取引法」の一部改正を含む「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和3年改正)」の施行(令和3年11月22日)に伴い検査の対象となった部分。

(注15) 「⑭」部分が「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律(令和6年改正)」の施行(令和7年5月1日)に伴い検査の対象となった部分。

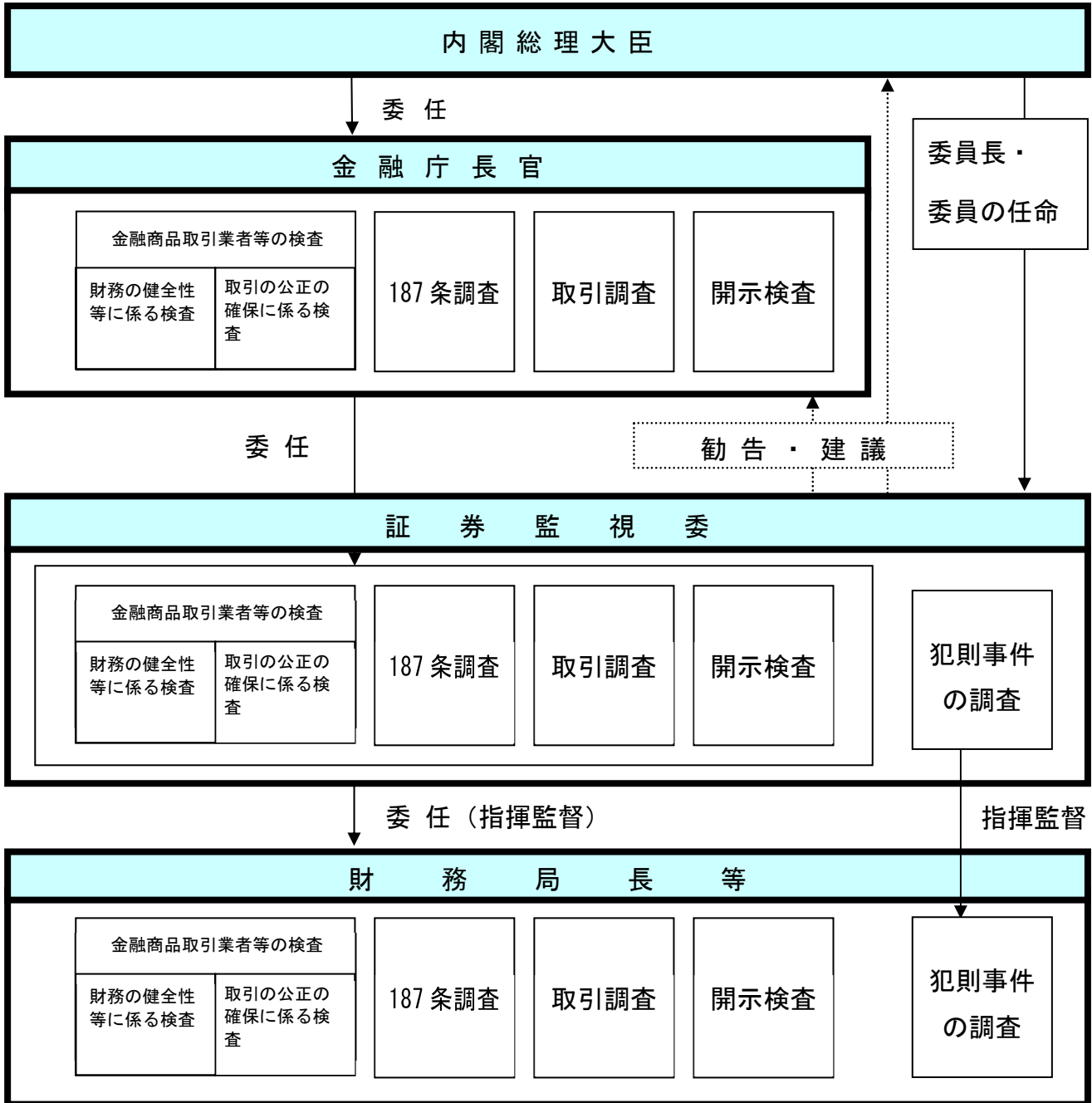
1-3 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

| 年 度 | 予 算 定 員 | | |
|--------|---------|------|------|
| | 証券監視委 | 財務局等 | 合 計 |
| 平成4年度 | 84人 | 118人 | 202人 |
| 平成5年度 | 84人 | 118人 | 202人 |
| 平成6年度 | 86人 | 118人 | 204人 |
| 平成7年度 | 88人 | 118人 | 206人 |
| 平成8年度 | 89人 | 118人 | 207人 |
| 平成9年度 | 91人 | 118人 | 209人 |
| 平成10年度 | 98人 | 126人 | 224人 |
| 平成11年度 | 106人 | 133人 | 239人 |
| 平成12年度 | 112人 | 139人 | 251人 |
| 平成13年度 | 122人 | 144人 | 266人 |
| 平成14年度 | 182人 | 183人 | 365人 |
| 平成15年度 | 217人 | 199人 | 416人 |
| 平成16年度 | 237人 | 204人 | 441人 |
| 平成17年度 | 307人 | 245人 | 552人 |
| 平成18年度 | 318人 | 246人 | 564人 |
| 平成19年度 | 341人 | 268人 | 609人 |
| 平成20年度 | 358人 | 282人 | 640人 |
| 平成21年度 | 374人 | 300人 | 674人 |
| 平成22年度 | 384人 | 313人 | 697人 |
| 平成23年度 | 392人 | 312人 | 704人 |
| 平成24年度 | 392人 | 322人 | 714人 |
| 平成25年度 | 400人 | 339人 | 739人 |
| 平成26年度 | 409人 | 354人 | 763人 |
| 平成27年度 | 410人 | 354人 | 764人 |
| 平成28年度 | 411人 | 352人 | 763人 |
| 平成29年度 | 406人 | 342人 | 748人 |
| 平成30年度 | 402人 | 338人 | 740人 |
| 令和元年度 | 400人 | 331人 | 731人 |
| 令和2年度 | 401人 | 336人 | 737人 |
| 令和3年度 | 397人 | 328人 | 725人 |
| 令和4年度 | 392人 | 320人 | 712人 |
| 令和5年度 | 389人 | 313人 | 702人 |
| 令和6年度 | 385人 | 302人 | 687人 |
| 令和7年度 | 379人 | 305人 | 684人 |
| 令和8年度 | 368人 | 302人 | 670人 |

(注) 財務局等には、福岡財務支局、沖縄総合事務局財務部を含む。

1-4 組織・事務に係る法令の概要

1. 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



(注1) 証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する(金商法第194条の7第8項等)。

(注2) 犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があると認めるときは、財務局等職員を直接指揮監督することができる(金商法第224条第4項、第5項等)。

(注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。

- ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

2. 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|------|---------------|
| 第4条 | 金融庁の事務 |
| 第6条 | 証券監視委の設置 |
| 第8条 | 証券監視委の所掌事務 |
| 第9条 | 委員長及び委員の職権の行使 |
| 第10条 | 証券監視委の組織 |
| 第11条 | 委員長 |
| 第12条 | 委員長及び委員の任命 |
| 第13条 | 委員長及び委員の任期 |
| 第14条 | 委員長及び委員の身分保障 |
| 第15条 | 委員長及び委員の罷免 |
| 第16条 | 委員長及び委員の服務等 |
| 第17条 | 委員長及び委員の給与 |
| 第18条 | 会議 |
| 第19条 | 事務局 |
| 第20条 | 勧告 |
| 第21条 | 建議 |
| 第22条 | 事務の処理状況の公表 |

3. 権限及び範囲に係る規定

(1) 証券モニタリングの検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金商業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

| 検査又は報告・資料の徴取の権限規定 | 証券監視委への権限委任規定 | 検査又は報告・資料の徴取の対象 |
|---|----------------------|---|
| 第56条の2第1項(第65条の3第3項において準用する場合を含む。)から第4項まで | 第194条の7第2項第1号及び第3項 | 金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等(登録金融機関を除く。)がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等 |
| 第57条の10第1項 | 第194条の7第3項 | 特別金融商品取引業者の子会社等 |
| 第57条の23 | 第194条の7第3項 | 指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定親会社の子会社等、指定親会社から業務の委託を受けた者 |
| 第57条の26第2項 | 第194条の7第3項 | 指定親会社の主要株主 |
| 第60条の11(第60条の12第3項において準用する場合を含む。) | 第194条の7第2項第2号及び第3項 | 取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者 |
| 第60条の14第2項において準用する第60条の11 | 第194条の7第2項第2号及び第3項 | 電子店頭デリバティブ取引等許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者と取引を行う者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者から業務の委託を受けた者 |
| 第63条の6 | 第194条の7第2項第2号の2及び第3項 | 特例業務届出者、特例業務届出者と取引をする者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者 |
| 第63条の3第2項において準用する第63条の | 第194条の7第2項第2号の2及び | 特例業務に係る届出をした金融商品取引業者等、当該金融商品取引業者等と取引をする者、当該金融商品取引業者等から業務の委託を受 |

| 検査又は報告・資料の徴取の権限規定 | 証券監視委への権限委任規定 | 検査又は報告・資料の徴取の対象 |
|---------------------------------|----------------------|--|
| 6 | 第3項 | けた者 |
| 第63条の14 | 第194条の7第2項第2号の3及び第3項 | 海外投資家等特例業務届出者(海外投資家等特例業務届出者とみなされる移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。)、海外投資家等特例業務届出者と取引をする者、海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者 |
| 第66条の22 | 第194条の7第2項第3号及び第3項 | 金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者 |
| 第66条の45第1項 | 第194条の7第2項第3号の2及び第3項 | 信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人 |
| 第66条の67 | 第194条の7第2項第3号の3及び第3項 | 高速取引行為者、高速取引行為者と取引をする者、高速取引行為者から業務の委託を受けた者 |
| 第66条の88 | 第194条の7第3項 | 投資運用関係業務受託業者、投資運用関係業務受託業者と取引をする者、投資運用関係業務受託業者から業務の委託を受けた者 |
| 第75条 | 第194条の7第2項第4号及び第3項 | 認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者 |
| 第79条の4 | 第194条の7第2項第5号及び第3項 | 認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者 |
| 第79条の77 | 第194条の7第3項 | 投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者 |
| 第103条の4 | 第194条の7第3項 | 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者) |
| 第106条の6第1項(同条第2項において準用する場合を含む。) | 第194条の7第3項 | 株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社 |
| 第106条の16 | 第194条の7第3項 | 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者) |

| 検査又は報告・資料の徴取の権限規定 | 証券監視委への権限委任規定 | 検査又は報告・資料の徴取の対象 |
|----------------------------------|--------------------|---|
| 第106条の20第1項(同条第2項において準用する場合を含む。) | 第194条の7第3項 | 金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所 |
| 第106条の27 | 第194条の7第3項 | 金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社 |
| 第109条において準用する第106条の27 | 第194条の7第3項 | 親商品取引所等、金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所 |
| 第151条 | 第194条の7第2項第6号及び第3項 | 金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所の商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者 |
| 第153条の4において準用する第151条 | 第194条の7第2項第6号及び第3項 | 自主規制法人 |
| 第155条の9 | 第194条の7第2項第7号及び第3項 | 外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者 |
| 第156条の5の4 | 第194条の7第3項 | 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者) |
| 第156条の5の8 | 第194条の7第3項 | 金融商品取引清算機関の主要株主 |
| 第156条の15 | 第194条の7第3項 | 金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者 |
| 第156条の20の12 | 第194条の7第3項 | 外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者 |
| 第156条の34 | 第194条の7第3項 | 証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者 |
| 第156条の58 | 第194条の7第3項 | 指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者 |
| 第156条の80 | 第194条の7第3項 | 取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者(委託を受けた者から委託を受けた者を含む。) |
| 第156条の89 | 第194条の7第3項 | 特定金融指標算出者、特定金融指標算出者か |

| 検査又は報告・資料の徴取の権限規定 | 証券監視委への権限委任規定 | 検査又は報告・資料の徴取の対象 |
|-------------------|---------------|---|
| | 項 | ら特定金融指標算出業務の委託を受けた者、特定金融指標算出者に対して算出基礎情報を提供した情報提供者 |

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)

[投信法]

| 検査又は報告・資料の徴取の権限規定 | 証券監視委への権限委任規定 | 検査又は報告・資料の徴取の対象 |
|-------------------|---------------|--|
| 第22条第1項 | 第225条第3項 | 投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者 |
| 第213条第1項から第5項まで | 第225条第2項及び第3項 | 設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者 |

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)

[SPC法]

| 検査又は報告・資料の徴取の権限規定 | 証券監視委への権限委任規定 | 検査又は報告・資料の徴取の対象 |
|--|------------------|------------------------|
| 第209条第2項において準用する第217条第1項 | 第290条第2項第1号及び第3項 | 資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人 |
| 第217条第1項 | 第290条第3項 | 特定目的会社 |
| 第286条第1項において準用する第209条第2項において準用する第217条第1項 | 第290条第2項第2号及び第3項 | 特定目的信託の原委託者 |

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要

があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)

〔社債等振替法〕

| 検査又は報告・資料の徴取の権限規定 | 証券監視委への権限委任規定 | 検査又は報告・資料の徴取の対象 |
|--------------------------------|---------------|-----------------|
| 第20条第1項(第43条第3項において準用する場合を含む。) | 第286条第2項 | 振替機関 |

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔金サ法〕

| 検査又は報告・資料の徴取の権限規定 | 証券監視委への権限委任規定 | 検査又は報告・資料の徴取の対象 |
|-----------------------------|------------------------|--|
| 第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項 | 第137条第2項第1号及び第2号並びに第3項 | 金融サービス仲介業者、金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者 |
| 第48条第1項及び第2項並びに第49条第1項及び第2項 | 第137条第2項第3号及び第4号並びに第3項 | 認定金融サービス仲介業協会、認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者 |

(注) 証券監視委への権限委任は、金融サービス仲介業のうち有価証券等仲介業務に係るものに限る。報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔犯収法〕

| 検査又は報告・資料の徴取の権限規定 | 証券監視委への権限委任規定 | 検査又は報告・資料の徴取の対象 |
|-------------------|---------------|--|
| 第15条及び第16条第1項 | 第22条第6項及び第7項 | 金融商品取引業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者(移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む)、登録金融機関、証券金融会社、振替機関、口座管理機関 |

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔預金保険法〕

| 検査又は報告・資料の徴取の権限規定 | 証券監視委への権限委任規定 | 検査又は報告・資料の徴取の対象 |
|-------------------------------|---------------|--|
| 第136条第1項及び第2項並びに第137条第1項及び第2項 | 第139条第2項 | 金融商品取引業者等(金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者のうち有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。)、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、証券金融会社)、金融商品仲介業者、登録金融機関、金融商品取引業者等の子会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者 |

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限並びに預金保険法の円滑な実施を確保するため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔景品表示法〕

| 検査又は報告・資料の徴取の権限規定 | 証券監視委への権限委任規定 | 検査又は報告・資料の徴取の対象 |
|-------------------|---------------|-------------------------------------|
| 第29条第1項 | 第38条第6項 | 金融商品取引業者、金融商品仲介業者、登録金融機関、金融サービス仲介業者 |

(注) 金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

〔個人情報保護法〕

| 検査又は報告・資料の徴取の権限規定 | 証券監視委への権限委任規定 | 検査又は報告・資料の徴取の対象 |
|-------------------|---------------|----------------------|
| 第146条第1項 | 第150条第5項 | 金融庁長官が所管する個人情報取扱事業者等 |

(注) 金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

(2) 取引調査の権限及び課徴金の対象範囲

① 取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度(課徴金制度)が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

| 質問・報告等の徴取、検査の権限規定 | 証券監視委への権限委任規定 | 質問・報告等の徴取及び検査の対象 |
|-------------------|---------------|-----------------------------|
| 第177条 | 第194条の7第2項第8号 | 事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所 |

(注)報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 課徴金の対象範囲及び課徴金額

課徴金の対象範囲及び課徴金額は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

| 条 項 | 対象範囲 | 課徴金額 |
|---------|---------------------------|--|
| 第173条 | 風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者 | 違反行為(風説の流布・偽計)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等 (注)金商業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合、それがファンドの運用として行われた場合には運用の対価の額を3倍した額を、その他の場合には、手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課。(以下同じ。) |
| 第174条 | 仮装・馴合売買をした者 | 違反行為(仮装・馴合売買)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等 |
| 第174条の2 | 相場を変動させるべき一連の有価証 | 違反行為(現実売買による相場操縦)期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の |

| 条 項 | 対象範囲 | 課徴金額 |
|---------|-----------------------|--|
| | 券売買等をした者 | 計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額との合計額等 |
| 第174条の3 | 安定操作取引等の禁止に違反した者 | 違反行為(違法な安定操作取引)に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等 |
| 第175条 | 内部者取引をした者 | 違反行為(内部者取引)に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表後2週間の最安値(最高値)に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等 |
| 第175条の2 | 未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者 | 違反行為(情報伝達・取引推奨行為)により、情報受領者等が行った売買等によって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額等 |

(注1)違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる。

(注2)上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

(3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えと考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

| 報告・資料の徴取、検査の権限規定 | 証券監視委への権限委任規定 | 報告・資料の徴取及び検査の対象 |
|--|---------------|--|
| 第26条 (第27条において準用する場合を含む。) | 第194条の7第3項 | 有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類(注1)を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人 |
| 第27条の22第1項 (第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。) | 第194条の7第3項 | 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人 |
| 第27条の22第2項 | 第194条の7第3項 | 意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人 |
| 第27条の30第1項 | 第194条の7第3項 | 大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人 |
| 第27条の30第2項 (報告・資料の徴取のみ) | 第194条の7第3項 | 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人 |
| 第27条の35 | 第194条の7第3項 | 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人 |
| 第27条の37 | 第194条の7第3項 | 重要情報を公表した者若しくは公表すべきであると認められる者、参考人 |
| 第177条 | 第194条の7第2項第8号 | 事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所 |

| 報告・資料の徴取、 検査の権限規定 | 証券監視委への 権限委任規定 | 報告・資料の徴取及び検査の対象 |
|----------------------------|-------------------|---------------------|
| 第193条の2第6項 (報告・資料の徴取のみ) | 第194条の7第3項 | 監査証明を行った公認会計士又は監査法人 |

(注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は、以下のとおり(第25条第1項)。

- ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
- ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
- ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
- ・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書[※]、半期報告書及びこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書[※]及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
- ・臨時報告書及びその訂正報告書
- ・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
- ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

※ 四半期報告書は、令和5年法律第79号(金融商品取引法等の一部を改正する法律)により、令和6年4月1日以後開始する四半期会計期間に係るものから提出が不要となった。

(注2) 有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

② 課徴金の対象範囲及び課徴金額

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

| 条 項 | 対象範囲 | 課徴金額 |
|---------|--|-----------------------------------|
| 第172条 | 有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等 | 募集・売出総額の100分の4.5(株券等以外は100分の2.25) |
| 第172条の2 | 虚偽記載のある有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)等の提出により、有価 | 募集・売出総額の100分の4.5(株券等以外は100分の2.25) |

| 条 項 | 対象範囲 | 課徴金額 |
|----------|---|--|
| 第172条の3 | 証券を取得させ、又は売り付けた者等 有価証券報告書等を提出しない発行者 | 直前事業年度の監査報酬額(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合等は400万円) (四半期報告書 ^{注1} ・半期報告書の場合はその2分の1) |
| 第172条の4 | 虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者 | 600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額 (四半期報告書 ^{注1} ・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1) |
| 第172条の5 | 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者 | 買付総額の100分の25 |
| 第172条の6 | 虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等 | 買付株券等の時価合計額の100分の25 |
| 第172条の7 | 大量保有報告書等を提出しない者 | 対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1 |
| 第172条の8 | 虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者 | 対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1 |
| 第172条の9 | 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者 | 募集・売出総額の100分の4.5(株券等以外は100分の2.25) |
| 第172条の10 | 虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等 | イ. 当該特定証券等情報が公表されている場合 募集・売出総額の100分の4.5(株券等以外は100分の2.25) ロ. 当該特定証券等情報が公表されていない場合 イ. の額に、 $\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$ を乗じて得た額 |
| 第172条の11 | 虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者 | イ. 当該発行者等情報が公表されている場合 600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額 ロ. 当該発行者等情報が公表されていない場合 |

| 条 項 | 対象範囲 | 課徴金額 |
|----------|--------------------------------|---|
| 第172条の12 | 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者 | イ. の額に、 $\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数}}$ を乗じて得た額 特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額 |

(注1) 四半期報告書は、令和5年法律第 79 号(金融商品取引法等の一部を改正する法律)により、令和6年4月1日以後開始する四半期会計期間に係るものから提出が不要となった。

(注2) 第 172 条の2、第 172 条の4、第 172 条の7、第 172 条の 10、第 172 条の 11 及び第 172 条の 12 の違反行為について、違反者が当局による調査前に違反事実に関する報告を行った場合には、直近の違反事実に係る課徴金の額が半額となる(金商法第 185 条の7第 14 項)。

(注3) 違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる(金商法第 185 条の7第 15 項)。

(4) 犯則事件の調査の権限及び範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

| 根拠規定 | 犯則事件の調査の権限 |
|---|---|
| 金商法第210条 金サ法第161条 犯収法第32条 | 犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限 |
| 金商法第211条、第211条の2 金サ法第161条 犯収法第32条 | 裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索又は差押え等の強制調査権限 |

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条、金サ法施行令第50条及び犯収法第32条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

| 条 項 | 行為者 | 規定の概要 |
|--------------------------------|----------------------------------|---|
| 第5条、第24条等 第15条等 | 発行者 発行者、売出しをする者、引受人、金融商品取引業者等 | 有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等 有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等 |
| 第23条の3等 第27条の3等 第27条の23等 | 発行登録者 公開買付者 大量保有者等 | 発行登録書等の提出義務等 公開買付届出書等の提出義務等 大量保有報告書等の提出義務等 |
| 第30条の2等 | 金融商品取引業者等 | 金融商品取引業者等に対する認可の条件 |
| 第37条等 | 金融商品取引業者等 | 広告等の規制 |
| 第37条の3 | 金融商品取引業者等 | 契約締結前の情報の提供等 |

| 条 項 | 行為者 | 規定の概要 |
|-----------|------------|--|
| 第37条の4 | 金融商品取引業者等 | 契約締結時等の情報の提供 |
| 第37条の5 | 金融商品取引業者等 | 保証金の受領に係る書面の交付 |
| 第38条等 | 金融商品取引業者等 | 契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止 |
| 第38条の2 | 金融商品取引業者等 | 投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等 |
| 第39条第1項 | 金融商品取引業者等 | 損失保証・損失補填等の禁止 |
| 第40条の4 | 金融商品取引業者等 | 特定投資家向け有価証券の売買等の制限 |
| 第41条の2 | 金融商品取引業者等 | 投資助言業務に関する禁止行為 |
| 第42条の2 | 金融商品取引業者等 | 投資運用業に関する禁止行為 |
| 第42条の7 | 金融商品取引業者等 | 運用状況に係る情報の提供 |
| 第43条の6第2項 | 金融商品取引業者等 | 暗号等資産関連業務において、契約の締結又はその勧誘に関して、顧客を誤認させるような表示の禁止 |
| 第157条 | 何人も | 有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止 |
| 第158条 | 何人も | 風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止 |
| 第159条 | 何人も | 相場操縦行為等の禁止 |
| 第161条第1項 | 金融商品取引業者等 | 金融商品取引業者等の自己計算取引等の制限 |
| 第163条等 | 会社役員等 | 役員・主要株主の特定有価証券等の売買等に関する報告書の提出義務等 |
| 第165条 | 会社役員等 | 役員・主要株主の禁止行為 |
| 第166条 | 会社関係者等 | 会社関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第167条 | 公開買付者等関係者等 | 公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第167条の2 | 会社関係者等 | 未公表の重要事実の伝達等の禁止 |
| 第168条 | 何人も | 虚偽の相場の公示等の禁止 |
| 第169条 | 何人も | 対価を受けて行う新聞等への意見表示の制限 |

| 条 項 | 行為者 | 規定の概要 |
|-------|-----------------------|--------------|
| 第170条 | 何人も | 有利買付け等の表示の禁止 |
| 第171条 | 有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等 | 一定の配当等の表示の禁止 |

[金サ法]

| 条 項 | 行為者 | 規定の概要 |
|---------|------------|-------------------------|
| 第31条第1項 | 金融サービス仲介業者 | 投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等 |
| 第31条第2項 | 金融サービス仲介業者 | 損失保証・損失補填等の禁止等 |

[犯収法]

| 条 項 | 行為者 | 規定の概要 |
|--------|-------------|----------------|
| 第4条第6項 | 顧客等 代表者等 | 本人特定事項の虚偽申告の禁止 |

(5) 裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限

証券監視委は、金商法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

| 申立て、報告等の徴取・検査等の権限 | 証券監視委への権限委任規定 | 申立て、報告等の徴取・検査等の対象 |
|-------------------|---------------|---|
| 第187条 | 第194条の7第4項第1号 | 関係人、参考人、鑑定人 |
| 第192条第1項 | 第194条の7第4項第2号 | <p>下記に定める行為を行い、又は行おうとする者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるときで、金商法又は同法に基づく命令に違反する行為。 ・金商法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利等に関し出資され、又は拠出された金銭等を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときで、これらの権利に係る同条第八項第七号から第九号までに掲げる行為。 |

(注) 金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔投信法〕

| 申立て、報告等の徴取・検査等の権限 | 証券監視委への権限委任規定 | 申立て、報告等の徴取・検査等の対象 |
|---|---------------|--|
| 第26条第1項(第54条第1項において準用する場合を含む。)、第219条第1項 | 第225条第4項第1号 | <p>受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投信法若しくは同法に基づく命令等に違反している場合で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。 ・受益証券を発行する投資信託委託会社の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。 |

| 申立て、報告等の 徴取・検査等の権限 | 証券監視委への 権限委任規定 | 申立て、報告等の徴取・検査等の対象 |
|---|---------------------------------------|--|
| <p>第26条第7項(第54条第1項において準用する場合を含む。)、第60条第3項、第219条第3項、第223条第3項において準用する金商法第187条の規定による権限</p> <p>第60条第1項、第223条第1項</p> | <p>第225条第4項第2号</p> <p>第225条第4項第1号</p> | <p>関係人、参考人、鑑定人</p> <p>外国投資信託等の受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。</p> <p>・受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。</p> |

(注) 投信法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

第2章

証券監視委の 基本指針等



証券取引等監視委員会 中期活動方針

(第12期:2026年~2028年)

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

2026(令和8)年1月16日

証券取引等監視委員会

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視¹による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成4年に設置され、今般、第12期²が発足しました。

市場においては、その仕組みの変更やデジタル技術の発展により、市場監視対象の拡大・複雑化・高度化・グローバル化が進んでいます。また、貯蓄から投資への動きの中で投資者の裾野の広がりも見られます。

証券監視委は、こうした環境変化の中で、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対応、といった機能を引き続き適時適切に活用することで、自らの使命を果たしてまいります。

具体的には、以下のとおり、「Ⅰ. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析・活用」「Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査」「Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み」の好循環の実現に努めてまいります。また、市場監視の専門機関としての能力を向上させ、市場監視の好循環の礎とします。

¹ 市場監視とは、市場モニタリング、取引審査、証券検査、取引調査、開示検査、犯則調査等を含む、証券監視委の活動全般を指す。

² 証券監視委の委員長及び委員の任期は3年とされており(金融庁設置法第13条第1項)、この3年の期間を「1期」と呼んでいる。

具体的な施策

I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析・活用

(1) 有用情報の収集・活用

- 証券監視委の市場監視業務にとって「情報」は要であり、情報提供窓口・自主規制機関等を通じて、市場全体について幅広く有用な情報を収集し、活用します。
- 市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、必要に応じ金融庁・財務局等とも共有するなど、市場監視全般に多面的・複線的に活用します。

(2) 市場の変化等の適切な把握・分析

- 株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等の市場全体に目を向けるとともに、それらの変化を適時に把握・分析することで、問題の早期発見につなげます。
- 市場や上場企業・金融商品取引業者等の市場関係者を取り巻く環境変化や制度見直し等を踏まえつつ、新たな商品・取引や、監視の目の行き届きにくい商品・取引等に的確に対応します。

(3) 国際連携の強化

- 証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際的な枠組みを通じた情報共有を進め、グローバルな市場監視を強化するとともに、海外当局との積極的な連携を通じて、法執行事例等の情報や市場監視に係る問題意識等を交換し、市場監視に活用します。

II. 効果的・効率的な調査・検査

(4) リスクベースアプローチに基づく証券検査

- 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、顧客の最善の利益を勘案した誠実かつ公正な業務が遂行されているかなどの観点に基づく検証や問題点の指摘に努めます。問題が認められた場合、深度ある議論を通じて、事案の全体像を把握し、その根本原因を究明した上で、行政処分勧告等を行うにとどまらず、実効性のある内部管理態勢の構築等を促すことにより、再発防止・未然防止につなげます。

(5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応

- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明します。事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげます。



- クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行います。

(6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行います。

(7) 投資者被害事案に対する積極的な取組み

- 顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し、SNS上の広告等を通じて無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て等、投資者被害事案に対して、積極的に取り組みます。

(8) 非定型・新類型の事案等に対する対応強化

- 証券監視委として過去に勧告・告発等した類型にも引き続き対応しつつ、デジタル技術の発展や新たな金融商品の広がりなど、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等についても、積極的に対応します。

Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

(9) 情報発信の強化

- 投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を充実させます。
- 個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行います。これにより、意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集・活用につなげます。

(10) 関係機関との更なる連携強化

- 市場の構造的な問題を把握した場合には、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行います。
- 共通の目的を有する自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化し、市場監視の実効性を高めていきます。



市場監視の専門機関としての能力向上

(1) デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化

- 市場監視業務の高度化・効率化を図るため、デジタル技術の一層の活用に向け必要なインフラの見直しや、デジタルフォレンジック業務に必要な機器等の整備を行うとともに、対応する職員の技術の向上を一層進めていきます。

(2) 職員の戦略的な育成・活用等

- 市場監視の力の源泉は職員であり、職員誰もがいきいきと働き、全ての職員が能力を最大限に発揮できるよう環境整備を進めます。
- 証券監視委の使命を適切に果たしていくため、高度な専門性と幅広い視点を持った職員の育成・確保に引き続き取り組みます。
- その上で、こうした職員の能力と、法律、会計、システム、不動産、金融工学等の多様な専門家の知見とを結集し、関係機関とも連携して、複雑化・高度化する市場に対応していきます。

(3) 財務局との協働・連携の推進

- 市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において情報共有を進め意思疎通を確保し、業務遂行能力を更に高めつつ、一体的な業務運営を図っていきます。

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

<電話・FAXによる情報提供先>

直通電話：0570-00-3581（一部のIP電話等からは03-3581-9909）におかけください。

FAX【高齢者・障がい者専用】：03-3506-6699（「証券取引等監視委員会 情報提供窓口」と明記して下さい。）



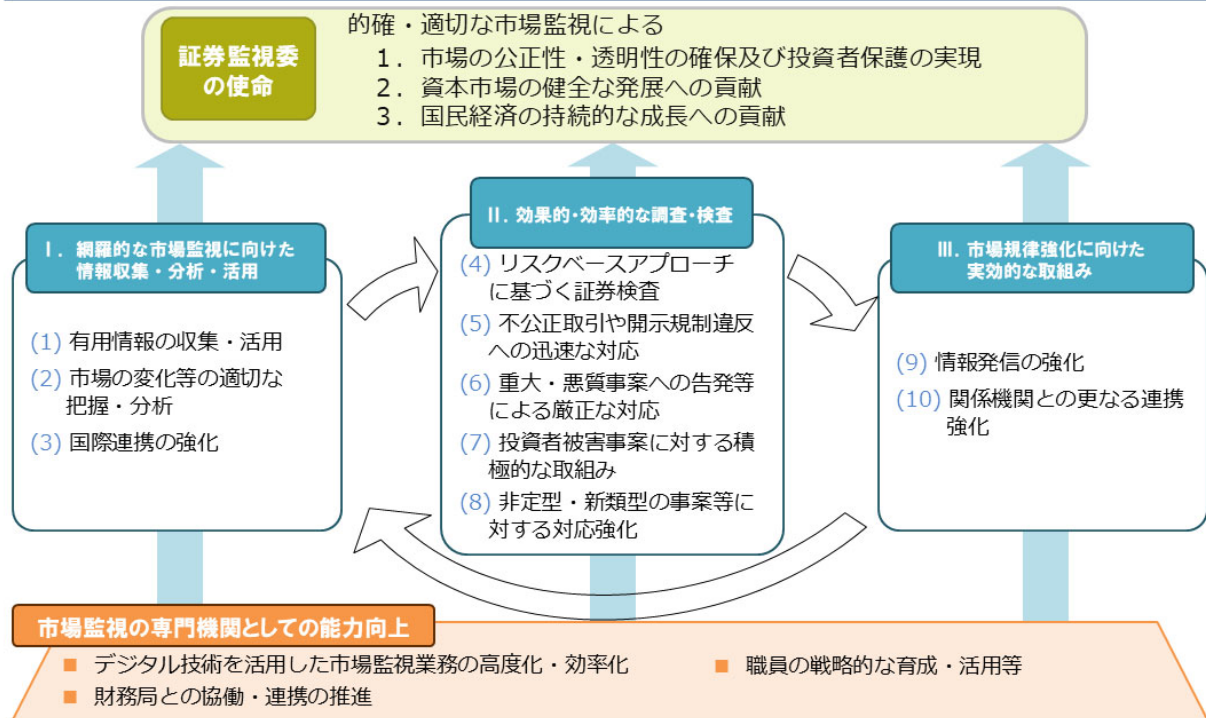
- ◆ 証券監視委では、「粉飾決算（架空売上・架空利益の計上等）」、「投資者保護上の問題（著しい高利回りを明示する金融商品等）」、「市場における不正取引（インサイダー取引、相場操縦等）」などの情報を幅広く受け付けています。

証券取引等監視委員会 中期活動方針

(第12期:2026年~2028年)



～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～



今後の証券モニタリングの基本的な考え方

令和2年6月

証券取引等監視委員会

今後の証券モニタリングの基本的な考え方

本文書は、金融商品取引業者等に対するモニタリング(証券モニタリング)に関し、証券取引等監視委員会(証券監視委)がオン・オフ一体のモニタリング¹に取り組む中、金融庁から先に公表された方針・指針等を踏まえつつ、今後の証券モニタリングの基本的な考え方を、関連文書も含めて整理したものである。

I. 証券モニタリングの現状と課題

1. 証券監視委のこれまでの取組

(1) リスクベースに基づくオン・オフ一体のモニタリング

証券監視委では、監督部局との連携を通じて、金融商品取引業者等の経営管理(ガバナンス)の有効性、取扱金融商品や取引等のビジネスの特性、リスク管理の適切性や財務の状況等を的確に把握し、延べ7千を超える金融商品取引業者等が抱えるリスクの特性に応じた、オン・オフ一体のモニタリングを行っている。

特にオンサイト・モニタリングにおいては、問題の全体像を把握したうえで、根本的な原因を究明し、再発防止につながる深度のある検証に取り組んでいる。

(2) 証券監視委で策定した方針等

これまで証券監視委では、上記(1)のオン・オフ一体のモニタリングを行うために、金融商品取引法を始めとする関連法令に基づくほか、以下の方針及び指針等を策定・公表し、これらを踏まえた証券モニタリングに取り組んでいる。

① 証券取引等監視委員会 中期活動方針

証券監視委を取り巻く環境を踏まえた3年ごとの活動方針

② 証券モニタリング基本方針

時々の経済・市場環境等を踏まえた、証券モニタリングに関する事務年度ごとの重点的な取組事項等

③ 金融商品取引業者等検査マニュアル(証券検査マニュアル)

オンサイト・モニタリングの着眼点や留意点を例示した検査官向けの手引

④ 証券モニタリングに関する基本指針

主としてオンサイト・モニタリングの手続

2. 証券監視委の証券モニタリングにおける今後の課題

上述のとおり、証券監視委では、監督部局との連携の下、オン・オフ一体のモニタリ

¹ 証券モニタリングは、オンサイトとオフサイトのモニタリング双方を包含している。このうち、オンサイト・モニタリングとは、オンサイトによる検査を示し、オフサイト・モニタリングとは、オンサイトによる検査以外で、金融商品取引業者等に対する報告徴取及びヒアリング等を通じた情報収集等を幅広く行う活動であり、主として監督部局と連携して行う活動を示す。

ングを行っているが、金融庁において、平成 30 年6月以来、全ての金融機関等の検査・監督をスコープに入れて、基本的な考え方の整理が行われている(注)。こうした中、証券監視委の証券モニタリングを一層効果的・効率的に行うためには、検査・監督の着眼点や留意点の共通化や明確化を図ることが重要な課題となっている。

以下は、証券監視委の方針及び指針等と、金融庁から公表されている検査・監督基本方針、監督指針及びディスカッション・ペーパー等との関係を含め、証券監視委の今後の証券モニタリングにおける基本的な考え方及び進め方を示すものである。

(注) 金融庁における検査・監督の考え方

金融庁においては、平成 30 年6月に、検査・監督対象となる全ての金融機関等の検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を定めた、「金融検査・監督の考え方と進め方」(検査・監督基本方針)を策定・公表し、以下の考え方を示している。

- 従来の定期検査だけでは、前回検査以降の環境変化や新たな課題の発生に機動的に対応できないこと等から、継続的な情報収集と対話の下に各金融機関等の特性を把握し、課題の性質に応じてオンサイトとオフサイトのモニタリングを機動的に使い分け、改善状況をフォローアップする、オン・オフ一体の継続的なモニタリングへの転換
- 今後の検査・監督の進め方として、最低基準の遵守状況を確認する「最低基準検証²⁾」、持続的な最低基準充足を確保するための「動的な監督」、ベスト・プラクティスのための「見える化と探求型対話」の3つの手法の使い分け
- 個別のテーマ・分野(コンプライアンス・リスク管理、顧客本位の業務運営、ITガバナンス、健全性政策等)については、監督指針とともにプリンシプルや金融機関との対話のための材料であるディスカッション・ペーパー等の活用

II. 今後の証券モニタリングについて

1. 基本的な考え方

証券監視委では、今後とも、金融商品取引業者等が法令等に基づき適正に業務を行っているか、引き続き厳正に検証していく。

その際、法令違反行為等の検証のみにとどまらず、将来の最低基準抵触の蓋然性も含めた問題の全体像の把握を行い、根本原因の究明やフォワード・ルッキングな視点からの検証に際しては、引き続き、業務運営態勢(経営管理態勢、内部管理態勢・法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部(外部)監査態勢、危機管理態勢)の整備状況に着眼する³⁾。

²⁾ 最低基準の中には、利用者保護、市場の公正性・透明性の確保を目的として制定された諸法令や、経営管理・顧客保護・リスク管理のために最低限必要とされる態勢等が含まれている。

³⁾ 証券検査マニュアルに記載のある上記5つの業務運営態勢の整備については、根本原因の究明や将来の最低基準抵触の蓋然性の評価のため引き続き重要であることから、今後も証券モニタリングの着眼点としていく。

特に、金融グループ等に属する金融商品取引業者等のモニタリングに当たっては、監督部局等と連携し、当該金融商品取引業者等が属する金融グループ全体のビジネスモデルや経営方針等を含めた多角的な観点からモニタリングを行う。

2. モニタリングの進め方

(1) ルールベースの検証

金融商品取引法及び関連法令においては、金融商品取引業者等が市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護等を図るうえで遵守すべき最低限度のルールが規定されている。今後も、金融商品取引法及び関連法令等の規定に基づき、金融商品取引業者等の業務が適正に行われているか、引き続き厳正に検証を行っていく。その際、個別の規定の適用に当たっては、法令の趣旨・目的に遡って保護すべき重要な法益等を踏まえた検証を行う。

(2) 根本原因の究明や将来の最低基準抵触の蓋然性の評価のための業務運営態勢

検知された法令違反行為等の根本原因の究明や将来の最低基準抵触の蓋然性の評価に当たっては、金融庁から公表されている監督指針⁴を踏まえ業務運営態勢の適切性を検証するほか、検査・監督基本方針、プリンシプルや分野ごとのディスカッション・ペーパー等⁵の考え方・進め方も踏まえながら取り組む。

例えば検査・監督基本方針に関しては、事案の内容に応じて、以下の考え方を踏まえることとする。

- 問題事象の根本原因の追究を通じて将来に向けた実効性ある改善策を議論することや、ガバナンス・企業文化・内部管理態勢が全体として必要な実効性を有しているかを評価することが重要であること
- 足元で利用者保護や不公正取引に関する問題事象が生じていなくても、金融機関のビジネスモデル、社会経済環境、規制動向、社会的な期待目線の高まり等から将来において問題事象が発生する蓋然性が高まっている場合、将来的に最低基準に抵触する蓋然性が高いこと

(3) 事務年度ごとの重点的なモニタリング方針

金融商品取引業者等を取り巻く経済環境等の変化を踏まえたフォワード・ルッキングな視点からのモニタリングの方針や重点事項等は、金融庁から公表される金融行政の方針⁶等を踏まえつつ、中期活動方針や証券モニタリング基本方針において定める。

⁴ その他監督指針等としては、信用格付業者向け、高速取引行為者向け、清算・振替機関等向けや「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」がある。これらについては、金融庁ウェブサイトを参照。

⁵ ディスカッション・ペーパー等としては、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」や「顧客本位の業務運営に関する原則」がある。これらについては、金融庁ウェブサイトを参照。

⁶ 例えば令和元事務年度の場合、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」(令和元年8月28日策定)を示す。

(4) 検査手続

検査の実施手続は、引き続き証券モニタリングに関する基本指針を使用していく。

3. 証券検査マニュアルの取扱い

(1) 現状⁷

平成 13 年に策定した証券検査マニュアル⁸は、金融商品取引業者等の業務運営態勢に着眼した態勢編及び金融商品取引業者等の業務プロセスに沿って法令等遵守の確認項目を例示した業務編から構成されているところ、証券監視委においては、これまで主として検査官の手引書として活用してきた。

こうした中、現状において、態勢編は、その大部分において監督指針と内容が重複している。また、業務編は、金融商品取引業者等の取引やそのビジネスモデル等の複雑化・多様化が急速に進む環境下において、個々の金融商品取引業者等が抱えるリスクに応じた検証が求められている中、証券検査マニュアルのチェックリスト形式による一律の検証を行う意義は薄れてきたと考えられる。

(2) 証券検査マニュアルの廃止等

上記を踏まえ、証券検査マニュアルの態勢編については、オン・オフ一体のモニタリングの下、金融商品取引業者等の業務の検証において必要となる考え方も含めて、監督指針へ引き継ぐ。

また、業務編については、こうした記載項目に依拠した業務プロセスの構築が、形式面のみを重視することにつながるおそれがあり、また、本来、金融商品取引業者等がそれぞれの業務の規模や特性に応じて自ら実効性ある事務手続の方法を策定すべきものであるとの観点から、廃止⁹する。

証券検査マニュアルの態勢編及び業務編に関する上記措置は、本文書の策定と同時に実施する。

なお、証券検査マニュアル廃止後の証券モニタリングに関係する方針・指針等としては、本文書のほか、証券監視委が公表する証券モニタリングに関する基本指針等や、金融庁から公表される監督指針、検査・監督基本方針、プリンシプルや分野ごとのディスカッション・ペーパー等が挙げられる。

以上

⁷ 金融庁においては、令和元年 12 月に預金等受入金融機関や保険会社等の検査マニュアルを廃止した。

⁸ 元々、「証券会社に係る検査マニュアル」として平成 13 年 6 月に策定・公表。その後、「証券検査マニュアル」、「金融商品取引業者等検査マニュアル」に改名して存続してきた。

⁹ 「金融商品取引業者等検査マニュアル」の別冊である「信用格付業者検査マニュアル」も併せて廃止する。

施行日

令和2年6月26日 策定

令和8年5月20日 一部改正

証券モニタリングに関する基本指針

令和7年5月

証券取引等監視委員会

本指針は、証券モニタリングの過程において、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）及び財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）が実施する検査に係る基本的な手続を示したものである。

検査は、リスクベースに基づく証券モニタリングを実施する上での一手段であり、ルールベースの検証のみにとどまらず、根本原因の究明や、フォワードルッキングな観点からの検証も行う。他方で、検査は検査対象先に相応の負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力を得ることも重要である。

そのため、検査官及び検査対象先双方が、検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な検査を実施することが重要である。

したがって、本指針について検査対象先が理解していることを確認するとともに、本指針に規定のない取扱いを行う際には、随時、検査対象先へ説明する等の配慮が必要である。

（注1）証券モニタリングとは、検査とモニタリングの双方を包含している。

また、検査は、法令の検査権限に基づく検査を指し、モニタリングは、検査以外で証券監視委、監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。）、検査部局、財務局等が連携し、あるいは必要に応じて直接に、金融商品取引業者等に対する報告徴取、ヒアリング、関係先（証券監視委、金融庁の関係部署等及び必要に応じて、自主規制機関（金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人をいう。以下同じ。）等）との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

（注2）本指針において、金融商品取引業者等とは、金融商品取引業者、登録金融機関のほか、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、自主規制機関等法令に基づいて行う検査対象先を指す。

I 検査の準備

1. 検査官の心構え

検査官は、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

(1) 綱紀・品位・秘密の保持

検査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、証券モニタリングの遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 適正な手続の遵守

検査官は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）等の規定の趣旨を十分に理解した上で、証券モニタリングが私企業又は個人に対するものであることを自覚し、常に適正な手続に基づいて実施しなければならない。

(3) 効率的・効果的な証券モニタリングによる実態の把握と根本原因の究明

検査官は、証券モニタリング対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取しなければならない。また、検査官は、不断に証券モニタリングに必要な情報の収集・分析に努めるとともに、フォワードルッキングな観点を持ち、様々な情報を幅広い視点で検証することに努めるものとする。さらに、検査官は、創意工夫を通じて、効率的・効果的な証券モニタリングを行うことで、証券モニタリング対象先のビジネスモデル（業務の実態、取扱商品、収益構造等を指す。以下同じ。）や業務等の正確な実態を把握するとともに、問題点を把握したときは、その根本原因（例えば、企業文化、経営方針、ガバナンス（経営管理態勢を指す。以下同じ。）等）の究明に努めなければならない。

(4) 自己研さんと能力の発揮

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融商品市場等の動向に広く目を向けるなど、常に自己研さんに努めなければならない。また、全ての検査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努め

なければならない。

2. 検査実施の検討

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、モニタリングで把握した課題について、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「臨店検査」という。）により行うものとする。

（1）検査対象先の選定

検査の実施に当たり、モニタリングにおけるリスクアセスメントの結果等を総合的に勘案した上で、リスクベースでその対象先を選定する。

（2）検査の種類

検査の種類は、次のとおりとする。

- ① 一般検査
検査対象先に係る業務運営等の全般について行う検査をいう。
- ② 特別検査
検査対象先に係る業務運営等の一部について行う検査をいう。

（3）検査の方法

一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

- ① 合同検査
証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。
- ② 支店単独検査
証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査（①に掲げるものを除く。）をいう。
- ③ グループ等一体型検査
証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の親子法人や契約先など、グループ等に対して必要に応じて一体的に行う検査をいう。
- ④ 同時検査
効率的・効果的な検査の実施に資するため、金融庁の検査部局と時期を同じくして行う検査をいう。

（注）留意事項

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

また、同時検査の実施に当たっては、金融庁の検査部局との間で、十分調整の上行うものとする。

3. 検査命令書の作成

検査命令書（別紙様式1）は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等（財務局にあつては「財務局長」、財務支局にあつては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあつては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。）名で作成する。

4. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする（予告検査を行う場合については、検査予告日の前営業日とする。）。

（注）財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

5. 予告検査

（1）予告検査

臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。

（2）検査予告時期

検査予告は臨店検査着手日のおおむね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする（Ⅱ1.（1）口参照）。

6. 検査の実施

検査においては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で、業務運営の適切性等について検証を行い、問題が認められた場合には、法令等違反行為等の指摘にとどめることなく、その問題の根本原因を究明するように努めるものとする。

II 検査の手順等

1. 臨店検査

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

イ. 主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的（一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。）
- ② 検査への協力依頼（検査を受けて（予告検査の場合は、検査予告後）、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達する。）
- ③ 検査のプロセス（初回検査先以外は省略可。）
- ④ 検査関係情報（Ⅱ 1.（2）①参照）の第三者への開示制限の概要
- ⑤ 意見申出制度の概要（Ⅲ 1.「意見申出制度」参照）
- ⑥ 検査モニターの概要（Ⅲ 2.「検査モニター」参照）
- ⑦ 必要な提出資料の提示（Ⅶ 2.「提出資料一覧」参照）
- ⑧ その他必要な事項

なお、検査官は、相手方に検査証票を提示できるよう、常に携帯する必要がある。

- ロ. 予告検査の場合には、検査予告時に、
- i. 上記①及び②の項目の説明、
 - ii. 臨店検査着手日の伝達並びに
 - iii. これ以降の資料保存等の要請をするとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示をするものとする。
- また、それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示及び説明す

るものとする。

(2) 検査関係情報の第三者への開示制限

① 臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時（予告検査の場合は、予告後速やかに）に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（検査を受けている事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。）の第三者への開示制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。

- ・ 検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。
- ・ 適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長（以下「証券検査課長」という。財務局等にあつては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。
- ・ 上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書（以下「第三者非開示承諾書」という。（別紙様式2））に記名すること。

② 第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

イ. 主任検査官は、臨店検査着手時（予告検査の場合は、予告後速やかに）に、検査終了通知書交付前であれば主任検査官（検査終了通知書交付後であれば証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官））の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を記載した第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名を受けるものとする。

ロ. ただし、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、開示制限の対象となる第三者に該当しないものとする。

③ 検査関係情報開示承諾申請書の提出

イ. 主任検査官（検査終了通知書交付後であれば証券検査課長（財務局

等にあつては、証券取引等監視官))は、検査対象先から第三者への開示の申出があつた場合には、当該検査対象先から書面による申請(以下「開示承諾申請」という。(別紙様式3))を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例としては、以下のとおり。

- ・ 検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
- ・ 検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- ・ 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示

ただし、以下の場合には開示承諾申請を要しないものとする。

- ・ 検査対象先の経営管理会社への開示であつて、過去の検査において、当該経営管理会社に対する開示承諾を受けている場合(当該経営管理会社に変更がない場合に限る。)
- ・ 検査期間中に主任検査官の求めにより、検査対象先が、第三者(例えば、業務委託先)に検査に係る事項について確認をするため当該第三者に対して行う開示であつて、当該確認のため必要な限度内で検査関係情報を開示する場合
- ・ 検査対象先が、検査期間中に、当該検査対象先と契約関係にある外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に対して相談のために行う開示であつて、当該開示について事前に主任検査官に報告が行われ、主任検査官が検査の実行性及び保秘の観点から支障がないと判断した場合

- ロ. 検査対象先から開示承諾申請があつた場合、主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、iii. 検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

(3) 検査資料の徴求

① 既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

② 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を明確に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、徴求する資料の重複等がないように努めるものとする。

③ 資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、主任検査官は、原則として、検査対象先に対して借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

④ 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

(4) 現物検査

① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。

② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

(5) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

- ① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。
- ② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、やむを得ない事情により就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的・効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日（初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに）に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店検査期間中は、検査対象先との双方向の対話を重視し、検査対象先のビジネスモデル、ガバナンス、内部管理態勢等のほか、個別の問題点等について、深度ある議論に努める。

また、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、双方向の対話を通じ、深度ある議論を行った上で、問題点・相違点等の認識の共有を図るよう努める。

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回し、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努める。

- ③ 臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。
- ④ 主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣

と意見交換を行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。

(7) 事実の解明又は認定

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

(8) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(9) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票（別紙様式4）

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、整理票を作成する。

② 質問票（別紙様式5）

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて、質問票を作成する。

③ モニタリング確認票（別紙様式6）

検査基準日現在で具体的な問題は生じていないものの、ビジネスモデルの変化等に応じ、フォワードルッキングな観点からガバナンスや内部管理態勢上の課題と考えられる事項を把握・認識共有するために、検査対象先と認識共有ができた事項（以下「留意すべき事項」という。）

について、必要に応じて、モニタリング確認票を作成する。

なお、主任検査官は、モニタリング確認票で確認した内容については、深度ある議論により検査対象先との間で課題として認識共有ができたものに限ることから、検査対象先に意見申出の対象とはならないこと、検査終了通知書に記載することを前提としていることを伝える。

(10) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題及び課題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の根本原因を追究するものとする。更に、ビジネスモデルや業務運営状況、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票及びモニタリング確認票を作成するものとする。

(11) 臨店検査におけるその他の留意事項

① ヒアリングへの他の役職員の同席

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

② 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券取引等監視委員会事務局証券検査課証券検査指導官（以下「証券検査指導官」という。）と対応について協議を行った上、証券検査課長へ報告（財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告）し、必要な指示を受けるものとする。

③ 反面調査

主任検査官は、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認（反面調査）を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議した上、証券検査課長へ報告（財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告）し、指示を受けて反面調査を行うものとする。

④ 業務委託先等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官は、業務委託先、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議した上、証券検査課長へ報告（財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告）する。当該検査については、証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

⑤ 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等（以下「検査拒否等」という。）により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査指導官へ連絡するものとする。証券検査指導官は、速やかに主任検査官とその対応策を協議し、証券検査課長へ報告を行い、指示を受け、これを主任検査官へ連絡するものとする（財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告し、指示を受けるものとする。）。

この際、主任検査官は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

⑥ 災害発生時等の対応

イ. 主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直ちに証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）は、必要に応じて主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

ロ. 主任検査官は、災害以外にも、以下の場合等においては、証券検査指導官と相談を行った上、証券検査指導官が証券検査課長へその旨報告（財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ相談ないし報告）し、指示を受けるものとする。検査の一時的な中断又は中止の検討、検討の結果については、上記と同様の取扱いとする。

a. 一時的な中断の検討

- ・ 検査対象先の作業に長時間を要する場合
- ・ 検査対象先との間で重大な問題点等について認識の相違がある場合

b. 一時的な中断又は中止の検討

- ・ 会社の消滅、重大なシステム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合

2. 臨店検査終了後

（1）検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような根本原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、証券取引等監視委員会事務局証券検査課審査担当係（財務局等にあつては、審査担当係等を経由。）と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

（2）講評等

- ① 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項や留意すべき事項を整理し、（指摘事項がない場合は可能な限り速やかに）、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

ただし、証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

（注）指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

- イ. 検査で認められた法令等違反行為等及び留意すべき事項を伝達す

る。また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

ロ. 上記イ. のうち法令等違反行為等については、検査対象先と認識が相違した事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

② 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

③ 講評の際の出席者

イ. 証券監視委又は財務局等

原則として、主任検査官のほか担当検査官 1 名以上とする。

ロ. 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

④ 講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達（証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）が効率性等の観点からその他の手段による伝達が適当と判断した場合は、その他の手段により伝達）する。なお、講評（留意すべき事項を除く）は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容を伝えるものとする。

また、主任検査官は必要に応じて、検査対象先の監査関係者に対しても検査結果を講評時等において共有する等、改善に向けた自主的な取り組みの促進に資するよう努めるものとする。

(3) 検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後（財務局等にあつては、財務局長等説明等の後）速やかに証券監視委委員長名（財務局等にあつては財務局長等名）において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする（別紙様式 7）。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭等適宜の方法により伝達するものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、3 か月以内を目途に行うよ

う努めるものとする。

(4) 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

(5) 検査結果の公表等

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上で公表するものとする。

- ① 勧告に至った事案については、検査終了後、速やかに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。
- ② 勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。
- ③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、当面の間、平成27年金商法改正以前の法令等違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。
- ④ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

(6) 検査後のフィードバック等

証券監視委及び財務局等は検査の結果について、今後のモニタリング等に適切に反映させるとともに、証券モニタリングで検証した事項の内容及び問題点が的確に伝わるよう、毎年公表する金融商品取引業者等に対する証券モニタリング概要・事例集の内容を充実させるなど、証券モニタリングの結果をフィードバックしていくことで、証券モニタリングのPDCAサイクルを有効に機能させるよう努めるものとする。

Ⅲ 意見申出制度・検査モニター

1. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。(Ⅱ

1. (1) イ. ⑤参照)

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式8)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てとして、証券監視委に直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ. 意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等の事実関係に関する意見相違事項に限る。

(注) 上記意見相違事項以外の申出内容(法令解釈、新たな論点、新たな主張等)は対象外となる。

ハ. 意見申出書の提出期間は、検査対象先の責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、検査対象先から上記期間内に提出期間延長の要請があった場合、上記期間から、更に2日間(行政機関の休日を除く。)を限度として、提出期間を延長することができる。意見申出書が郵送により提出された場合、消印が提出期間内(提出期間を延長した場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない場合は、提出期間内に意見申出書のみを提出すれば足り、後日、説明資料を提出することができる。その場合、申請者は、速やかに説明資料を提出するものとする。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書（別紙様式 9）を提出した上で意見申出書の返却を求めることができる。

ヘ. 証券監視委事務局長は、提出された意見申出書が下記に該当する場合、速やかに申出者に対して意見申出書の受付日及び不受理の理由を記載した意見申出不受理決定通知書（別紙様式 10）を申出者に送付することとし、申出者の求めに応じて、意見申出書及び説明書類を返却することができる。

- ・意見相違事項が上記ロ.（注）に該当する場合
- ・上記ハ. に定める期限を超えて提出された場合

② 審理手続等

イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局（証券検査課以外の課）が作成した審理結果（案）に基づいて、証券監視委において審理を行う。

ロ. 審理結果については、検査終了通知書（案）に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

申出者（検査対象先）に対する審理結果の回答については、検査終了通知書に別添として添付する形で行う。

2. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見を受け付け、臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。（Ⅱ 1.（1）イ. ⑥参照）

（2）検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付（アンケート方式）」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付（アンケート方式）

イ. 意見提出方法

証券監視委ウェブサイトに掲載された所定のアンケート用紙（別紙様式 11）に記入し、電子情報処理組織を使用する方法又は郵送に

より送付する。

ロ. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査終了日から検査終了通知書交付後 10 日目（行政機関の休日を除く。）までを目安とする。

② 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長（証券検査課担当）、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者（必要に応じ、証券監視委事務局の実施者）とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、臨店検査開始から検査終了通知書交付前までの間に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

（注）実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に（必要があれば実施後も）検査チームとの面談を行うものとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

IV 書類の作成等に関する特例及び留意点

1. 英語による提出書類の作成等に関する特例

下記（１）又は（２）に該当する者は、（３）に掲げる書類（③から⑤までの書類は、当該書類において指定する記載欄）について、英語で作成（記載）し、提出することができる。この場合においては、①から⑧までに掲げる書類は、当該書類の様式に準じて英語で作成（記載）するものとする。

（１）金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件（令和４年金融庁告示第13号）第1号又は第2号の規定の適用を受けて金商法第29条の登録、同法第30条第1項の認可又は同法第31条第4項の変更登録を受けた者（ただし、同告示第3号に規定されている業務範囲に限る。）

（２）海外投資家等特例業務届出者

（３）英語で作成（記載）し、提出することができる書類

- ① 第三者非開示承諾書 別紙様式2
- ② 検査関係情報開示承諾申請書 別紙様式3-1、3-2
- ③ 整理票「事実関係に対する認識」欄 別紙様式4
- ④ 質問票「質問事項に対する回答」欄 別紙様式5
- ⑤ モニタリング確認票「モニタリング評価に対する認識」欄 別紙様式6
- ⑥ 意見申出書 別紙様式8
- ⑦ 意見申出書の取下げについて 別紙様式9
- ⑧ 検査モニター【アンケート方式】 別紙様式11
- ⑨ 臨店当初等に依頼することとなる必要な提出資料（Ⅶ2.「提出資料一覧」参照）

なお、証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、上記（１）又は（２）に該当する者に対し、上記の書類又は記載欄の全部若しくは一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができるものとする。

2. 検査対象先が提出する書類における記載上の留意点

別紙様式における役員等の氏名の記載については、法令の手續に従い、登録の申請等の際に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を申請者の氏名に併記した申請書等を提出した者の場合は、旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は氏名に代えて旧氏及び名を記載することができることに留意する。

3. 書類の提出方法等の留意点

検査対象先から証券監視委又は財務局等への書類の提出及び証券監視委又は財務局等から検査対象先への書類の交付については、それぞれ電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

V 関係部局・自主規制機関等との連携等

1. 関係部局との連携等

(1) 財務局等

証券監視委は、証券モニタリングの手法や情報の共有化、検査対象先の選定や検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に証券モニタリングに取り組むものとする。

また、検査の実施に際しては、証券監視委と財務局等との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的・効果的な検査の実施に努めるものとする。

(2) 監督部局等

金融庁及び財務局等の監督部局との間では、証券モニタリングを通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、検査とモニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。

金融庁の検査部局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の証券モニタリング対象先に対するモニタリングを連携して実施するほか、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。

2. 自主規制機関等との連携等

(1) 自主規制機関

自主規制機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する証券モニタリングとの連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上を図るものとする。

こうした観点から、自主規制機関との間では、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

(2) 他省庁

証券モニタリングの実施に当たっては、関係する他省庁の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

(3) 捜査当局等

悪質性の高い業者による詐欺的な営業や無登録業者によるファンドの販売等に対応するため、捜査当局等との連携を強化するものとする。

(4) 海外証券規制当局等

海外証券規制当局等との間では、海外・クロスボーダー業務の拡大等に対応するため、IOSCOに加盟する証券規制当局間の多国間情報交換枠組み(MMOU)等を活用した情報交換や検査の実施における協力などを通じて、連携を強化するものとする。

(5) その他

日本銀行では、業務の相手方となる金融機関等(金融商品取引業者等を含む。)に対する考査を実施していることから、日本銀行の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

VI 施行日

本指針は、平成17年7月14日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成18年7月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成19年9月30日から適用する。

(改正)

本指針は、平成20年8月11日から適用する。

(改正)

本指針は、平成21年6月29日から適用する。

(改正)

- 本指針は、平成 22 年 7 月 29 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、平成 23 年 7 月 4 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、平成 24 年 7 月 23 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、平成 25 年 8 月 8 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、平成 27 年 4 月 3 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和元年 5 月 7 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 2 年 9 月 17 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 2 年 12 月 23 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 3 年 1 月 12 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 3 年 6 月 30 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 3 年 11 月 22 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 4 年 3 月 31 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 6 年 4 月 11 日から適用する。
(改正)
- 本指針は、令和 7 年 5 月 1 日から適用する。

Ⅶ 参考

1. 検査のイメージ図
2. 提出資料一覧

(別紙)

- ・ 様式 1 検査命令書
- ・ 様式 2 第三者非開示承諾書
- ・ 様式 3-1 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社用)
- ・ 様式 3-2 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社以外用)
- ・ 様式 4 整理票
- ・ 様式 5 質問票
- ・ 様式 6 モニタリング確認票
- ・ 様式 7 検査終了通知書
- ・ 様式 8 意見申出書
- ・ 様式 9 意見申出取下書
- ・ 様式10 意見申出不受理決定通知書
- ・ 様式11 検査モニター用紙

※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

- ・ 検査対象先
 - (1) 金融商品取引業者等(金商法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項。なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する第 63 条の 6、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 2 及び第 3 項を含む。また、海外投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、法第 63 条の 11 第 2 項において準用する法第 63 条の 14、法第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 3 及び第 3 項を含む。)
 - (2) 金融商品取引業者の主要株主等(金商法第 56 条の 2 第 2 項から第 4 項まで、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項)
 - (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第 57 条の 10 第 1 項、第 194 条の 7 第 3 項)
 - (4) 指定親会社(金商法第 57 条の 23、第 194 条の 7 第 3 項)
 - (5) 指定親会社の主要株主(金商法第 57 条の 26 第 2 項、第 194 条の 7 第 3 項)
 - (6) 取引所取引許可業者(金商法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2

号及び第3項)

- (7) 電子店頭デリバティブ取引等許可業者(金商法第60条の14第2項において準用する第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)
- (8) 適格機関投資家等特例業務届出者(金商法第63条の6、第194条の7第2項第2号の2及び第3項)
- (9) 海外投資家等特例業務届出者(金商法第63条の14、第194条の7第2項第2号の3及び第3項。また、海外投資家等特例業務届出者とみなされる移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。)
- (10) 金融商品仲介業者(金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号及び第3項)
- (11) 信用格付業者(金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項第3号の2及び第3項)
- (12) 高速取引行為者(金商法第66条の67、第194条の7第2項第3号の3及び第3項)
- (13) 投資運用関係業務受託業者(金商法第66条の88、第194条の7第3項)
- (14) 認可金融商品取引業協会(金商法第75条、第194条の7第2項第4号及び第3項)
- (15) 認定金融商品取引業協会(金商法第79条の4、第194条の7第2項第5号及び第3項)
- (16) 投資者保護基金(金商法第79条の77、第194条の7第3項)
- (17) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第103条の4、第194条の7第3項)
- (18) 株式会社金融商品取引所の主要株主等(金商法第106条の6第1項(同条第2項において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (19) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第106条の16、第194条の7第3項)
- (20) 金融商品取引所持株会社の主要株主等(金商法第106条の20第1項(同条第2項において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (21) 金融商品取引所持株会社等(金商法第106条の27(第109条において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (22) 金融商品取引所(金商法第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)
- (23) 自主規制法人(金商法第153条の4において準用する第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)

- (24) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項)
- (25) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (26) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7 第 3 項)
- (27) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (28) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第 3 項)
- (29) 証券金融会社(金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)
- (30) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)
- (31) 取引情報蓄積機関等(金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項)
- (32) 特定金融指標算出者等(金商法第 156 条の 89、第 194 条の 7 第 3 項)
- (33) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。))第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)
- (34) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)
- (35) 投資法人(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
- (36) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)
- (37) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
- (38) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。))第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (39) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
- (40) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項)
- (41) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)
- (42) 金融サービス仲介業者(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 36 条第 1 項及び第 2 項、第 137 条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに第 3 項)
- (43) 認定金融サービス仲介業協会(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 49 条第 1 項及び第 2 項、第 137 条第 2 項第 3 号及び第 4 号並びに第 3 項)
- (44) その他、上記(1)から(43)までに掲げる法律の規定により証券検査

の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

- イ. 金融商品取引業者（法令により規制対象とならない業者を除く。）、適格機関投資家等特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者（移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。）（犯罪収益移転防止法第16条第1項、第22条第6項第1号）
- ロ. 登録金融機関（犯罪収益移転防止法第16条第1項、第22条第6項第2号）
- ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関（犯罪収益移転防止法第16条第1項、第22条第7項）

（注）（ ）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

令和7年8月1日

証券取引等監視委員会

令和7事務年度¹ 証券モニタリング基本方針

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、近年の金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）を取り巻く環境等を踏まえ、令和7事務年度における、金商業者等に対する証券モニタリング²の主な検証事項等について取りまとめた³。

1. 業態横断的な検証事項

- ① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況等

顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務の法制化を受け、金商業者等が顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているか、検証を行う。

非上場株式を組み入れた公募投資信託の導入等の金融商品の多様化も踏まえ、複雑又はリスクが高い商品の販売に係る対象顧客設定や顧客説明に関する社内ルールを適切に整備し、その遵守状況を適切にモニタリングしているか、合理性のない短期の乗り換え勧誘行為が行われていないか、顧客本位の業務運営に関する原則に基づいた取組方針の内容と販売実態が整合しているか等について、検証を行う。

また、銀証連携ビジネスにおける販売勧誘状況や顧客情報管理態勢等の内部管理態勢の整備状況について、検証を行う。

加えて、昨今の金融機関職員による不祥事案を踏まえ、不祥事案の未然防止の態勢整備状況について検証を行う。

- ② 「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえたサイバーセキュリティ対策の十分性や、デジタル化の進展に伴うシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む）の対応状況

昨今のインターネット取引における不正アクセス・不正取引事案の重大性に鑑み、再発防止・未然防止のため、内部管理態勢の整備・セキュリティの確保・顧客対応等が適切に取られているか、重点的な検証を行う。

- ③ ビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築

¹ 令和7事務年度は令和7年7月から同8年6月までを指す。

² 本方針において証券モニタリングとは、検査とモニタリングの双方を指している。「検査」とは、金融商品取引法第56条の2等の検査権限に基づくものを指し、「モニタリング」とは、検査以外のものを指す。

³ 証券監視委は、令和5年1月27日に公表した第11期中期活動方針において、リスクベースアプローチに基づく証券検査の継続や投資者被害事案に対する積極的な取組を掲げている。

市場環境や顧客ニーズの変化等の中、非対面営業の拡大や新たな商品やサービスの提供といったビジネスモデルの変化あるいは従来型のビジネスモデルの継続による、財務面を含む経営への影響や、それらを踏まえた内部管理態勢の構築について、検証を行う。

また、主要株主や経営体制が変更されている場合や本店の所在地と実質的な業務運営拠点が異なる場合は、ビジネスモデルやガバナンスの観点から内部管理態勢の機能についても検証を行う。

加えて、顧客への情報提供の媒体や説明について顧客のデジタル・リテラシーに応じた対応をしているか、検証を行う。

- ④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）に係る内部管理態勢の定着状況

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロンガイドライン」という。）の「対応が求められる事項」に基づく態勢の整備及び高度化の状況について検証を行う。

- ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

2. 規模・業態別の主な検証事項

- （1）大手証券会社グループ⁴

引き続き、各グループを取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況について検証する。

また、売買審査態勢を含む業務運営態勢に不備が認められたことを踏まえ、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況について検証する。

- （2）外資系証券会社

グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢や、システムリスク管理態勢の整備状況等の検証を行う。

また、我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況について検証を行う。

- （3）ネット系証券会社

昨今のインターネット取引における不正アクセス・不正取引被害の増加も踏ま

⁴ 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

えたサイバーセキュリティ対策を含む、システムリスク管理態勢の整備状況について横断的な検証を行う（インターネット取引が可能な対面型証券会社を含む）。

また、金融商品仲介業者を活用した対面営業の拡大等に対応した外部委託先の管理態勢や、新たな商品及びサービスの提供等のビジネスモデルの変化を踏まえた業務運営態勢の整備状況について検証を行う。

さらに、新しい NISA 制度等により、増加する新規口座開設数や取引量に応じた実効的な売買管理態勢を始めとした内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

(4) 準大手証券、地域証券会社（地域銀行系証券会社を含む）

持続可能なビジネスモデルの構築・検討状況について確認するとともに、適合性原則への対応等が図られているかについて検証を行う。

(5) 外国為替証拠金取引業者

広告規制違反、販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況、ストレステストの実施を含めた店頭 FX 業者の決済リスク管理の状況について検証を行う。

(6) 投資運用業者

金融庁における「ファンドモニタリング調査」の結果も踏まえ、運用の実態把握（規程等に沿った業務運営の状況を含む）、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）、利益相反管理態勢の整備（取引の妥当性について、事後的に検証できる態勢となっているかを含む）等の状況について検証を行う。

(7) 投資助言・代理業者

虚偽等の説明による勧誘行為・SNS を用いた広告手法について検証を行う。また、助言を受けた顧客が行う取引に関する情報を利用した取引など、投資者保護上問題のある行為の有無について検証を行う。

(8) 第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者

高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等について検証を行う。

(9) 登録金融機関

投資勧誘等の適正性や、適合性原則への対応が適切に図られているか等の内部管理態勢の整備状況等について検証を行う。

(10) 金融商品仲介業者・その他の証券モニタリング対象先

金融商品仲介業者については、ネット系証券会社等において金融商品仲介業者を活用した対面営業への拡大等が認められることから、投資勧誘等の適正性のほか、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性について検証を行う。

信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえて証券モニタリングを実施する。

(11) 無登録業者

無登録業者を排除することにより投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。また、SNS上の広告等への警戒を更に深めるとともに、無登録業者との取引に係る注意喚起や投資者へのメッセージの掲載等を含めた情報発信を一層強化する。クロスボーダー事案については、外国当局とも連携して、重点的に対処する。金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を一層強固に進めていく。

3. 証券モニタリングの主な検証事項の背景

(1) 昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

① 第一種金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者

地域証券会社において、高齢顧客に対する国内株式の勧誘に関し、保有銘柄の売却や他銘柄への乗換取引による手数料獲得を目的として、売買銘柄の損益に関する虚偽告知や誤解表示を繰り返し行う行為、自主規制機関の検査で不適切な投資勧誘に係る指摘を受けたにもかかわらず、その後も同様の勧誘行為を繰り返している等、国内株式営業に係る不適切な業務運営の状況が認められた。

適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築の状況については、準大手・地域証券会社において、適合性の観点からのモニタリングが不十分であることに起因して、顧客属性に照らして不適切な勧誘を行っている等、内部管理態勢に不備がある状況等が認められた。

大手証券会社における売買審査に関し、自主規制機関が検知した不公正取引の疑いのある取引に係る調査に対して、所属するトレーダーの行った取引に係る不公正取引の調査等を行う立場であるにもかかわらず、内部調査が不十分であったほか、取引の状況に応じた合理的な抽出基準を検討・採用しておらず、抽出基準が合理的な閾値でないなど、売買管理態勢に不備が認められた。

② 投資運用業者

投資信託約款の規定とは異なり、当社が、投資信託の諸経費を支弁するなど、投資信託約款の変更等を十分に検討しないまま、投資信託約款と異なる業務運

営を行っている状況等が認められた。

③ 投資助言・代理業者

買い推奨銘柄を顧客へ伝達する前に第三者名義の口座で同銘柄を買い付け、伝達後に売り付ける忠実義務違反、投資助言実績や推奨銘柄の情報源等についての虚偽告知・誤解表示、一部の顧客に対して無償で投資顧問契約を延長して投資助言を継続することにより特別の利益を提供する行為等が認められた。

④ 第二種金融商品取引業者

他社が設定したファンドの募集等の取扱いに関し、当該ファンドへの出資金等と自社が設定したファンドへの出資金等が混在した状態で管理を行っているなど、法令で定められた管理の要件を満たさないまま、顧客から金銭の預託を受けている状況等が認められた。

⑤ 適格機関投資家等特例業務届出者

投資者の同意を得ることなくファンドと当社取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行う等、忠実に投資運用業を行っていない状況や、海外金融商品の紹介業務の対価に係る送金をファンドの配当金の送金であるかのように見せかけるために実態のないファンドを組成して当局に虚偽の届出を行った状況等が認められた。

⑥ 無登録業者

金融商品取引業の登録を受けずに、クロスボーダーで第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている業者が認められた。

(2) 金商業者等を取り巻く環境

① 顧客本位の業務運営等

令和6年1月のNISA制度の抜本的拡充・恒久化や同年8月の金融経済教育推進機構(J-FLEC)本格稼働等の取組により、投資家の裾野が広がるとともに資産形成が進んでいる。このような状況下において、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等がそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営を適切に確保し、期待される役割を十二分に発揮していくことが引き続き重要となっている。

② サイバーセキュリティリスクの高まり

インターネット取引における不正アクセス・不正取引を含む、サイバー攻撃による被害が継続して発生している中、金融機関においては、経営陣のリーダーシップの下、引き続きサイバーセキュリティを含むシステムリスク管理態勢の強化が求められている。

③ 詐欺的な投資勧誘による被害額の拡大

SNS 型投資詐欺等の一層複雑化・巧妙化する投資詐欺等においては、無登録業者である可能性がある者からの勧誘による被害額が拡大しているところ、令和7年4月に策定された「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」においては、引き続き、無登録業者の排除のための取組を積極的に推進することが盛り込まれている。

④ 新たな金融商品の広がり

スタートアップ等への成長資金供給策の一環として、投資信託協会の規則が改正され、公募投資信託への非上場株式の組み入れが、適切な審査の下、原則として純資産総額の15%を超えない範囲で可能となっている。

⑤ AML/CFT の重要性

金融機関は令和6年3月末までにマネロンガイドライン上の「対応が求められる事項」に即した基礎的な態勢を整備してきたところ、直面するリスクに応じて継続的に態勢を高度化することが重要であり、金融庁が「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」を策定した。

⑥ 内部監査の高度化の重要性等

金融庁は、金融機関に内部監査の高度化を促すため、「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）」を公表後、「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」での議論等を踏まえ、報告書（2025）を公表した。また、金融機関における不祥事の発生に関連して、「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」を公表した。

(3) 金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更

① 顧客本位の業務運営の確保に向けた対応

金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける提言や金融商品取引法の改正を受け、次の法令改正等が行われた。

「顧客本位の業務運営に関する原則」に組成会社向けの「プロダクトガバナンスに関する補充原則」が追加された（令和6年9月）。

また、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）が改正され、顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務についての記載が追加された（令和6年11月）。

さらに、投資信託・ラップ商品（投資一任契約）・仕組債について、顧客との利益相反の可能性に係る事項について顧客への情報提供を義務付けるため、金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正が行われた（令和7年12月施行）。

② デジタル化の進展等への対応

金融商品取引法の改正により、金融商品取引契約の締結にあたり顧客の属性に応じた説明を義務付けるとともに、顧客への情報提供の媒体を顧客のデジタ

ル・リテラシーに応じて「書面」又は「デジタル」とすることが選択可能となった（令和7年4月施行）。

また、金融庁が「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を策定し、「基本的な対応事項」「対応が望ましい事項」を明確化するとともに、監督指針を改正し、取締役会等がサイバーセキュリティの重要性を認識し同ガイドラインを踏まえて必要な態勢を整備しているかに留意して検証する旨を追加した（令和6年10月）。

③ 資産運用の高度化・多様化

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律が改正され、投資運用業者からコンプライアンス業務や計理業務を受託する事業者の任意の登録制度が創設され、当該登録業者に業務を委託する投資運用業者の登録要件が緩和された。また、投資運用業者がファンド運営機能（企画・立案）に特化できるよう、運用（投資実行）権限の全部委託が可能となった。さらに、原則としてプロ投資家を対象とする非上場有価証券の仲介業務に特化し、金銭の預託を取引の決済に必要な範囲でのみ受ける場合には、第一種金融商品取引業の登録要件が緩和されたほか（上記は令和7年5月施行）、非上場有価証券のみを取扱う私設取引システム（PTS）について、取引規模が限定的な場合は、認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能となった（令和6年11月施行）。

また、金融庁において、潜在的な流動性リスクの把握等の観点から純資産額500億円以上の国内籍ファンドについて第1回「ファンドモニタリング調査」が行われるとともに、資産運用ビジネスの高度化に向けて横断的なモニタリング等が実施された。

④ 投資詐欺・無登録業者等への対応

「国民を詐欺から守るための総合対策」を踏まえ、金融庁は、投資詐欺を目的とするような SNS 上の広告等について、当該広告等の削除につなげるなど、SNS 事業者等と連携し対応を実施するため、「SNS 上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口」を設置した。

また、金融商品取引法等ガイドライン・監督指針の改正により、無登録業者等が、一見してそれ自体では金融商品取引業に該当しないかのような広告等を入口として金融商品取引契約に誘い込む行為を行う場合には、一連の行為が違法行為に該当し得ることが明確化された。

4. 証券モニタリングの進め方

(1) 検査

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約 8,800 者となっており、その規模、業務内容や取扱金融商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令等遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を踏まえながら、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

そのため、金融庁関連部局等と連携して、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続し、以下のような状況である場合を中心に、検査による実態把握を引き続き積極的に進めていく。その際、必要に応じて検証事項を絞り込む等、機動的に検査を実施するものとする。

- ① 個別の法令違反や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- ② モニタリングでは業務運営等の実態が必ずしも十分に把握できない状況（検査未実施先や長期未実施先、買収等による株主構成の変更に伴い、ビジネスモデルや業務運営態勢を変更した先を含む）
- ③ 取り扱う金融商品のリスクや分別管理の適切性などについて実態把握が必要な状況

検査においては、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めるほか、個々の金商業者等の特性や検証事項に応じて、デジタルフォレンジックを実施することにより、深度ある検証を行うこととする。また、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施することとする。

また、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

（2）関係機関との連携

各財務局等との間で、検査の計画策定段階から情報共有や意見交換等も含めて緊密に連携するとともに、本店の所在地と実質的な業務運営拠点が異なる場合も考慮し、調整機能を発揮して財務局の取組を支援する。また、必要に応じて証券監視委と財務局又は財務局間の合同検査を実施し、財務局間での検査応援等についても柔軟に行う等、人材の効果的な活用、ノウハウの共有化を図る。

また、暗号資産関連店頭デリバティブ取引業等を行う暗号資産交換業者や金融

サービス仲介業者に対する検査においては、金融庁検査部局及び各財務局等との間で、情報共有、同時検査の実施等の連携を図っていく。

自主規制機関とは引き続き緊密に連携するとともに、更に連携の拡大・深化を図っていく。自主規制機関との間で、検査・監査等で検知した内容・問題意識やそれらのフォローアップ状況をタイムリーかつ双方向に共有する。また、新たに発足する自主規制機関の自主規制機能の強化を支援する。

捜査当局及び消費者庁等との間で、無登録業者に係る情報提供や、人事交流・講義実施等により、連携を強化する。

5. 検査結果の情報発信・その他の取組

検査を通じて把握した問題点や究明した根本原因等については、必要に応じて、金融庁関連部局等と連携して金商業者等に対してフィードバックを行い、これらの監査関係者及び社外取締役に対しても、検査結果を講評時等において共有する等により、改善に向けた自主的な取組を促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。

取引調査に関する基本指針

I. 基本的考え方

1. 取引調査の目的等

取引調査とは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第177条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものである。

取引調査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、不公正取引の可能性がある場合に、迅速・効率的に実施することにより、違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的とする。

2. 取引調査に携わる職員の心構え

取引調査に携わる職員（以下「調査官」という。）は、取引調査（以下「調査」という。）の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（1）証券取引等監視委員会の使命

調査官は、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）が、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としていることを常に自覚し、調査を実施するように努めなければならない。

（2）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（3）適正な手続の遵守

調査官は、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（4）効率的・効果的な調査による事案の解明

調査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重かつ十分に聴取するとともに、創意工夫を通じて、効率的・効果的な調査を行い、事案の実態を解明するように努めなければならない。

（5）自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券に係る法令・諸規制等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融・証券市場等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

II. 取引調査の実施手続等

1. 調査の実施

金商法第173条、第174条、第174条の2、第174条の3、第175条又は第175条

の2に定められる違反行為が疑われる取引（以下「事案」という。）について、事実を解明するために調査を行う。

2. 調査対象者等に対する立入検査又は質問調査の実施

立入検査又は質問調査を行うに当たっては、対象者・法人等（以下「対象先」という。）に配慮し、効率的・効果的なものとするよう努めるものとする。

（1）立入検査

① 証票の提示及び説明

立入検査（以下「検査」という。）を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、検査着手時には対象先に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ 検査の権限（金商法第177条）及び目的

ロ 検査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

検査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

イ 検査の権限は金商法第177条を根拠とし、検査は対象とする物件又は場所の所有者若しくは管理者の同意を得たうえで行うものとする。

ロ 対象先の資料等を閲覧するに当たっては、対象先（対象先が法人等の団体である場合は当該資料等の管理者等）を立ち会わせるものとする。

ハ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮するものとする。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。

ニ 閲覧や提出を求める資料等は予め、その必要性について十分に検証を行い、必要最小限のものとする。

ホ 検査で求めた資料等の個人情報や機密性等に配慮し、紛失、置き忘れ、第三者が閲覧可能な状況にするといったことがないよう留意するものとする。

③ 資料等の借用

的確かつ効率的な実態把握のために必要な場合、調査官は、物件の所有者又は管理者の同意を得たうえで、資料等を一時的に借り受けるものとする。その際には、借用書を交付し、借り受けた資料等については、紛失・毀損することがないように適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

（2）質問調査

① 証票の提示及び説明

質問調査を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、質問調査着手時には対象者に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ 質問調査の権限（金商法第177条）及び目的

ロ 質問調査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

質問調査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

- イ 質問調査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、質問調査は対象者の同意を得たうえで行うものとする。
- ロ 法令違反が疑われる事項については、対象者に対して十分な説明を求め、対象者の意見又は主張についても十分に聴取するものとする。
- ハ 質問調査で知り得た内容については秘密として厳守する。
- ニ 質問調書を作成した場合は、供述人に調書の内容を読み聞かせ、又は閲覧させて誤りがないかを問い、供述人が調書の修正を申し立てたときは、必要な修正を加え、あらためて供述人に内容の確認を求めるものとする。
- ホ 質問調査は、公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所において行うものとする。
- ヘ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮する。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。
- ト 質問調査が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保するものとする。

3. 調査対象先からの申入れ等

対象先からの調査に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、主任証券調査官等は、速やかに統括調査官又は証券調査指導官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

4. 問題発生時の対応

主任証券調査官等は、調査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故等により、調査の実施が困難な状況になったときは、法令に基づく調査であることをあらためて説明するとともに、経緯及び事実関係を詳細に記録し、直ちに統括調査官又は証券調査指導官に報告し、指示を受けるものとする。報告を受けた統括調査官又は証券調査指導官は、速やかに取引調査課長に報告し、その対応について協議するものとする。

5. 災害発生時の対応

調査中に予期せぬ災害が発生し、対象者又は調査官の生命・身体に危害が及ぶ可能性がある場合には、調査官は調査を中断し、直ちに取引調査課長又は統括調査官にその旨を報告し、指示を受けるとともに、対象者及び自らの生命・身体の安全の確保と書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

Ⅲ. 勧告

調査の結果、金商法に定められる違反行為が認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。付議の結果、議決された場合には、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するも

のとする。

IV. 公表

勧告を行った際は、原則として記者レクを行い、勧告事案の概要を公表する。また、記者レク後の同日に証券監視委ウェブサイトにおいても勧告事案の概要を掲載、公表を行う。

V. 情報管理

1. 情報管理上の留意点

調査官は、調査で得られた情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に以下の点に配慮する。

- イ 調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ロ 調査に関する情報は、不公正取引の抑止及び投資者の保護という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。
- ハ とりわけ、対象先の秘密事項及びプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

2. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官等は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

VI. 関係課との連携

市場監視機能の維持・強化のため、証券監視委内の関係課との緊密な連携と情報共有に努める。

VII. 施行日

本基本指針は平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

（改正）

本基本指針は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

開示検査に関する基本指針

I 基本的考え方

1. 開示検査の基本的考え方

金融商品取引法（以下「金商法」という。）における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって証券市場の機能の十全な発揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

金商法第 26 条その他の法令に基づき実施する開示検査等に携わる調査官は、このような制度の趣旨を踏まえ、

- ① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること
- ② 開示規制の違反行為を適切に抑止すること

を目的として開示検査等を行わなければならない。有価証券の発行者等に法令違反等が認められる場合には、その法令違反等の事実関係並びに課徴金納付命令その他の措置の内閣総理大臣及び金融庁長官への勧告について、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）に付議する。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう努めるものとする。

2. 調査官の心構え

調査官は、上記開示制度の趣旨と開示検査等の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（1）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、開示検査行政の担い手として、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（2）適正な手続の遵守

調査官は、報告の徴取及び検査等において、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業等又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（3）効率的・効果的な事案の解明

調査官は、不断に必要な情報の収集・分析に努め、また検査対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するとともに、有益な資料を確保すること等、効率的・効果的に事案の実態を解明するよう努めなければならない。

(4) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券・会計等に係る法令・諸規則等を正しく理解するとともに、金融・証券市場や会計実務等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

II 開示検査等の実施手続等

検査対象先に対する報告の徴取及び検査等は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、検査対象先に大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力があってはじめて実施できるものである。このため、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、調査に当たって検査対象先の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査が実施されることをねらいとして、以下に、開示検査等の実施に際して、その基本となる上場企業に対する標準的な実施手続等を示す。

なお、本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があるとともに、開示検査等の状況等により、主任証券調査官と開示検査課長との間で協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

1. 実施手続

1-1. 情報収集・分析

調査官は、有価証券の発行者が提出した各種開示書類、関係政府機関等が把握した情報、一般投資家等から証券監視委に寄せられた情報や公益通報者保護法に基づく公益通報を通じて提供された情報等を幅広く収集するとともに平素から蓄積し、培ってきた知識や手法等を用いて様々な角度から分析し、開示検査を実施する必要性について検討する。

(注) 有価証券の発行者より過年度決算の訂正に係る適時開示が行われた場合や開示書類の訂正報告書が提出された場合等には、必要に応じて、当該発行者に対してヒアリング等を実施する。

1-2. 開示検査

(1) 報告又は資料の徴取

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、当該発

行者その他参考人等の検査対象先に対して、報告又は資料を徴取することができる。

資料等を求めるに当たっては、検査遂行に支障が生じない限り、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、また、電子媒体による受渡し又は提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意する。

検査対象先の担当者等が、合理的な理由なく資料等の提出を遅延していると認められる等の場合は、主任証券調査官は、この旨を検査対象先の役員その他の責任者に告げ、改善を求める。

(2) 立入検査

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、開示検査課長の承認を得て、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して立入検査を行うことができる。

調査官は、立入検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

① 予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先に対して立入開始前に予告を行う。ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

② 証票等の提示及び説明事項

調査官は、立入検査の開始に際しては、検査対象先の役員その他の責任者に対して、証票及び法令の規定に基づき報告を求める旨の書面を提示するとともに、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- イ. 検査の権限、目的及び主な検証範囲
- ロ. 検査への協力依頼
- ハ. 検査関係情報の適切な情報管理を行うこと
- ニ. 必要な提出資料の提示
- ホ. その他必要な事項

③ 現物検査

調査官は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する必要があると判断した場合には、次の点に留意の上、現物検査を行うものとする。

- イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
- ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、的確な実態把握のため必要な場合、相手方の了解を得て現物検査を実施

するよう努める。

④ その他の留意事項

- イ. 検査対象先からの申出による立入検査への第三者立会いについては、検査の円滑な実施に支障がないと主任証券調査官が判断する場合を除き、これを認めない。
- ロ. 調査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合、資料等の現物を借り受けるものとする。その際、借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努める。

(3) 証拠の収集・保全と的確な事実認定

- ① 調査官は、開示検査の過程において、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収集・保全を行った上で、検査対象先にその事項について十分な説明を求め、その意見又は主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行う。なお、調査官は、開示検査の必要に応じ、検査対象先の監査人（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）の意見等を聴取する。
- ② 検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害関係のない外部の専門家によって構成される委員会（以下「外部調査委員会」という。）を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができる。ただし、外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。
- ③ 法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対象先の意見又は主張を十分聴取する。訂正報告書等が自発的に提出された場合は、提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する。

(4) その他の留意事項

- ① 証票の携帯及び提示
 - 調査官は、その身分を示す証票を携帯し、検査を実施するに当たっては検査対象先に提示しなければならない。
- ② 検査対象先の業務等への配慮
 - イ. 調査官は、銀行等金融機関、監査人、情報提供者、検査対象先の取引先等の参考人や公務所等に対して報告又は資料の徴取及び立入検査を実施するに当たっては、その必要性を十分検討する。

- ロ. 検査対象先の役職員等に対し、質問調査を行う場合又は資料等の提出を求める場合には、検査対象先の就業時間内に行うことを原則とする。
- ハ. 調査官は、開示検査による的確かつ効率的な実態把握や検査対象先の担当者等の事務負担の軽減の観点を考慮し、資料等の提出範囲・方法について適時・適切な見直しに努める。

③ 検査対象先からの申入れ等

主任証券調査官は、検査対象先からの立入検査等に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

④ 問題発生時の対応

主任証券調査官は、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告若しくは資料の提出、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、相手方の説得に努めるとともに事実関係を詳細に記録した上で、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

⑤ 災害発生時等の対応

主任証券調査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合は検査を休止し、直ちに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告するとともに、検査対象先の職員等の生命・身体の安全の確保に配慮し、書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

⑥ 開示検査の中止

主任証券調査官は、災害・システム障害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なときその他の検査の継続が困難になった場合には、検査全体の効率性を考慮して開示検査を中止することができる。

1-3. 開示検査等の終了

(1) 勧告

開示検査等の結果、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が認められる場合には、法令違反等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

(2) 検査終了通知書の交付

開示書類の提出者に対して報告の徴取及び検査を行った場合で、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委の議決後速やかに証券監視委名において、検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする。

(注) 開示検査を中止した場合は、検査終了通知書の交付を行わないものとする。

(3) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、開示検査等の結果、証券監視委が課徴金納付命令等の勧告を行った事案については、検査終了後、証券監視委のウェブサイト上等で勧告の概要等を公表するものとする。

2. 情報管理

(1) 検査等情報管理上の留意点

調査官は、開示検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

- イ. 開示検査等の実施により知った秘密を漏らしてはならない。
- ロ. 開示検査等に関する情報は、適正な開示の確保及び開示規制違反の抑止という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。
- ハ. とりわけ、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

(2) 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

(3) 検査関係情報の取扱い

主任証券調査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（開示検査中の調査官からの質問、指摘、要請その他調査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ）には開示検査の端緒や具体的な検査手法に関わる情報、開示検査の過程で第三者から入手した保秘性の高い情報が含まれていることから、検査関係情報につき適切な情報管理を行わなければならない旨を説明し、この旨の承諾を得るものとする。

3. 関係部局等との連携

- (1) 金融庁及び財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）との間において、有価証券の発行者による適切な開示を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。
- (2) 公認会計士・監査審査会事務局との間において、公認会計士・監査審査会、証券監視委のそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図るものとする。
- (3) 金融商品取引所との間において、市場の公正性及び透明性を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

Ⅲ その他

1. 金商法上の関連規定

金商法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 22 の 2 第 2 項により準用される同法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく意見表明報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 30 第 1 項に基づく大量保有報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社等に対する報告・資料の徴取、同法第 27 条の 35 に基づく特定情報の提供者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 177 条に基づく調査（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）の施行後）並びに金商法第 193 条の 2 第 6 項に基づく監査人に対する報告・資料の徴取に当たっては、本指針に示された基本的な考え方を踏まえつつ、事案の実態に即して検査を実施するものとする。

2. 施行日

本基本指針は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

第3章

証券監視委の 活動実績等

3-1 証券監視委の活動状況

総括表

(単位:件数)

| 区 分 | | 年 度 | | 平成4~ 令和2 | 令和 3 | 令和 4 | 令和 5 | 令和 6 | 令和 7 | 合 計 |
|---------------------------------|-------------------------------|-----|--|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | | | | | | | | | | |
| 犯則事件の告発 | | | | 205 | 8 | 8 | 4 | 7 | 7 | 239 |
| 勸 告 | | | | 1,160 | 20 | 26 | 33 | 38 | 30 | 1,307 |
| | 証券検査結果等に基づく勸告 | | | 589 | 2 | 5 | 8 | 9 | 4 | 617 |
| | 課徴金納付命令に関する勸告 (不公正取引) | | | 440 | 12 | 14 | 17 | 14 | 18 | 515 |
| | 課徴金納付命令に関する勸告 (開示書類の虚偽記載等) | | | 127 | 5 | 7 | 8 | 14 | 7 | 168 |
| | 訂正報告書等の提出命令に関する勸告 | | | 4 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 7 |
| 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等に基づく公表 | | | | 88 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 91 |
| 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て | | | | 26 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 33 |
| 建 議 | | | | 26 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 30 |
| 証 券 検 査 | | | | 3,920 | 46 | 59 | 65 | 86 | 91 | 4,267 |
| 金融商品取引業者 | | | | 3,238 | 37 | 42 | 56 | 73 | 76 | 3,522 |
| | 第一種金融商品取引業者 | | | 2,343 | 28 | 23 | 34 | 44 | 34 | 2,506 |
| | 第二種金融商品取引業者 | | | 299 | 1 | 3 | 6 | 10 | 19 | 338 |
| | 投資運用業者、投資助言・代理業者 | | | 596 | 8 | 16 | 16 | 19 | 23 | 678 |
| | 登録金融機関 | | | 351 | 2 | 6 | 6 | 1 | 3 | 369 |
| | 適格機関投資家等特例業務届出者 | | | 140 | 0 | 3 | 1 | 1 | 2 | 147 |
| | 金融商品仲介業者 | | | 78 | 2 | 4 | 1 | 8 | 6 | 99 |
| | 信用格付業者 | | | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| | 自主規制機関等 | | | 34 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 38 |
| | 投資法人 | | | 51 | 2 | 2 | 1 | 0 | 4 | 60 |
| | その他 | | | 17 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 21 |
| 取引審査 | | | | 20,135 | 969 | 1,065 | 1,183 | 982 | 907 | 25,241 |

(注)

1. 「証券検査」の計数は、着手ベースの実施件数である。
2. 「課徴金納付命令に関する勧告(不公正取引)」の計数は、命令対象者ベースの件数である。
3. 上記の第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)に対する検査のほか、財務局等において証券監視委担当第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)の支店単独検査を実施している。
4. 平成18年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。
5. 平成24年度及び26年度における「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等に基づく公表」の件数には、金商法第187条に基づく調査結果の公表がそれぞれ1件含まれている。
6. 平成28年度、29年度、令和元年度、4年度及び6年度の「証券検査結果等に基づく勧告」には、「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等に基づく公表」と併せて勧告を行ったものがあり、これについては両方に計上している。

3-2 市場分析審査実施状況

1. 取引審査実施状況

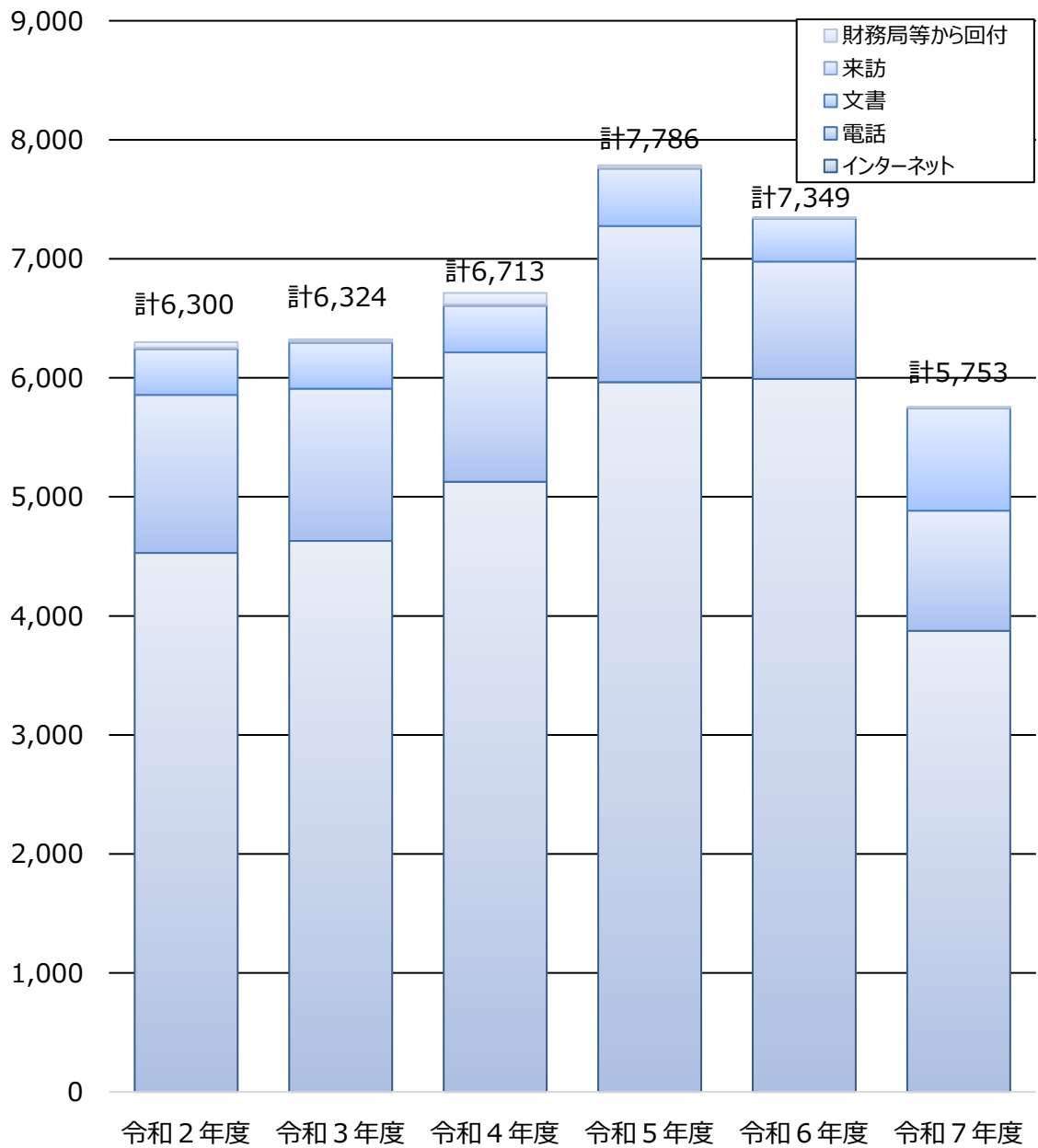
(単位:件数)

| 区 分 | 年 度 | | | | |
|-------------|-----|-------|-------|-----|-----|
| | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 |
| 価格形成に関するもの | 43 | 29 | 26 | 17 | 18 |
| 内部者取引に関するもの | 922 | 1,024 | 1,147 | 957 | 886 |
| そ の 他 | 4 | 12 | 10 | 8 | 3 |
| 合 計 | 969 | 1,065 | 1,183 | 982 | 907 |
| (証券監視委) | 377 | 448 | 478 | 343 | 305 |
| (財務局等) | 592 | 617 | 705 | 639 | 602 |

(注)会計年度(4月1日～翌年3月31日)ベース。

2. 情報の受付状況

(単位:件数)



| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------------------------|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 受付件数の推移 (うち年金運用ホットライン) | | 6,300 (0) | 6,324 (0) | 6,713 (0) | 7,786 (0) | 7,349 (0) | 5,753 (0) |
| 媒体の種類別の内訳 | インターネット | 4,529 | 4,630 | 5,127 | 5,964 | 5,991 | 3,875 |
| | 電話 | 1,328 | 1,279 | 1,087 | 1,312 | 986 | 1,009 |
| | 文書 | 385 | 386 | 392 | 482 | 361 | 859 |
| | 来訪 | 11 | 12 | 11 | 8 | 5 | 9 |
| | 財務局等から回付 | 47 | 17 | 96 | 20 | 6 | 1 |

3. 情報の内容別受付状況

(単位:件数)

| 区分 | 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 |
|---------------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| A. 個別銘柄 | | | | | | | |
| a. 取引規制 | | | | | | | |
| 1. | 風説の流布・偽計 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 2. | 相場操縦 | 2,764 | 2,421 | 2,829 | 3,515 | 3,429 | 2,092 |
| 3. | 内部者取引 | 361 | 353 | 271 | 340 | 355 | 502 |
| 0. | その他 | 1,559 | 2,131 | 1,932 | 2,033 | 1,737 | 888 |
| b. 開示 | | | | | | | |
| 1. | 大量保有報告書の虚偽記載 | 0 | 10 | 2 | 3 | 9 | 14 |
| 2. | 大量保有報告書の未提出 | 19 | 7 | 24 | 30 | 22 | 32 |
| 0. | その他 | 0 | 5 | 2 | 10 | 3 | 2 |
| (小計) | | 4,703 | 4,927 | 5,061 | 5,932 | 5,555 | 3,532 |
| B. 発行体 | | | | | | | |
| a. 法定開示 | | | | | | | |
| 1. | 無届募集 | 0 | 0 | 2 | 4 | 8 | 13 |
| 2. | ファイナンス | 2 | 2 | 0 | 1 | 8 | 13 |
| 3. | 有価証券報告書等の虚偽記載 | 83 | 75 | 63 | 101 | 117 | 154 |
| 4. | 有価証券報告書等の未提出 | 1 | 1 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 5. | 内部統制報告 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 7 |
| 6. | 無届公開買付 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0. | その他 | 8 | 9 | 20 | 17 | 58 | 20 |
| b. 協会・取引所ルール | | | | | | | |
| 1. | 適時開示 | 22 | 24 | 14 | 55 | 73 | 109 |
| 0. | その他 | 52 | 49 | 28 | 18 | 29 | 62 |
| c. その他 | | | | | | | |
| 1. | ガバナンス等 | 0 | 10 | 5 | 36 | 29 | 76 |
| 0. | その他 | 102 | 90 | 114 | 77 | 471 | 169 |
| (小計) | | 270 | 261 | 250 | 310 | 793 | 626 |
| C. 金融商品取引業者等 | | | | | | | |
| a. 禁止行為等 | | | | | | | |
| 1. | 断定的判断を提供した勧誘 | 0 | 0 | 1 | 3 | 1 | 1 |
| 2. | 無断売買 | 5 | 0 | 1 | 2 | 4 | 6 |
| 3. | 損失保証・補てん | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 5 |
| 4. | 虚偽告知 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 5. | 無登録での募集・私募の取扱い | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 0. | その他法令違反 | 49 | 16 | 44 | 48 | 19 | 65 |
| b. 業務の運営状況 | | | | | | | |
| 1. | 顧客の知識等に照らした不当な勧誘 | 0 | 4 | 0 | 4 | 4 | 17 |
| 2. | システム関連 | 13 | 9 | 18 | 10 | 9 | 8 |
| 3. | 投資運用関連 | 6 | 4 | 3 | 3 | 3 | 4 |
| 0. | その他営業姿勢に関するもの | 185 | 161 | 268 | 309 | 114 | 102 |
| c. 経理 | | | | | | | |
| 1. | 法定帳簿に関する不正 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| 2. | 財務の健全性・リスク管理 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| d. 協会・取引所ルール | | | | | | | |
| 1. | 自主ルール違反 | 2 | 0 | 1 | 1 | 8 | 11 |
| e. その他 | | | | | | | |
| 0. | その他 | 146 | 161 | 223 | 198 | 205 | 495 |
| (小計) | | 408 | 358 | 563 | 580 | 371 | 716 |
| D. その他 | | | | | | | |
| a. 意見・要望等 | | | | | | | |
| 1. | 委員会に対する意見等 | 157 | 211 | 120 | 145 | 41 | 8 |
| 2. | 証券行政・政策に対する意見等 | 36 | 97 | 84 | 61 | 55 | 45 |
| b. その他 | | | | | | | |
| 1. | 無登録業者 | 211 | 229 | 330 | 452 | 248 | 245 |
| 2. | 未公開株 | 15 | 5 | 4 | 2 | 1 | 3 |
| 3. | 適格機関投資家等特例業者等 | 3 | 0 | 5 | 8 | 1 | 14 |
| 0. | その他 | 497 | 236 | 296 | 296 | 284 | 564 |
| (小計) | | 919 | 778 | 839 | 964 | 630 | 879 |
| 合計 | | 6,300 | 6,324 | 6,713 | 7,786 | 7,349 | 5,753 |

3-3 勧告等実施状況

1. 勧告実施件数一覧表

(単位:件数)

| 区 分 | 年 度 | 平成4 ~令和2 | 令和 3 | 令和 4 | 令和 5 | 令和 6 | 令和 7 | 合計 |
|--------------------|-----|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 勧告件数 | | 1,160 | 20 | 26 | 33 | 38 | 30 | 1,307 |
| 行政処分に関する勧告 | | 589 | 2 | 5 | 8 | 9 | 4 | 617 |
| 証券検査の結果に基づく勧告 | | 576 | 2 | 5 | 8 | 9 | 4 | 604 |
| 証券監視委の行った検査等にかかるもの | | 178 | 1 | 2 | 1 | 4 | 1 | 187 |
| 財務局長等の行った検査等にかかるもの | | 399 | 1 | 3 | 7 | 5 | 3 | 418 |
| 取引調査、犯則事件の調査に基づく勧告 | | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 |
| 課徴金納付命令に関する勧告 | | 567 | 17 | 21 | 25 | 28 | 25 | 683 |
| 取引調査の結果に基づく勧告 | | 407 | 10 | 13 | 14 | 10 | 17 | 471 |
| 国際取引等調査の結果に基づく勧告 | | 33 | 2 | 1 | 3 | 4 | 1 | 44 |
| 開示検査の結果に基づく勧告 | | 127 | 5 | 7 | 8 | 14 | 7 | 168 |
| 訂正報告書等の提出命令に関する勧告 | | 4 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 7 |

- ・ 行政処分に関する勧告のうち、平成9・平成15・平成16・平成26年度の勧告には、証券検査の結果及び取引調査・犯則事件の調査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては両方に計上したため、合計数と一致しない。
- ・ 平成25年度の証券検査の結果に基づく勧告には、証券監視委及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として証券監視委及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。
- ・ 課徴金納付命令に関する勧告のうち、取引調査の結果に基づく勧告及び国際取引等調査の結果に基づく勧告については、課徴金納付命令対象者ベースで計上。

2. 金商業者等に対する行政処分等に係る勧告実績

| | 担当 | 被検査法人 | 勧告日 | 勧告の原因となった法令違反行為等 |
|---|-------|-------------------|------------|---|
| 1 | 関東 | 株G&Dアドバイザーズ | 令和7年4月11日 | 顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して虚偽のことを告げる行為等 金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為 |
| 2 | 証券監視委 | 住商リアルティ・マネジメント(株) | 令和7年11月11日 | 投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況 |
| 3 | 関東 | 第一プレミア証券(株) | 令和7年11月18日 | 経営陣の業務運営が著しく不適切であると認められる状況 金融商品取引業に係る業務につき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員を確保していないと認められる状況 |
| 4 | 関東 | やまびこ投資顧問(株) | 令和8年3月13日 | 当社の実質的支配者が別会社にて行う無登録による投資助言業務に当社役職員が加担している状況等 登録拒否要件に該当する者に政令で定める使用人として業務を行わせ上、当局に対しそのことを隠匿し虚偽の届出を提出等していた状況 金融商品取引業に係る業務につき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していない状況及び金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況 |

| | 令和7年度 |
|-------|-------|
| 証券監視委 | 1 |
| 財務局 | 3 |
| 関東 | 3 |
| 合計 | 4 |

3. 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

不公正取引

| 年度 | 勧告件数(件)・課徴金額(円) | | | | | | | |
|------|-----------------|---------------|-------|---------------|------|---------------|----------|---------------|
| | | | 内部者取引 | | 相場操縦 | | 風説の流布・偽計 | |
| | 件数 | 課徴金額 | 件数 | 課徴金額 | 件数 | 課徴金額 | 件数 | 課徴金額 |
| 平成17 | 4 | 1,660,000 | 4 | 1,660,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成18 | 11 | 49,150,000 | 11 | 49,150,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成19 | 16 | 39,600,000 | 16 | 39,600,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成20 | 18 | 66,610,000 | 17 | 59,160,000 | 1 | 7,450,000 | 0 | 0 |
| 平成21 | 43 | 55,480,000 | 38 | 49,220,000 | 5 | 6,260,000 | 0 | 0 |
| 平成22 | 26 | 63,940,000 | 20 | 42,680,000 | 6 | 21,260,000 | 0 | 0 |
| 平成23 | 18 | 31,690,000 | 15 | 26,300,000 | 3 | 5,390,000 | 0 | 0 |
| 平成24 | 32 | 135,720,000 | 19 | 35,150,000 | 13 | 100,570,000 | 0 | 0 |
| 平成25 | 42 | 4,608,060,000 | 32 | 50,960,000 | 9 | 461,050,000 | 1 | 4,096,050,000 |
| 平成26 | 42 | 563,342,935 | 31 | 38,820,000 | 11 | 524,522,935 | 0 | 0 |
| 平成27 | 35 | 191,835,000 | 22 | 75,500,000 | 12 | 104,095,000 | 1 | 12,240,000 |
| 平成28 | 51 | 371,400,000 | 43 | 89,790,000 | 8 | 281,610,000 | 0 | 0 |
| 平成29 | 26 | 168,960,000 | 21 | 60,830,000 | 5 | 108,130,000 | 0 | 0 |
| 平成30 | 33 | 412,105,000 | 23 | 36,650,000 | 7 | 373,405,000 | 3 | 2,050,000 |
| 令和元 | 29 | 280,085,000 | 24 | 240,730,000 | 5 | 39,355,000 | 0 | 0 |
| 令和2 | 14 | 430,440,000 | 8 | 41,610,000 | 6 | 388,830,000 | 0 | 0 |
| 令和3 | 12 | 102,870,000 | 6 | 55,570,000 | 6 | 47,300,000 | 0 | 0 |
| 令和4 | 14 | 68,910,000 | 8 | 8,090,000 | 6 | 60,820,000 | 0 | 0 |
| 令和5 | 17 | 49,200,000 | 13 | 35,270,000 | 3 | 6,030,000 | 1 | 7,900,000 |
| 令和6 | 14 | 81,710,000 | 12 | 57,860,000 | 1 | 21,760,000 | 1 | 2,090,000 |
| 令和7 | 18 | 30,240,000 | 15 | 28,120,000 | 2 | 2,020,000 | 1 | 100,000 |
| 合計 | 515 | 7,803,007,935 | 398 | 1,122,720,000 | 109 | 2,559,857,935 | 8 | 4,120,430,000 |

開示規制違反等

| 年度 | 勧告件数(件)・課徴金額(円) | | | | | |
|------|-----------------|----------------|------|----------------|-----|-----------|
| | | | 開示規制 | | その他 | |
| | 件数 | 課徴金額 | 件数 | 課徴金額 | 件数 | 課徴金額 |
| 平成17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成18 | 3 | 633,330,000 | 3 | 633,330,000 | 0 | 0 |
| 平成19 | 8 | 66,849,997 | 8 | 66,849,997 | 0 | 0 |
| 平成20 | 11 | 1,913,909,997 | 11 | 1,913,909,997 | 0 | 0 |
| 平成21 | 10 | 711,479,998 | 9 | 703,979,998 | 1 | 7,500,000 |
| 平成22 | 19 | 1,879,819,994 | 19 | 1,879,819,994 | 0 | 0 |
| 平成23 | 11 | 569,250,000 | 11 | 569,250,000 | 0 | 0 |
| 平成24 | 9 | 721,749,994 | 9 | 721,749,994 | 0 | 0 |
| 平成25 | 9 | 1,048,369,999 | 9 | 1,048,369,999 | 0 | 0 |
| 平成26 | 8 | 604,640,000 | 8 | 604,640,000 | 0 | 0 |
| 平成27 | 6 | 7,800,120,000 | 6 | 7,800,120,000 | 0 | 0 |
| 平成28 | 5 | 425,780,000 | 5 | 425,780,000 | 0 | 0 |
| 平成29 | 2 | 12,000,000 | 2 | 12,000,000 | 0 | 0 |
| 平成30 | 10 | 393,430,000 | 10 | 393,430,000 | 0 | 0 |
| 令和元 | 6 | 2,746,955,000 | 6 | 2,746,955,000 | 0 | 0 |
| 令和2 | 10 | 2,746,854,996 | 10 | 2,746,854,996 | 0 | 0 |
| 令和3 | 5 | 397,199,997 | 5 | 397,199,997 | 0 | 0 |
| 令和4 | 7 | 362,190,000 | 7 | 362,190,000 | 0 | 0 |
| 令和5 | 8 | 451,845,000 | 8 | 451,845,000 | 0 | 0 |
| 令和6 | 14 | 922,920,000 | 14 | 922,920,000 | 0 | 0 |
| 令和7 | 7 | 190,800,000 | 7 | 190,800,000 | 0 | 0 |
| 合計 | 168 | 24,599,494,972 | 167 | 24,591,994,972 | 1 | 7,500,000 |

(注)

- 1 課徴金額は勧告時点のもの。
- 2 その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

3-4 証券検査実施状況

1. 検査実施状況一覧表

(単位:件数)

| 区分 | 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 |
|-----------------|----|------|------|------|------|------|------|
| 合 計 | | 47 | 46 | 59 | 65 | 86 | 91 |
| (証券監視委) | | (8) | (12) | (12) | (9) | (11) | (21) |
| (財務局長等) | | (39) | (34) | (47) | (56) | (75) | (70) |
| 金融商品取引業者 | | 41 | 37 | 42 | 56 | 73 | 76 |
| (証券監視委) | | (6) | (6) | (8) | (6) | (8) | (17) |
| (財務局長等) | | (35) | (31) | (34) | (50) | (65) | (59) |
| 第一種金融商品取引業者 | | 34 | 28 | 23 | 34 | 44 | 34 |
| (証券監視委) | | (4) | (2) | (5) | (3) | (4) | (7) |
| (財務局長等) | | (30) | (26) | (18) | (31) | (40) | (27) |
| 第二種金融商品取引業者 | | 1 | 1 | 3 | 6 | 10 | 19 |
| (証券監視委) | | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (3) |
| (財務局長等) | | (1) | (1) | (3) | (6) | (10) | (16) |
| 投資助言・代理業者 | | 2 | 3 | 10 | 10 | 9 | 8 |
| (証券監視委) | | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (1) |
| (財務局長等) | | (2) | (3) | (10) | (10) | (9) | (7) |
| 投資運用業者 | | 4 | 5 | 6 | 6 | 10 | 15 |
| (証券監視委) | | (2) | (4) | (3) | (3) | (4) | (6) |
| (財務局長等) | | (2) | (1) | (3) | (3) | (6) | (9) |
| 登録金融機関 | | 0 | 2 | 6 | 6 | 1 | 3 |
| (証券監視委) | | (0) | (0) | (0) | (1) | (0) | (0) |
| (財務局長等) | | (0) | (2) | (6) | (5) | (1) | (3) |
| 適格機関投資家等特例業務届出者 | | 2 | 0 | 3 | 1 | 1 | 2 |
| (証券監視委) | | (0) | (0) | (0) | (1) | (0) | (0) |
| (財務局長等) | | (2) | (0) | (3) | (0) | (1) | (2) |
| 金融商品仲介業者 | | 2 | 2 | 4 | 1 | 8 | 6 |
| (証券監視委) | | (0) | (1) | (0) | (0) | (0) | (0) |
| (財務局長等) | | (2) | (1) | (4) | (1) | (8) | (6) |
| 信用格付業者 | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (証券監視委) | | (1) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |
| (財務局長等) | | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |
| 自主規制機関等 | | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| (証券監視委) | | (0) | (2) | (0) | (0) | (2) | (0) |
| (財務局長等) | | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |
| 投資法人 | | 0 | 2 | 2 | 1 | 0 | 4 |
| (証券監視委) | | (0) | (2) | (2) | (1) | (0) | (4) |
| (財務局長等) | | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |
| その他 | | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| (証券監視委) | | (1) | (1) | (2) | (0) | (1) | (0) |
| (財務局長等) | | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |

2.1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位:人・日)

| 区分 | | 年度 | | | | | |
|-----------------|-------------|-----|-----|------|-----|------|-----|
| | | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 |
| 金融商品取引業者 | 第一種金融商品取引業者 | 175 | 326 | 485 | 384 | 354 | 190 |
| | 第二種金融商品取引業者 | 89 | 0 | 1031 | 317 | 79 | 25 |
| | 投資助言・代理業者 | 168 | 351 | 116 | 196 | 159 | 213 |
| | 投資運用業者 | 195 | 557 | 257 | 137 | 142 | 136 |
| 登録金融機関 | | 0 | 87 | 56 | 257 | 1116 | 48 |
| 適格機関投資家等特例業務届出者 | | 0 | 0 | 1528 | 0 | 750 | 0 |
| 金融商品仲介業者 | | 105 | 0 | 232 | 443 | 96 | 243 |
| 信用格付業者 | | 210 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自主規制機関等 | | 0 | 220 | 0 | 0 | 171 | 0 |

(注)上記各期間中に検査を終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

3. 検査結果の状況

(1) 検査終了件数

(単位:件数)

| 区分 \ 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検査終了件数 | 53 | 32 | 48 | 63 | 90 | 90 |
| 金融商品取引業者 | 44 | 28 | 39 | 49 | 74 | 78 |
| 第一種金融商品取引業者 | 35 | 22 | 24 | 27 | 48 | 37 |
| 第二種金融商品取引業者 | 2 | 0 | 3 | 5 | 10 | 17 |
| 投資助言・代理業者 | 3 | 2 | 5 | 13 | 7 | 7 |
| 投資運用業者 | 4 | 4 | 7 | 4 | 9 | 17 |
| 登録金融機関 | 0 | 2 | 1 | 9 | 2 | 4 |
| 適格機関投資家等特例業務届出者 | 0 | 0 | 2 | 0 | 5 | 0 |
| 金融商品仲介業者 | 4 | 0 | 2 | 4 | 5 | 4 |
| 信用格付業者 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自主規制機関等 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 投資法人 | 1 | 0 | 4 | 0 | 1 | 3 |
| その他 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(2) 問題点が認められた業者等の数

| 区分 \ 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 問題点が認められた業者等の数 | 21 | 13 | 34 | 31 | 36 | 28 |
| 不公正取引に関するもの | 2 | 1 | 6 | 3 | 2 | 0 |
| 投資者保護に関するもの | 10 | 8 | 34 | 28 | 21 | 16 |
| 財産・経理等に関するもの | 0 | 2 | 0 | 3 | 6 | 3 |
| その他業務運営に関するもの | 12 | 10 | 27 | 13 | 32 | 23 |

(注1)「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点(留意すべき事項を含む)を指摘した会社等の数をいう。

(注2)「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。従って、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

3-5 勧告等事案の概要一覧表

1. 金商業者等に対する検査の結果に基づく勧告

(令和7年4月～令和8年3月)

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記) | 行政処分等の内容 |
|----|-----------|--|--|
| 1 | 令和7年4月11日 | <p>【株式会社G&Dアドヴァイザーズ(関東)】</p> <p>(1) 顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況</p> <p>ア 単体スポット銘柄の投資助言前に当該銘柄を買い付け、投資助言後に売り付ける行為</p> <p>株式会社G&Dアドヴァイザーズ(以下「当社」という。)は、毎週1回程度の頻度で、上場株式1銘柄の買い付けを推奨する投資助言を行っており、所定の日時に銘柄名や買付推奨価格等を自社ウェブサイトにおいて顧客に配信(その際配信する銘柄を以下「単体スポット銘柄」という。)している。</p> <p>こうした中、当社における投資助言業務統括者である甲部長は、令和4年3月から同6年2月までの間に投資助言を行った単体スポット銘柄231銘柄のうち、少なくとも65銘柄について、当社の顧客ではない第三者名義の証券口座を使い、当該第三者の計算において、単体スポット銘柄の配信前に同銘柄を買い付け、配信後に売り付ける取引を行っていた事実が認められた。なお、当該取引により、当該証券口座において計約228万円の売却益が生じており、甲部長は当該第三者から一定の報酬を受け取っていた。</p> <p>イ 上記の行為を見過ごし、かつ、これを防止する態勢を構築していない状況</p> <p>当社は、社内規程において、役職員の利益相反取引を防止するための社内研修の実施や、年1回以上の監査の実施を定めているものの、同規程整備以降、いずれも利益相反取引に係る事項を対象としていないなど、利益相反取引を防止するための態勢が不十分な状況であった。また、当社代表取締役及びコンプライアンス担当取締役(以下「代表取締役等」という。)は、当社社員に係る業務管理を行っておらず、投資助言業務を社員に任せきりにしていたほか、令和5年3月以降は、週1日程度しか当社に出社していなかった。このため、当社の社員管理態勢は不十分な状況となっていたほか、社員に対するけん制機能が働かない状況となっていたなど、上記アの行為を防止するための内部管理態勢を構築していない状況であった。</p> <p>こうした中、当社は、甲部長が上記アの行為を、長期間にわたり、業務時間中に行っていたにもかかわらず、これを見逃していた。</p> <p>上記(1)アのとおり、甲部長が単体スポット銘柄の投資助言前に同銘柄を買い付け、投資助言後に売り付ける行為は、顧客の取引に関する情報を利用して第三者の利益を図るために行われた行為であり、利益相反の観点から問題がある行為と認められるほか、当社が上記(1)イのとおり甲部長の行為を見過ごし、かつ、これを防止する態勢を構築していない状況は、当社の顧客をないがしろにし、顧客の信託を裏切るものである。</p> <p>このような当社の状況は、顧客のため忠実に投資助言業務を行っていない状況と認められ、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第41条第1項に定める「忠実義務」に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して顧客に対し虚偽のことを告げる行為等</p> <p>当社は、自社ウェブサイトやインターネット広告を通じて無料で会員登録をした者(以下「見込顧客」という。)に対してメールマガジンを配信し、投資顧問契約の締結の勧誘を行っている。</p> | <p>行政処分日 令和7年4月24日</p> <p>○ 業務停止命令</p> <p>新たな投資顧問契約(契約金額の増額を伴う変更契約を含む。)の締結に係る勧誘・契約締結を令和7年4月24日から同年7月23日まで停止すること。</p> <p>○ 業務改善命令</p> <p>① 本件の発生原因を分析し、適切な業務運営態勢及び内部管理態勢の構築を含む再発防止策を策定・実施すること。</p> <p>② 役職員による不適切な行為を防止するための実効性の高い再発防止策を策定し、速やかに実施すること。</p> <p>③ 本件法令違反行為の責任の所在を明確にすること。</p> <p>④ 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>⑤ 上記①から④の対応状況について、令和7年5月23日までに書面により報告するとともに、上記期限にかかわらず、当局の求めに応じ随時書面で報告を行うこと。</p> |

| 番号 | 勧告実施 年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記) | 行政処分等の内容 |
|---------|-------------|---|----------|
| 1 つき | | <p>今回検査において、令和3年12月から同6年2月までの間のメールマガジンによる投資顧問契約の締結の勧誘状況について検証したところ、以下の法令違反行為が認められた。</p> <p>ア 顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、見込顧客に対して配信したメールマガジン(19件)において、以下の記載を行い、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。 ① 複数の株価高騰銘柄を的中させた実績があるとする架空の情報提供者を創作し、他社より先行して同人から銘柄情報を入手しているとする記載(10件、延べ91,266名に配信) ② 株価が上昇する銘柄情報が記載されているとする架空のレポートを創作し、同レポートに基づき投資助言を行うとする記載(4件、延べ31,293名に配信) ③ 過去に買い推奨の投資助言を行った銘柄について、株価が推奨時点以降に2倍となった実績が無いにもかかわらず、2倍を達成したなど、事実と反する投資助言の実績を記載(3件、延べ25,442名に配信) ④ 甲部長が知人から入手した企業の買収等の情報について、買収等が実現した実績が無いことを認識しながら、買収等が実現した実績があるとする記載(2件、延べ15,209名に配信)</p> <p>イ 重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 当社は、見込顧客に対して配信したメールマガジン(14件)において、以下の記載を行い、誤解を生ぜしめるべき表示をして投資顧問契約の締結の勧誘を行った。 ・ 確度の高い情報を入手したとして、買収等の株価に影響を与える事象が発生すると記載(14件、延べ117,903名に配信)</p> <p>上記(2)ア及びイの行為は、売上のためにはメールマガジンに事実と異なる内容等を記載することはやむを得ないと当社代表取締役が認識していたほか、メールマガジンに事実と異なる内容が記載されていることを当社コンプライアンス担当取締役が認識しながら見逃したうえ、事実と異なる記載内容にあわせて偽装を行うように指示するなど、当社代表取締役等における法令等遵守意識が著しく欠如していること及び内部管理部門によるけん制機能が機能していないこと等に起因して発生したものと認められる。</p> <p>当社の上記(2)アの行為は、金商法第38条第1号に定める「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。また、当社の上記(2)イの行為は、金商法第38条第9号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「業府令」という。)第117条第1項第2号に定める「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>(3) 金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為 当社は、所定の期間を定めて複数銘柄に関する投資助言を行う業務を行っており、令和3年9月から同6年2月までの間、当該投資助言に係る投資顧問契約を締結した顧客のうち、甲部長が担当した顧客は94名となっている。 こうした中、甲部長は、上記94名の顧客のうち、当社の投資助言に関して苦情の申出のあった少なくとも27名の顧客に対し、継続して投資顧問契約を締結してもらうことを意図して、上記投資顧問契約の終了後、契約期間を1か月以上、最大2年延長し、その間の投資顧問報酬を無償として投資助言を継続することにより、合計888万円に相当する特別の利益を当該顧客に提供した。 これは、当社代表取締役等が投資助言に係る業務を甲部長に任せきりにし、投資顧問契約の締結状況の管理態勢を構築</p> | |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記) | 行政処分等の内容 |
|---------|------------|---|--|
| 1 つき | | <p>していないなど、当社代表取締役等によるけん制機能が働かない状況にあったこと等に起因して発生したものと認められる。</p> <p>当社のこの行為は、金商法第38条第9号に基づく業府令第117条第1項第3号に定める「金融商品取引契約につき、顧客に対し特別の利益を提供する行為」に該当するものと認められる。</p> | |
| 2 | 令和7年11月11日 | <p>【住商リアルティ・マネジメント株式会社(証券監視委)】</p> <p>○ 投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況 住商リアルティ・マネジメント株式会社(以下「当社」という。)は、SCリアルティプライベート投資法人(東京都中央区、法人番号9010005022807、以下「本投資法人」という。)との間で本投資法人の資産の運用に係る委託契約を締結しているところ、当社が当社の親会社から本投資法人に取得させた不動産(以下「本物件」という。)について、その不動産鑑定評価を依頼するに際し、以下のとおり、利益相反管理の観点から不適切な行為が認められた。</p> <p>(1) 不適切な不動産鑑定業者選定プロセス 当社は、利益相反取引の弊害を排除し、投資家の利益を保護することを目的として、内規において、親会社等の利害関係者が保有する不動産を本投資法人に取得させる場合の価格は、投資信託及び投資法人に関する法律第201条第1項の規定に基づく不動産の鑑定評価の額を物件取得額の上限としている。また、不動産鑑定評価の取得に当たっては、その中立性・客観性を担保するため、業界内における不動産証券化に係る受注実績等の客観的な基準に基づき、社内稟議を経て不動産鑑定業者を選定した後、依頼した不動産鑑定業者へ物件資料を提供することによって不動産鑑定評価書を取得している。</p> <p>こうした中、当社は、複数の不動産鑑定業者に「利回り感」や「更地価格」等のヒアリングを行い、当該ヒアリングを踏まえた本物件の価格水準(自己査定)が、親会社から提示された他社の取得希望価格とする価格(以下「親会社からの提示価格」という。)に満たないことを把握すると、上記内規が定める方法に反し、社内稟議により不動産鑑定業者を選定する前の段階から、これらとは別の不動産鑑定業者(以下「当該不動産鑑定業者」という。)に物件情報を提供して概算鑑定額を聴取した。聴取の結果、当該概算鑑定額が上記自己査定額を上回ることを把握すると、当社は当該不動産鑑定業者へ依頼することを前提として、社内稟議の外形を整えたうえで当該不動産鑑定業者を選定した。これは、親会社からの提示価格を満たす不動産鑑定評価額を得ることを目的とした不適切な不動産鑑定業者選定プロセスであると認められる。</p> <p>(2) 不動産鑑定業者への不適切な働きかけ 当社は、当該不動産鑑定業者から聴取した概算鑑定額が上記自己査定額を上回りつつも親会社からの提示価格に満たないことを把握した。</p> <p>そこで、当社は、現行の賃貸借契約が終了する将来の時点における使用方法について、現況と異なる用途の図面を作成のうえ当該不動産鑑定業者へ提供し、同図面に沿った物件利用を想定するよう働きかけを行った。その結果、当社は上記(1)において聴取した概算鑑定額を更に上回る不動産鑑定評価額を取得した。</p> <p>こうした行為は、一般的に許容される不動産鑑定業者への情報提供(現況図面、現行賃料及び物件管理費等)や意見交換(客観的な情報に基づいた将来の賃料上昇や空室率の見込み等)を逸脱した恣意的なものであり、不動産鑑定業者への不適切な働きかけであると認められる。</p> <p>上記のとおり、当社は、親会社からの提示価格を踏まえて、本物件の取得を目的として必要な不動産鑑定評価額の水準を満たす</p> | <p>行政処分日 令和7年12月5日</p> <p>○ 業務改善命令</p> <p>① 本件に関する投資法人の投資主に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>② 投資法人資産運用会社として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法を見直すこと。</p> <p>③ 本件発生原因を究明したうえで、投資運用業に係る意思決定の妥当性を検証するための社内プロセスの明確化など、利益相反管理について十分な態勢を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。</p> <p>④ 今回の処分を踏まえた経営陣を含む責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑤ 上記①から④までの対応状況について、令和8年1月16日までに書面で報告すること。</p> <p>⑥ 上記⑤の対応状況について、四半期経過後15日以内を期限とし</p> |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記) | 行政処分等の内容 |
|----------|------------|---|---|
| 2 つづき | | <p>ために、その目的に沿った対応が期待される不動産鑑定業者を探し、これを選定したうえ、当該不動産鑑定業者に対して不適切な働きかけを行い、そのうえで算定された不動産鑑定評価額を基準に物件取得を行っている。これは、利害関係者以外の者による不動産鑑定評価により利益相反取引の弊害を排除し、投資家の利益を保護しようとする内規の趣旨を損ねるものであって、本投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況にあり、投資家保護上重大な問題があると認められる。</p> <p>上記行為は、利害関係者である親会社からの物件取得にあたり、恣意性の排除が特に重要な不動産鑑定業者の選定プロセスにおいて、コンプライアンス室のけん制機能が十分に発揮されていなかったこと、また、当社の役員が親会社からの出向者で占められている中、当社の役員が本物件の取得に必要以上に介入していたことに起因するものであり、当社の利益相反管理態勢は著しく不十分であると認められる。</p> <p>このように、当社は、本投資法人のために忠実に投資運用業を行っていないことから、金融商品取引法第42条第1項に定める「忠実義務」に違反するものと認められる。</p> | <p>て、当面の間、報告すること。</p> |
| 3 | 令和7年11月18日 | <p>【第一プレミア証券株式会社(関東)】</p> <p>(1) 経営陣の業務運営が著しく不適切であると認められる状況</p> <p>ア 業務改善命令に違反する状況</p> <p>① 業務改善命令に至る経緯</p> <p>第一プレミア証券株式会社(以下「当社」という。)は、平成27年の検査において、適格機関投資家等特例業務の届出者(以下「届出業者」という。)が運用するファンドに当社が適格機関投資家等特例業務の要件となる適格機関投資家出資を行う業務に関し、実質的には届出業者の負担により出資が行われ、適格機関投資家出資とは到底評価し得ない状況となっていたほか、当社が当該ファンドに係るモニタリング等をほとんど行っていなかったといった問題を指摘された。</p> <p>これを受け、当社は、関東財務局長(以下「当局」という。)から、平成28年3月、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第51条の規定に基づき、問題を発生させた根本原因を究明し、経営管理態勢等の整備を求める業務改善命令(以下「改善命令」という。)を受けた。</p> <p>② 改善命令に対する当社の対応等</p> <p>当社は、改善命令を受け、上記の問題が発生した根本原因は、創業以来の赤字体質であった中、当時の100%株主の意向により招へいされた代表取締役らの主導のもと収益を優先するあまり、役員等の法令等遵守や投資者保護等の意識が不十分であったことに起因し、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢の構築を怠っていたことにあるとの結論に至った。</p> <p>このため、当社は、再発防止策の一つとして、株主から当社へ経営に関する提案等があった場合には、外部有識者等で構成した検討委員会(以下「検討委員会」という。)を新たに立ち上げ、法令等遵守態勢の維持について問題がないかなどの観点で当該提案等について審議を行うこと等により、当社が自ら株主及び取締役会へのけん制機能を発揮し、経営管理態勢の強化を図ることとして、平成28年8月、再発防止のための改善策を記載した報告書(以下「改善報告書」という。)を当局に提出した。</p> <p>なお、改善報告書の提出後、当社の100%株主については、2回の変更を経て、令和5年12月末、A社となった(A社への株主の変更を以下「本件株主変更」という。令和7年6月にA社は当社の全株式を売却し、100%株主ではなくなっている。)</p> <p>③ 改善報告書に記載した改善策を履行していない状況</p> <p>当社の代表取締役及びもう一名の取締役(当社の常勤役員は、この両名のみであり、以下両名を「当社経営陣」という。)は、本件株主変更直前の令和5年12月中旬頃、当時、</p> | <p>行政処分日 令和7年12月3日</p> <p>○ 登録取消し 関東財務局長(金商)第162号の登録を取り消す。</p> <p>○ 業務改善命令</p> <p>① 顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。</p> <p>② 顧客の意向を踏まえ、顧客取引の移管又は結了及び顧客資産の返還に関する方策を策定し、これを確実に履行すること。</p> <p>③ 会社財産を不当に費消しないこと。</p> <p>④ 上記について、その実施状況を令和8年1月9日(金曜)までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。</p> |

| 番号 | 勧告実施 年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記) | 行政処分等の内容 |
|----------|-------------|---|----------|
| 3 つづき | | <p>当社株式の買主候補であったA社の甲代表取締役やA社の関係者(アドバイザー)であった乙(過去に当局から金融商品仲介業の登録取消処分を受けたB社の実質的支配者であり、当該登録取消処分を受けた日から5年を経過しないことから金商法第29条の4に規定する登録拒否要件(以下「登録拒否要件」という。)に該当中の者。)、過去に乙とともにB社に在籍していた丙らと面談を行い、当社買収後の事業展開などについて協議し、その際、乙より、業容拡大策として、新たに金融商品仲介事業(以下「本件新規事業」という。)の展開を企図しているなどの説明や、当社の取扱商品として未上場株式や合同会社社員権を加えるための業務方法書の変更提案を受けた。</p> <p>また、当社経営陣は、本件株主変更直後の令和5年12月末から令和6年1月上旬頃にかけて、新たに株主となったA社の代理と称するなどしていた乙より、本件新規事業の具体化のため、自身を当社の従業員としてほしい旨や当社取締役会に自身を参加させてほしい旨等の要請(以下「本件要請」という。)を受けた。</p> <p>当社経営陣は、乙から当社の従業員としてほしい旨の要請を受けた際、乙について調査したところ、乙がB社の登録取消処分事由となった問題行為(無登録で金融商品取引業を行う行為。)の中心的人物であったこと(以下「本件不芳情報」という。)を認識したことから、乙を当社の経営に関与させることについて、問題意識を有するに至った。</p> <p>しかしながら、当社経営陣は、当社の業績が連続赤字となっている中、収益の拡大のために本件新規事業を前に進めたいと考えたこと、株主の代理と称するなどしていた乙からの本件要請を株主の意向であると認識していたことなどから、本件要請に応じることとし、令和6年1月に開催された当社取締役会に乙を参加させたほか、同年4月、乙を当社の従業員とした。</p> <p>また、当社経営陣は、丙についても、株主の意向として乙の代理で令和6年3月の当社の取締役会に参加させていた。</p> <p>当社は、本来であれば、株主の意向として当社の事業展開といった経営に関する事項について株主と協議の上進める場合には、あらかじめ検討委員会において、法令等遵守の確保の観点などからその妥当性を審議する必要があったが、本件新規事業の提案について検討委員会における審議は何ら行われないうまま、本件新規事業の展開を企図する株主の本件要請に応じていた。</p> <p>加えて、当社経営陣は、乙の本件不芳情報については社外取締役等に対して何ら伝えずに令和6年1月の取締役会に乙を参加させた上、乙が取締役会の報告事項に対して複数回意見していたにもかかわらず、乙の関与について当局から疑われることを懸念したことから、取締役会議事録に乙参加の事実を記載していなかった等、当局を含めた社内外の関係者に対して意図的に乙の関与を秘匿していた。</p> <p>上記のとおり、当社は、株主の代理と称するなどしていた乙の関与を株主の意向であると認識し、かつ、登録拒否要件に該当中である乙からの本件新規事業の提案について乙らと協議を重ね、本件要請を受け入れることでその具体化に動いていたにもかかわらず、自ら改善報告書に記載した検討委員会における審議を全く履行していなかったことは、改善命令に違反する状況と認められる。</p> <p>イ 報告徴取命令に対する虚偽報告</p> <p>当社は、令和6年2月、本件株主変更に伴う業務運営等の確認のため、当局より報告徴取命令が発出され、新たに株主となったA社による経営参加等の見込みについて報告を求められた。</p> <p>その際、上記アのとおり、株主の代理と称するなどしていた乙が当社の取締役会へ参加する等、当社経営に関与していたと認められる状況があったにもかかわらず、当社経営陣は、乙から自身の関与を社内外に伝えないよう要請されていたほか、</p> | |

| 番号 | 勧告実施 年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記) | 行政処分等の内容 |
|----------|---------------|---|--|
| 3 つづき | | <p>当局から乙が当社の経営に参画している疑いを持たれることを懸念したことから、当局に対し、株主による経営への参画は予定していない旨を報告した。</p> <p>上記の当社の行為は、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴取命令に対し、実態と異なる虚偽の報告を行ったものと認められる。</p> <p>当社の上記アの状況及びイの行為は、金商法第52条第1項第7号に規定する「金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 金融商品取引業に係る業務につき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員を確保していないと認められる状況</p> <p>金融商品取引業者(以下「金商業者」という。)の経営者は、その経歴及び能力等に照らして、金商業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有している必要があるほか、常務に従事する役員については、金商法等の関連諸規制等を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している必要がある。</p> <p>しかしながら、当社は、平成27年の検査で指摘された問題の根本原因について役員等の法令等遵守等の意識が不十分であったと結論付けているにもかかわらず、当社経営陣は、当時の当社の業績が直近8期連続赤字となっている状況下、営業収益の拡大が急務であり、将来的な収益確保や業務継続のために本件新規事業の展開に期待していたこと、また、今後の業務運営のために株主との良好な関係を保ちたいと考えたことから、法令等遵守態勢維持等の観点から十分に検討することなく株主の意向と認識していた乙による本件要請を安易に受け入れた。</p> <p>上記のとおり、当社において100%株主の交代が繰り返される中で、当社経営陣は、収益を優先するあまり、株主の代理と称するなどしていた乙の関与を株主の意向であると認識していながら、検討委員会における審議を履行せずに十分な議論・検証等を行ないまま、登録拒否要件に該当中である乙からの本件新規事業の提案について協議を重ね、本件要請を受け入れることでその具体化に動いていたことから、依然として適切な経営管理態勢等を構築しておらず、経営者として金融商品取引業を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有しているとは認められない。</p> <p>また、上記(1)アの改善命令に違反する状況及び(1)イの報告徴取命令に対する虚偽報告といった法令違反行為を当社経営陣が主導して繰り返している状況が認められていることから、業務運営に当たり、当社経営陣の法令等遵守意識は著しく欠如しており、当社経営陣は金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンスに関する知識・経験を有していないものと認められる。</p> <p>当社におけるこのような状況は、金商法第29条の4第1項第1号の2に規定する「金融商品取引業に係る業務のそれぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員を確保していないと認められる者」に該当し、同法第52条第1項第1号に該当するものと認められる。</p> | |
| 4 | 令和8年 3月13日 | <p>【やまびこ投資顧問株式会社(関東)】</p> <p>やまびこ投資顧問株式会社(以下「当社」という。)は、主に株式会社産業と経済(以下「産業と経済社」という。)が四半期ごとに発行する株式関連情報誌「オール株価チャンス」に広告を掲載し、同誌に綴じこんだ返信用はがきを送ってきた者に対して電話勧誘を行い、投資顧問契約の締結に至った顧客には、国内株式の投資助言を行っている。</p> | <p>行政処分日 令和8年4月7日</p> <p>○ 登録取消し 関東財務局長(金商)第2868号の登録を取り消す。</p> |

| 番号 | 勧告実施 年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記) | 行政処分等の内容 |
|----------|-------------|---|--|
| 4 つづき | | <p>なお、産業と経済社は、同社の取締役であった甲氏が実質的支配者として「オール株価チャンス」等の監修を行っている。そのような中、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 当社の実質的支配者が別会社にて行う無登録による投資助言業務に当社役職員が加担している状況等</p> <p>ア 当社が実質的支配者に支配され、当該支配者が運営する別会社と当社が一体として経営されている状況</p> <p>当社の役員は乙代表取締役(以下「乙代表」という。)1名であるが、乙代表が入社した令和元年6月以前から、当社は甲氏より当社の経営全般に関するアドバイスを受けていたところ、乙代表が当社代表取締役に就任した同2年3月には、甲氏の指示により、当社と甲氏との間で経営全般に関するコンサルティング契約を締結したとしている。</p> <p>そのような中、甲氏は、当社職員の人事・労務管理、経理処理の指示、助言銘柄の選定、当局対応の指示のほか、株主の決定など、当社運営のあらゆる重要事項に関与し、実質的な意思決定や業務運営を行っている状況が認められた。</p> <p>また、産業と経済社が発刊する「オール株価チャンス」は、上場企業4,000銘柄程度に関する業績見通しや投資行動の方針及びタイミング等を解説する内容となっており、当社の営業活動は同誌に大きく依存していることを背景に、甲氏の監修のもと、同誌の大半を占める部分を当社役職員が当社の業務の一環として認識の上、執筆している等の状況が認められる。</p> <p>以上のとおり、当社は、当社の重要事項の意思決定等を通じて、コンサルティング契約上の立場を明らかに超えて甲氏により実質的に支配されている状況が認められ、産業と経済社とともに甲氏の支配のもとで一体として経営されている状況にあると認められる。</p> <p>イ 当社役職員が無登録による投資助言業務に加担している状況</p> <p>産業と経済社は、「オール株価チャンス」の発刊のほか、ウェブサイト等を用いて「プラチナ会員」と称するサービス(以下「プラチナ会員事業」という。)を展開している。</p> <p>プラチナ会員事業は、産業と経済社ウェブサイト等から誘導された者が申込みフォーム等による会員登録を行い、会費(6か月あたり20万円)の振込完了時点で契約の締結が完了となること、契約を締結した会員に対し、同社が週次でメール又はファクシミリにより、推奨銘柄や具体的な株価の目標値や株価に影響するような情報といった推奨銘柄に係る情報提供を行うサービスである。</p> <p>プラチナ会員事業は、産業と経済社が、株式の価値の分析を行い、買い時の銘柄を会員へ伝達することの対価として報酬を受領する契約を顧客との間で締結の上、同契約に基づき投資助言を業として行っているものであることから、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第29条に基づく登録を受ける必要があるが、同社は無登録で投資助言業務を行っていること認められる。</p> <p>そのような中、当社は、上記アのとおり、産業と経済社とともに甲氏の実質的支配のもとで一体として経営されている状況であるところ、乙代表やコンプライアンス部長をはじめとする当社役職員は、産業と経済社の提供するプラチナ会員事業に係る勧誘チラシ等について、プラチナ会員事業の内容及び当該チラシ等の内容を把握した上で、当社業務時間中に通常業務の一環として、「オール株価チャンス」の郵送の際の封入作業を継続的に行っていた。</p> <p>また、プラチナ会員事業に関して、当社のA営業員(甲氏の意向により令和4年7月に当社の100%株主となっている者。)が甲氏に対し、産業と経済社がプラチナ会員に推奨していた助言銘柄に関するIR情報や株価動向等について情報共有を行っている状況や、プラチナ会員事業に関する顧客誘導媒体についての改善提案をするといった業務支援を行っていた状況等も認められている。</p> | <p>○ 業務改善命令</p> <p>① 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>② 現在、当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。</p> <p>③ 上記①、②の対応状況について、令和8年5月7日までに書面により報告するとともに、上記期限にかかわらず、当局の求めに応じ随時書面で報告を行うこと。</p> |

| 番号 | 勧告実施 年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記) | 行政処分等の内容 |
|----------|-------------|--|----------|
| 4 つづき | | <p>ウ 当社営業員が個人で無登録投資助言業務を行っていると思われる、当社がそのことを看過し適切な対応を取らずに放置していた状況</p> <p>当社のB営業員は、少なくとも平成30年1月以降、金商法第29条に基づく登録を受けることなく、当社顧客を含む個人36名に対し、自身で選定した推奨銘柄に関して投資助言を行っており、その対価として総額約550万円をB営業員個人として得ていた。</p> <p>なお、当社は、B営業員の無登録投資助言業務について、令和4年6月、上記36名のうち1名の当社顧客から訴訟提起されたことを契機として当該状況を把握するに至ったところ、乙代表は、B営業員に対し、事実確認として本人名義の預金通帳の写しの提出を求めた。しかしながら、B営業員は提出に応じなかったことから、乙代表はB営業員が他にも個人で投資助言を行っている顧客がいるとの疑念を高めていたにもかかわらず、追加の調査を実施せず、B営業員による無登録投資助言業務が継続されていたほか、当社は他の営業員でも同様の状況が発生していないかといった観点での実効的な内部監査も行っていなかった。</p> <p>このように当社はB営業員が無登録投資助言業務を個人で行っていた状況を看過し、再発防止に向けた対応を行うことなく放置していた。</p> <p>上記イの状況は、当社が、産業と経済社が提供するプラチナ会員事業の内容を把握していたにもかかわらず、当該事業について何ら疑問を持たず、他方、産業と経済社が金商法第29条に基づく登録を受けることなく金商法による保護が及んでいない顧客に対し、同法第28条第6項の「投資助言業務」を行うことに加担しているものである。</p> <p>また、上記ウの状況は、B営業員が行う行為が金商法第28条第6項の「投資助言業務」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けることなく、これらの業務を行うことは、同条に違反するものであるが、当該状況を当社が把握するに至ったにもかかわらずそのことを看過した当社の業務管理態勢は著しく不適切である。</p> <p>当社における上記のような業務運営状況は、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 登録拒否要件に該当する者に政令で定める使用人として業務を行かせた上、当局に対しそのことを隠匿し虚偽の届出を提出等していた状況</p> <p>当社は、平成29年9月、当該時点の当社の金融商品取引業者登録簿(以下「登録簿」という。)において、「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者」として登録されていない者が、当社ウェブサイトに掲載されていた契約締結前交付書面において分析者・投資判断者(以下「投資判断者等」という。)として掲載されていたことから、当局より当該事実について確認を求められた。</p> <p>これを受け、当社は、登録簿の該当部分について、変更届を失念していたとして、平成29年12月、同28年12月よりB営業員ほか4名を投資判断者等としている事実について、当局に対し遡及して変更届を提出した。その際、B営業員については、平成29年9月時点で投資判断業務に従事しなくなったとして、当社はB営業員の退任届をあわせて提出している上、当局に対し、B営業員はパート従業員として当社での勤務を継続するものの投資判断業務は行わない旨報告した。</p> <p>なお、B営業員については、その当時、金商法第29条の4第1項第2号に規定する登録拒否要件に該当しており、本来であれば登録拒否要件に該当する者として「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者」としての業務に従事できない状況であった。それにもかかわらず、当社はそのことを認識しながら、B営業員の退任届の提出後もそれまでと同様に投資判断業務を行わせていたことが、今回検査において認められたことから、当社は当局に対し事実を隠匿し、虚偽の届出及び報告を行っていたものである。</p> | |

| 番号 | 勧告実施 年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記) | 行政処分等の内容 |
|---------|-------------|---|----------|
| 4 つき | | <p>さらに、B営業員が登録拒否要件に該当していた事実について、A営業員はB営業員に対し、検査官へ口外しないように口止め等を行っていたことも、今回検査において判明している。</p> <p>上記の状況は、金商法第29条の4第1項第2号に該当する者に投資判断業務を継続させていたことから、平成29年9月時点において同法第52条第1項第1号に該当していたものであり、当社は当該事実を認識していたにもかかわらず、当局に対しそのことを隠匿した上で同法第29条の2第1項第4号に係る事項について虚偽の変更届を提出したことは、同法第31条第1項に違反し、それにより登録拒否要件に該当する者を継続して当社の重要な業務に従事させていたものである。</p> <p>このことは、登録制度をないがしろにする行為であることに加え、今回検査においても、当社株主の立場にもあるA営業員がB営業員に対して登録拒否要件に該当していた事実について口止め等を行うことで、当社は検査官による事実確認を妨げるよう謀ったものである。</p> <p>このように、当社が当局に対する隠匿を繰り返すことで金融商品取引業の登録を維持していることは、同法第52条第1項第10号に規定する「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。</p> <p>(3) 金融商品取引業に係る業務につき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していない状況及び金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況</p> <p>当社は、上記(1)アのとおり、甲氏による実質的支配を漫然と受け入れている中、営業を優先し、法令等遵守を軽視している状況となっている。また、甲氏の強い影響力のもと、乙代表の当社代表取締役としての権限は制限されている状況となっている。</p> <p>こうした状況において、上記(1)イのとおり、甲氏が支配する産業と経済社により無登録による投資助言業務が行われている中、乙代表は何ら疑問を持つことなく、自身を含む当社役職員が当該業務に加担している状況を是認している。また、当社役職員においては、上記(1)及び(2)の重大な法令違反行為等を行っていたほか、法定の届出書の未提出等や乙代表自らが顧客カードの改ざんを行うなど法令違反行為等を繰り返し行っている状況にある。</p> <p>上記のとおり、当社の業務運営の適切性の確保等に対する意識及び法令等遵守意識は著しく欠如している状況であることから、当社のコンプライアンスの最上位統括者である乙代表においては、金融商品取引業の公正かつ確な遂行に必要な十分な資質を有しておらず、その遂行に必要なコンプライアンスに関する知識・経験を有しているとは認められないほか、コンプライアンス部長においても知識及び経験を有しているとは認められない。</p> <p>また、乙代表は、令和2年3月の代表取締役就任以降も、上記(1)のとおり不適切な業務運営を放置していることに加え、乙代表自らが甲氏に意見具申することは困難な旨を自認しており、当社の唯一の役員である乙代表が主導して構築しなければならない当社の経営管理態勢等は著しく欠如している状況にあるところ、当社は、法令違反行為や不適切な業務運営をけん制・抑止する態勢となっていない状況にあるものと認められる。</p> <p>当社におけるこのような状況は、金商法第29条の4第1項第1号の2に規定する「金融商品取引業に係る業務のそれぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していないと認められる者」及び同項第1号へに規定する「金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」に該当し、同法第52条第1項第1号に該当するものと認められる。</p> | |

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

2. 取引調査の結果に基づく勧告(不公正取引)

(令和7年4月～令和8年3月)

| 番号 | 勧告実施年月日 | 事案の内容 | 勧告後の経緯 |
|-----------------------|---------------|---|--|
| 1・2 ・3 ・4 ・5 | 令和7年 5月30日 | <p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】大成建設(東証プライム、名証プレミア)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】</p> <p>(1)大成建設株式会社の従業員 (2)大成建設株式会社の従業員 (3)大成建設株式会社の従業員 (4)大成建設株式会社の従業員 (5)大成建設株式会社との契約締結者から伝達を受けた者</p> <p>【違反行為の概要】</p> <p>(1)課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、大成建設株式会社(以下「大成建設」という。)の従業員であったが、北海道札幌市内で大成建設が施工中の高層ビル(以下「本件ビル」という。)建築工事に関し、大成建設において、①発注者との間で定めた品質基準を満たさない鉄骨建方等の精度不良を生じさせた旨、②工事監理者に対して同精度不良に係る鉄骨精度計測値の虚偽報告を行っていた旨及び③上記①及び②の事実を受けて同精度不良の是正措置として建築途中の本件ビルの地上部分の全部を解体して再建築する計画を定めた旨の大成建設の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を、その職務に関し知りながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表がされた令和5年3月16日より前の同月2日、大成建設株式合計900株を、自己の計算において、売付価額合計401万6,000円で売り付けたものである。</p> <p>(2)課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、大成建設の従業員であったが、北海道札幌市内で大成建設が施工中の高層ビル建築工事に関し、大成建設において、①発注者との間で定めた品質基準を満たさない鉄骨建方等の精度不良を生じさせた旨、②工事監理者に対して同精度不良に係る鉄骨精度計測値の虚偽報告を行っていた旨及び③上記①及び②の事実を受けて同精度不良の是正措置として建築途中の本件ビルの地上部分の全部を解体して再建築する計画を定めた旨の大成建設の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を、その職務に関し知りながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表がされた令和5年3月16日より前の同月7日、大成建設株式合計100株を、自己の計算において、売付価額合計45万8,000円で売り付けたものである。</p> <p>(3)課徴金納付命令対象者(3)について 課徴金納付命令対象者(3)は、大成建設の従業員であったが、北海道札幌市内で大成建設が施工中の高層ビル建築工事に関し、大成建設において、①発注者との間で定めた品質基準を満たさない鉄骨建方等の精度不良を生じさせた旨、②工事監理者に対して同精度不良に係る鉄骨精度計測値の虚偽報告を行っていた旨及び③上記①及び②の事実を受けて同精度不良の是正措置として建築途中の本件ビルの地上部分の全部を解体して再建築する計画を定めた旨の大成建設の運営、業務又</p> | <p>審判手続開始決定日 令和7年6月4日 課徴金納付命令決定日 令和7年8月27日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者(1)ないし(5)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 事案の内容 | 勧告後の経緯 |
|------------------------------|---------------|---|--|
| 1・2 ・3 ・4 ・5 つづき | | <p>は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を、その職務に関し知りながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表がされた令和5年3月16日より前の同月6日から同月7日にかけて、大成建設株式合計200株を、自己の計算において、売付価額合計91万3,500円で売り付けたものである。</p> <p>(4)課徴金納付命令対象者(4)について 課徴金納付命令対象者(4)は、大成建設の従業員であったが、北海道札幌市内で大成建設が施工中の高層ビル建築工事に関し、大成建設において、①発注者との間で定めた品質基準を満たさない鉄骨建方等の精度不良を生じさせた旨、②工事監理者に対して同精度不良に係る鉄骨精度計測値の虚偽報告を行っていた旨及び③上記①及び②の事実を受けて同精度不良の是正措置として建築途中の本件ビルの地上部分の全部を解体して再建築する計画を定めた旨の大成建設の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を、その職務に関し知りながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表がされた令和5年3月16日午後3時頃より前の同日午後1時11分頃、大成建設株式合計900株を、自己の計算において、売付価額合計398万7,000円で売り付けたものである。</p> <p>(5)課徴金納付命令対象者(5)について 課徴金納付命令対象者(5)は、A社の従業員であったが、大成建設と本件ビルの建築工事請負契約を締結していたエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社(以下「NTT都市開発」という。)の従業員であった甲が、同契約の履行に関して知り、その後、NTT都市開発の従業員であった乙らが、その職務に関して知り、NTT都市開発と本件ビルの一室に係る賃貸借予約契約を締結していたA社の従業員であった丙が職務上伝達を受けた、北海道札幌市内で大成建設が施工中の高層ビル建築工事に関し、大成建設において、①発注者との間で定めた品質基準を満たさない鉄骨建方等の精度不良を生じさせた旨、②工事監理者に対して同精度不良に係る鉄骨精度計測値の虚偽報告を行っていた旨及び③上記①及び②の事実を受けて同精度不良の是正措置として建築途中の本件ビルの地上部分の全部を解体して再建築する計画を定めた旨の大成建設の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を、その職務に関し知りながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表がされた令和5年3月16日より前の同月8日から同月14日にかけて、大成建設株式合計2,200株を、自己の計算において、売付価額合計1,008万3,000円で売り付けたものである。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1) 60万円 課徴金納付命令対象者(2) 7万円 課徴金納付命令対象者(3) 15万円 課徴金納付命令対象者(4) 57万円 課徴金納付命令対象者(5) 173万円</p> | |
| 6 | 令和7年 6月13日 | <p>【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】日本創発グループ(旧東証JASDAQ、東証スタンダード)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社役員</p> | <p>審判手続開始決定日 令和7年6月20日 課徴金納付命令決定日 令和7年10月1日</p> <p>なお、課徴金納付命</p> |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 事案の内容 | 勧告後の経緯 |
|----------|---------------|--|--|
| 6 つづき | | <p>【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、株式会社日本創発グループの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和4年1月4日午前11時26分頃から令和4年9月13日午後2時58分頃までの間、171取引日にわたり、知人名義及び親族名義で、自身が発注した売り注文に対し買い注文を発注して対当させたり、直前の約定値より高い指値の買い注文を発注して、他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計143万4,600株を買い付ける一方、同株式合計141万4,800株を売り付け、そのうち、自己の計算において、同株式合計36万3,700株を買い付ける一方、同株式合計36万3,100株を売り付け、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。</p> <p>【課徴金額】55万円</p> | <p>令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> |
| 7・8 | 令和7年 6月20日 | <p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第2項) 情報伝達(金商法第175条の2第2項)</p> <p>【銘柄名】C&Fロジホールディングス(東証プライム)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (1)AZ-COM丸和ホールディングス株式会社の従業員 (2)課徴金納付命令対象者(1)から伝達を受けた者</p> <p>【違反行為の概要】 (1)課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、AZ-COM丸和ホールディングス株式会社(以下「アズコム丸和」という。)の従業員であった者であるが、同社の業務執行を決定する機関が、株式会社C&Fロジホールディングス(以下「C&F」という。令和6年10月9日上場廃止。)株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、その職務に関し知りながら、知人の課徴金納付命令対象者(2)に対し、上記事実の公表がされる前にC&F株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものであり、これにより伝達を受けた同人が、法定の除外事由がないのに、上記事実が公表された令和6年3月21日より前の同年1月30日及び同年3月14日、C&F株式合計1,000株を買付価額合計179万7,400円で買い付けたものである。</p> <p>(2)課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、アズコム丸和の従業員であった知人の課徴金納付命令対象者(1)から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が、C&F株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実が公表された令和6年3月21日より前の同年1月30日及び同年3月14日、C&F株式合計1,000株を、自己の計算において、買付価額合計179万7,400円で買い付けたものである。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1) 68万円 課徴金納付命令対象者(2) 136万円</p> | <p>審判手続開始決定日 令和7年6月27日 課徴金納付命令決定日 令和7年10月1日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者(1)及び(2)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 事案の内容 | 勧告後の経緯 |
|--------------------|---------------|--|--|
| 9・10 ・11 ・12 | 令和7年 6月27日 | <p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】ヨシムラ・フード・ホールディングス(東証プライム)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】</p> <p>(1) 株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングスとの契約締結交渉者から伝達を受けた者</p> <p>(2) 株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングスとの契約締結交渉者から伝達を受けた者</p> <p>(3) 株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングスとの契約締結交渉者から伝達を受けた者</p> <p>(4) 株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングスとの契約締結交渉者から伝達を受けた者</p> <p>【違反行為の概要】</p> <p>(1) 課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス(以下「ヨシムラFHD」という。)との間で株式譲渡契約の締結の交渉をしていた契約締結交渉者甲から、同人が同契約の締結又は交渉に関し知った、ヨシムラFHDの業務執行を決定する機関が、子会社の異動を伴う株式会社ワイエスフーズ(以下「ワイエスフーズ」という。)の株式の取得をすることについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表がされた令和5年8月29日より前の同年6月12日、ヨシムラFHD株式合計1万株を、自己の計算において、買付価額合計884万9,800円で買い付けたものである。</p> <p>(2) 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、ヨシムラFHDとの間で株式譲渡契約の締結の交渉をしていた契約締結交渉者甲から、同人が同契約の締結又は交渉に関し知った、ヨシムラFHDの業務執行を決定する機関が、子会社の異動を伴うワイエスフーズの株式の取得をすることについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表がされた令和5年8月29日より前の同年7月20日、知人である課徴金納付命令対象者(1)名義で、ヨシムラFHD株式合計4,300株を、自己の計算において、買付価額合計494万1,900円で買い付けたものである。</p> <p>(3) 課徴金納付命令対象者(3)について 課徴金納付命令対象者(3)は、ヨシムラFHDとの間で株式譲渡契約の締結の交渉をしていた契約締結交渉者甲から、同人が同契約の締結又は交渉に関し知った、ヨシムラFHDの業務執行を決定する機関が、子会社の異動を伴うワイエスフーズの株式の取得をすることについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表がされた令和5年8月29日より前の同年6月9日から同年7月21日までの間、ヨシムラFHD株式合計1万5,000株を、自己の計算において、買付価額合計1,370万5,900円で買い付けたものである。</p> <p>(4) 課徴金納付命令対象者(4)について 課徴金納付命令対象者(4)は、ヨシムラFHDとの間で株式譲渡契約の締結の交渉をしていた契約締結交渉者甲から、同人が同契約の締結又は交渉に関し知った、ヨシムラFHDの業務執行を決定する機関が、子会社の異動を伴うワイエスフーズの株式の取得をすることについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表が</p> | <p>審判手続開始決定日 令和7年7月25日</p> <p>課徴金納付命令決定日 令和7年10月1日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者(1)ないし(4)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 事案の内容 | 勧告後の経緯 |
|--------------------------|----------------|---|---|
| 9・10 ・11 ・12 つき | | <p>された令和5年8月29日より前の同月18日から同月21日までの間、ヨシムラFHD株式合計3,400株を、自己の計算において、買付価額合計386万3,710円で買い付けたものである。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)579万円 課徴金納付命令対象者(2)135万円 課徴金納付命令対象者(3)825万円 課徴金納付命令対象者(4)111万円</p> | |
| 13 ・14 | 令和7年 10月10日 | <p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 情報伝達(金商法第175条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】岩崎通信機株式会社(東証スタンダード)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (1)岩崎通信機株式会社との契約締結者の役員 (2)課徴金納付命令対象者(1)から伝達を受けた法人</p> <p>【違反行為の概要】 (1)課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、岩崎通信機株式会社(以下「岩崎通信機」という。令和6年8月29日上場廃止)と売買基本契約を締結していたA社の役員であった者であるが、岩崎通信機の業務執行を決定する機関が、岩崎通信機の発行済み株式の全部をあいホールディングス株式会社(以下「あいホールディングス」という。)に取得させる株式交換を行うことについての決定をした旨の重要事実を、同契約の履行に関し知りながら、課徴金納付命令対象者(2)(B社)の役員であった甲に対し、同重要事実について公表される前に岩崎通信機株式を買い付けさせることによりB社に利益を得させる目的をもって、同重要事実を伝達し、それにより、同重要事実の伝達を受けた甲が、法定の除外事由がないのに、B社の業務及び財産に関し、同重要事実について公表された令和6年5月31日より前の同月23日、岩崎通信機株式合計1,500株を買付価額合計101万3,000円で買い付けたものである。</p> <p>(2)課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、B社の役員であった甲において、岩崎通信機と売買基本契約を締結していたA社の役員であった課徴金納付命令対象者(1)から、同人が同売買基本契約の履行に関し知った、岩崎通信機の業務執行を決定する機関が、岩崎通信機がその発行済み株式の全部をあいホールディングスに取得させる株式交換を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、B社の業務及び財産に関し、同重要事実が公表された令和6年5月31日より前の同月23日、自己の計算において、岩崎通信機株式合計1,500株を買付価額合計101万3,000円で買い付けたものである。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1) 62万円 課徴金納付命令対象者(2)124万円</p> | <p>審判手続開始決定日 令和7年10月17日 課徴金納付命令決定日 令和7年12月17日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者(1)及び(2)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> |
| 15 | 令和7年 10月17日 | <p>【違反行為】偽計(金商法第173条第1項)</p> <p>【銘柄名】オカムラ食品工業(東証スタンダード) ナレルグループ(東証グロース)</p> | <p>審判手続開始決定日 令和7年10月24日 課徴金納付命令決定日 令和7年12月17日</p> |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 事案の内容 | 勧告後の経緯 |
|-----------|----------------|---|--|
| 15 つづき | | <p>AB&Company(東証グロース) アルファ(東証スタンダード) キューソー流通システム(東証スタンダード) 串カツ田中ホールディングス(東証スタンダード)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社員</p> <p>【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、株式会社東京証券取引所が開設する金融商品市場に上場されていた株式につき、寄付き前又は立会時間中に他の投資者による引け条件付き成行注文(以下「引成注文」という。)及び指値出来ずば引け成行注文(以下、引成注文と合わせて「引けの注文」という。)の発注株数が売り側より買い側に大きく偏っているために引け値が上昇する可能性があり、その可能性を前提に他の投資者が新たな引けの売り注文を発注することが想定される状況において、その発注を控えさせるため、約定意思があるかのように装って引成売り注文を発注してその偏りを解消しておき、引け直前にその引成売り注文を約定の見込みのない指値の引け条件付き注文に変更することで引けにおいて同注文を失効させるとともに引けの注文の発注株数が売り側より買い側に大きく偏った状態にすることにより、自らが別途発注する引成売り注文を有利な価格で約定させることを企て、他の投資者による引けの注文が売り側より買い側に偏っていた株式会社オカムラ食品工業の株式ほか5銘柄につき、真実は、いずれも約定させる意思がなかったにもかかわらず、引成売り注文を発注するなどして引けの注文の発注株数の偏りを解消し、同引成売り注文を約定見込みのない指値の引け条件付き注文に変更するまでの間、第三者をして、同引成売り注文を引けまで維持してそのまま約定させることを意図したものであるとの錯誤を生じさせ、同引成売り注文を前提にした投資判断をさせ、もって、有価証券の売買のため、偽計を用い、当該偽計により有価証券の価格に影響を与え、各取引日の間、各銘柄について、自己の計算において、買い付けたものである。</p> <p>【課徴金額】10万円</p> | <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> |
| 16 | 令和7年 11月28日 | <p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】豊田合成(東証プライム、名証プレミア)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 豊田合成株式会社との契約締結者の従業員</p> <p>【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、豊田合成株式会社(以下「豊田合成」という。)と業務委託契約を締結していたA社の従業員であった者であるが、豊田合成の業務執行を決定する機関が自己の株式の取得及び令和5年9月30日を基準日とする剰余金の配当を行うことについての決定をした旨の重要事実並びに豊田合成の属する企業集団の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の売上収益、親会社の所有者に帰属する当期利益並びに令和5年9月30日及び令和6年3月31日をそれぞれ基準日とする各剰余金の配当について、令和5年7月28日に公表された直近の予想値に比較して、豊田合成が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実を、上記業務委託契約の履行に関し知りながら、法定の除外事由がないのに、上記各重要事実の公表がされた令和5年10月31日午後2時20分より前の同月30日から翌31日午前11時17分頃までの間、自己の計算に</p> | <p>審判手続開始決定日 令和7年12月5日 課徴金納付命令決定日 令和8年1月28日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 事案の内容 | 勧告後の経緯 |
|-----------|----------------|---|---|
| 16 つづき | | <p>において、豊田合成株式会社合計1,400株を買付価額合計408万3,000円で買い付けたものである。</p> <p>【課徴金額】58万円</p> | |
| 17 | 令和7年 12月12日 | <p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第2項)</p> <p>【銘柄名】EPSホールディングス(旧東証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 EPSホールディングス株式会社の従業員</p> <p>【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、EPSホールディングス株式会社(以下「EPS社」という。令和3年9月17日上場廃止)の従業員であった者であるが、EPS社の役員等が、その職務に関し、有限会社ワイ・アンド・ジー(以下「Y&G社」という。)からの伝達により知った、Y&G社の業務執行を決定する機関が、EPS社株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付け等の実施に関する事実を、その職務に関し知りながら、法定の除外事由がないのに、当該公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた令和3年5月27日より前の同年3月25日及び同年4月15日、親族名義及び知人名義で、自己の計算において、EPS社株式合計6,000株を買付価額合計707万3,400円で買い付けたものである。</p> <p>【課徴金額】402万円</p> | <p>審判手続開始決定日 令和7年12月19日 課徴金納付命令決定日 令和8年1月28日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> |
| 18 | 令和8年 3月31日 | <p>【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】ANYCOLOR(東証グロース) 朝日インテック(東証プライム、名証プレミア) ギフトィ(東証プライム) ラクス(東証プライム) レノバ(東証プライム)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】Sigmago Co., Limited</p> <p>【違反行為の概要】 シグマゴー・コ・リミテッド(以下「シグマゴー」という。)は、登記簿上の所在地を香港に置き、自己資金により株式売買等を行って収益を得ること等を業とする会社であるが、同社の株式売買業務に従事していたトレーダーにおいて、同社の業務に関し (1) 株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が開設する金融商品市場(グロース市場)に上場されていたANYCOLOR株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和5年2月13日午前9時19分30秒頃から同日午前9時33分23秒頃までの間、同市場において、海外証券会社甲ほか2社を介し、最良売り気配値あるいはこれに劣後する価格(以下「最良売り気配値近辺」という。)に複数の売り注文を重層的に入れて最良売り気配値近辺の売り板を徐々に厚くしたり、直前の約定値より低い指値の売り注文を発注して売り付けることにより株価を引き下げたりするなどして、既に発注していた自らの下値の買い注文を約定させた後、最良買い気配値あるいはこれに劣後する価格(以下「最良買い気配値近辺」という。)に複数の買い注文を重層的に入れて最良買い気配値近辺の買い板を徐々に厚くしたり、直前の約定値より高い指値の買い注文を発注して買い付けることにより株価を引き上げたりするなどして、既に発注していた自らの上値の売</p> | <p>審判手続開始決定前 (令和8年3月31日現在)</p> |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 事案の内容 | 勧告後の経緯 |
|-----------|---------|--|--------|
| 18 つづき | | <p>り注文を約定させるなどの方法により、同株式合計2,100株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計1万2,800株を買い付ける一方、同株式合計1,300株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計1万2,800株を売り付け</p> <p>(2) 東京証券取引所が開設する金融商品市場(プライム市場。以下「プライム市場」という。)及び株式会社名古屋証券取引所が開設する金融商品市場(プレミア市場)に上場されていた朝日インテック株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和5年2月14日午後0時35分7秒頃から同日午後0時51分18秒頃までの間、プライム市場において、海外証券会社甲ほか2社を介し、上記同様の方法により、同株式合計200株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計1万8,000株を買い付ける一方、同株式合計2,900株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計1万7,600株を売り付け</p> <p>(3) プライム市場に上場されていた株式会社ギフトの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和5年2月15日午前9時45分47秒頃から同日午前9時56分31秒頃までの間、同市場において、海外証券会社甲ほか2社を介し、上記同様の方法により、同株式合計1,000株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計1万5,400株を買い付ける一方、同株式合計2,000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計1万5,400株を売り付け</p> <p>(4) プライム市場に上場されていた株式会社ラクス(以下「ラクス株式」という。)につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同市場において、海外証券会社甲ほか2社を介し、上記同様の方法により</p> <p>ア 令和5年2月15日午前10時12分47秒頃から同日午前10時35分14秒頃までの間、ラクス株式合計1,000株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計1万9,900株を買い付ける一方、同株式合計3,300株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計1万9,800株を売り付け</p> <p>イ 令和5年2月16日午前9時12分57秒頃から同日午前9時23分39秒頃までの間、ラクス株式合計1,800株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計2万200株を買い付ける一方、同株式合計2,800株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計2万200株を売り付け</p> <p>(5) プライム市場に上場されていた株式会社レノバの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和5年2月16日午後0時33分23秒頃から同日午後0時49分54秒頃までの間、同市場において、海外証券会社甲ほか2社を介し、上記同様の方法により、同株式合計2,100株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計2万3,800株を買い付ける一方、同株式合計2,700株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計2万3,800株を売り付け</p> <p>もって、それぞれ、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。</p> <p>【課徴金額】147万円</p> | |

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

3. 開示検査の結果に基づく勧告(開示書類の虚偽記載等)

(令和7年4月～令和8年3月)

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 勧告後の経緯 |
|----|-----------|--|--|
| 1 | 令和7年6月10日 | <p>【違反行為】 四半期報告書の虚偽記載 (令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法(以下「旧金融商品取引法」という。)第172条の4第2項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 クオンタムソリューションズ株式会社(東証スタンダード市場)</p> <p>【違反行為の概要】 当社は、貸倒引当金の不計上等の不適正な会計処理を行った。この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年8月第2四半期四半期報告書(令和4年10月11日提出) ・令和4年11月第3四半期四半期報告書(令和5年1月13日提出) | <p>審判手続開始決定日 令和7年6月17日 課徴金納付命令決定日 令和7年8月27日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> |

【虚偽記載の内容】

| 番号 | 対象書類 | | 虚偽記載 | | | |
|----|------------|---------------------------------------|-------------------------------|------------|--|---------------------|
| | 提出日 | 書類 | 会計期間 | 記載項目 | 主な内容(注) | 主な事由 |
| 1 | 令和4年10月11日 | 第24期第2四半期(令和4年6月1日～同年8月31日)に係る四半期報告書 | 令和4年3月1日～同年8月31日の第2四半期連結累計期間 | 四半期連結損益計算書 | 親会社株主に帰属する四半期純利益が▲810,169千円であるところを1,283千円と記載 | 貸倒引当金の不計上及び減損損失の不計上 |
| | | | 令和4年6月1日～同年8月31日の第2四半期連結会計期間 | 四半期連結貸借対照表 | 連結純資産額が203,207千円であるところを1,067,068千円と記載 | |
| 2 | 令和5年1月13日 | 第24期第3四半期(令和4年9月1日～同年11月30日)に係る四半期報告書 | 令和4年9月1日～同年11月30日の第3四半期連結会計期間 | 四半期連結貸借対照表 | 連結純資産額が274,630千円であるところを1,137,240千円と記載 | 貸倒引当金の不計上 |

(注)金額は千円未満切捨てである。

【課徴金額】600万円

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 勧告後の経緯 |
|----|-----------|---|---|
| 2 | 令和7年6月17日 | <p>【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金融商品取引法第172条の2第1項第1号、同条第3項、第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項)</p> | <p>審判手続開始決定日 令和7年6月24日 課徴金納付命令決定日 令和7年10月1日</p> |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 勧告後の経緯 | | | |
|-----------|----------------|--|--|----------------|--|---------------|
| 2 つき | | <p>【課徴金納付命令対象者】 東京産業株式会社(東証プライム市場)</p> <p>【違反行為の概要】 (1)継続開示書類 当社は、貸倒引当金繰入額の過少計上、売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年9月第2四半期四半期報告書(令和4年11月14日提出) ・令和4年12月第3四半期四半期報告書(令和5年2月14日提出) ・令和5年3月期有価証券報告書(令和5年6月28日提出) ・令和5年9月第2四半期四半期報告書(令和6年1月15日提出) ・令和5年12月第3四半期四半期報告書(令和6年2月14日提出) <p>(2)発行開示書類 当社は、令和5年9月1日、「重要な事項につき虚偽の記載」がある有価証券届出書(株式の募集)を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。</p> | <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> | | | |
| 【虚偽記載の内容】 | | | | | | |
| 番号 | 対象書類 | | 虚偽記載 | | | |
| | 提出日 | 書類 | 会計期間 | 記載項目 | 主な内容(注) | 主な事由 |
| 1 | 令和4年 11月14日 | 第113期第2四半期 (令和4年7月1日～ 同年9月30日)に係る 四半期報告書 | 令和4年4月1日～ 同年9月30日の第 2四半期連結累計 期間 | 四半期連結 損益計算書 | 営業利益が ▲631百万円であるところを 1,706百万円と記載 経常利益が ▲277百万円であるところを 2,059百万円と記載 親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲323百万円であるところを 1,298百万円と記載 | 売上原価の 過少計上 |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | | | 勧告後の経緯 | |
|--------------------|---|---|---|--|---|--|
| 2 つづき | 2 令和5年 2月14日 | 第113期第3四半期 (令和4年10月1日～ 同年12月31日)に係る 四半期報告書 | 令和4年4月1日～ 同年12月31日の第 3四半期連結累計 期間 | 四半期連結 損益計算書 | 営業利益が ▲180百万円であるところ を 2,195百万円と記載 経常利益が 11百万円であるところを 2,387百万円と記載 親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲126百万円であるところ を 1,522百万円と記載 | 売上原価の 過少計上 |
| | 3 令和5年 6月28日 | 第113期(令和4年4月 1日～令和5年3月31 日)に係る有価証券報 告書 | 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日 の連結会計年度 | 連結 損益計算書 | 営業利益が 704百万円であるところ を 3,106百万円と記載 経常利益が 949百万円であるところ を 3,351百万円と記載 親会社株主に帰属する 当期純利益が ▲4,974百万円であるところ を 469百万円と記載 | 売上原価の 過少計上及 び貸倒引当 金繰入額の 過少計上 |
| | 連結 貸借対照表 | 連結純資産額が 21,189百万円であるところ を 26,703百万円と記載 | | | | |
| 4 令和6年 1月15日 | 第114期第2四半期 (令和5年7月1日～ 同年9月30日)に係る 四半期報告書 | 令和5年4月1日～ 同年9月30日の第 2四半期連結累計 期間 | 四半期連結 損益計算書 | 営業利益が ▲2,075百万円であるところ を 416百万円と記載 経常利益が ▲1,684百万円であるところ を 808百万円と記載 | 貸倒引当金 繰入額の過 少計上(計上 区分の誤り) | |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | | | | 勧告後の経緯 | |
|--------------------|--------------------|---|---|----------------|--|------------------------------------|--|
| 2 つづき | 5 令和6年 2月14日 | 第114期第3四半期 (令和5年10月1日～ 同年12月31日)に係る 四半期報告書 | 令和5年4月1日～ 同年12月31日の第 3四半期連結累計 期間 | 四半期連結 損益計算書 | 営業利益が ▲2,251百万円であると ころを ▲760百万円と記載 経常利益が ▲1,908百万円であると ころを ▲418百万円と記載 | 貸倒引当金 繰入額の過 少計上(計上 区分の誤り) | |
| (注)金額は百万円未満切捨てである。 | | | | | | | |
| 番 号 | 対象書類 | | 虚偽記載 | | | | |
| | 提出日 | 書類 | 会計期間 | 記載項目 | 主な内容 | 主な事由 | |
| 6 | 令和5年 9月1日 | 有価証券届出書(株 式の募集) | | 「第四部 組込情報」 | 番号3に掲げる第113 期に係る有価証券報告 書を組込み | 番号3を参照 | |
| 【課徴金額】1750万円 | | | | | | | |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 勧告後の経緯 |
|----|--------------|---|--|
| 3 | 令和7年 9月2日 | <p>【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載等 (金融商品取引法第172条の2第1項第1号、同条第3項、第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項並びに金融商品取引法第10条第1項、第24条の2第1項において準用する同法第10条第1項及び旧金融商品取引法第24条の4の7第4項において準用する金融商品取引法第10条第1項)</p> <p>【課徴金納付命令及び訂正報告書等提出命令対象者】 株式会社アルファクス・フード・システム(東証グロース市場)</p> <p>【違反行為の概要】 (1)継続開示書類 当社は、固定資産売却益等の過大計上、売上の架空計上、売上の前倒し計上、売上原価の不計上、買戻し特約付き売買契約に係る売上の過大計上、棚卸評価損の不計上の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある及び「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」及び「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」の内容は下表【虚偽記載等の内容】を参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年12月第1四半期四半期報告書(令和5年2月13日提出) ・令和5年3月第2四半期四半期報告書(令和5年5月12日提出) ・令和5年6月第3四半期四半期報告書(令和5年8月10日提出) ・令和5年9月期有価証券報告書(令和5年12月25日提出) ・令和5年12月第1四半期四半期報告書(令和6年2月13日提出) ・令和6年3月第2四半期四半期報告書(令和6年5月14日提出) ・令和6年9月期有価証券報告書(令和6年12月26日提出) | <p>審判手続開始決定日 令和7年9月9日 課徴金納付命令決定日 令和7年11月5日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> <p>訂正報告書等提出命令日 令和7年9月25日</p> |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 勧告後の経緯 | | | |
|------------|---------------|--|--|------|---------|-----------------------|
| 3 つき | | (2)発行開示書類 当社は、令和5年6月30日、「重要な事項につき虚偽の記載」がある及び「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」有価証券届出書(株式の募集)を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた(「重要な事項につき虚偽の記載」及び「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」の内容は下表【虚偽記載等の内容】を参照)。 | | | | |
| 【虚偽記載等の内容】 | | | | | | |
| 番号 | 対象書類 | | 虚偽記載及び記載すべき事項の欠缺 | | | |
| | 提出日 | 書類 | 会計期間 | 記載項目 | 主な内容(注) | 主な事由 |
| 1 | 令和5年 2月13日 | 第30期第1四半期(令和4年10月1日～同年12月31日)に係る四半期報告書 | 令和4年10月1日～同年12月31日の第1四半期連結累計期間における四半期連結損益計算書の親会社株主に帰属する四半期純利益が▲68,963千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の第1四半期累計期間における四半期損益計算書の四半期純利益が119,469千円と四半期財務諸表に記載した。 | | | 固定資産売却益等の過大計上、売上の架空計上 |
| | | | 令和4年10月1日～同年12月31日の第1四半期連結会計期間における四半期連結貸借対照表の連結純資産額が▲433,400千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の第1四半期会計期間における四半期貸借対照表の純資産額が▲223,545千円と四半期財務諸表に記載した。 | | | |
| | | | 第一部【企業情報】第4【経理の状況】において、四半期連結財務諸表を記載しなかった。 | | | 四半期連結財務諸表の不記載 |
| 2 | 令和5年 5月12日 | 第30期第2四半期(令和5年1月1日～同年3月31日)に係る四半期報告書 | 令和4年10月1日～令和5年3月31日の第2四半期連結累計期間における四半期連結損益計算書の親会社株主に帰属する四半期純利益が▲44,784千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の第2四半期累計期間における四半期損益計算書の四半期純利益が143,690千円と四半期財務諸表に記載した。 | | | 固定資産売却益等の過大計上、売上の架空計上 |
| | | | 令和5年1月1日～同年3月31日の第2四半期連結会計期間における四半期連結貸借対照表の連結純資産額が▲406,973千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の第2四半期会計期間における四半期貸借対照表の純資産額が▲199,401千円と四半期財務諸表に記載した。 | | | |
| | | | 第一部【企業情報】第4【経理の状況】において、四半期連結財務諸表を記載しなかった。 | | | 四半期連結財務諸表の不記載 |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 勧告後の経緯 | |
|---|--------------------|--|--|---|
| 3 つづき | 3 令和5年 8月10日 | 第30期第3四半期(令和5年4月1日～同年6月30日)に係る四半期報告書 | <p>令和4年10月1日～令和5年6月30日の第3四半期連結累計期間における四半期連結損益計算書の親会社株主に帰属する四半期純利益が▲51,601千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを</p> <p>同期間の第3四半期累計期間における四半期損益計算書の四半期純利益が136,927千円と四半期財務諸表に記載した。</p> <p>令和5年4月1日～同年6月30日の第3四半期連結会計期間における四半期連結貸借対照表の連結純資産額が▲410,262千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを</p> <p>同期間の第3四半期会計期間における四半期貸借対照表の純資産額が▲206,122千円と四半期財務諸表に記載した。</p> | <p>固定資産売却益等の過大計上、売上の架空計上</p> |
| | | | <p>第一部【企業情報】第4【経理の状況】において、四半期連結財務諸表を記載しなかった。</p> | <p>四半期連結財務諸表の不記載</p> |
| | | | <p>令和4年10月1日～令和5年9月30日の連結会計年度における連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益が▲129,951千円と連結財務諸表に記載すべきところを</p> <p>同期間の事業年度における損益計算書の当期純利益が104,907千円と財務諸表に記載した。</p> <p>令和4年10月1日～令和5年9月30日の連結会計年度における連結貸借対照表の連結純資産額が▲290,441千円と連結財務諸表に記載すべきところを</p> <p>同期間の事業年度における貸借対照表の純資産額が13,363千円と財務諸表に記載した。</p> | <p>固定資産売却益等の過大計上、売上の前倒し計上</p> |
| <p>第一部【企業情報】第5【経理の状況】において、連結財務諸表を記載しなかった。</p> | <p>連結財務諸表の不記載</p> | | | |
| 5 | 令和6年 2月13日 | 第31期第1四半期(令和5年10月1日～同年12月31日)に係る四半期報告書 | <p>令和5年10月1日～同年12月31日の第1四半期連結会計期間における四半期連結貸借対照表の連結純資産額が▲301,520千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを</p> <p>同期間の第1四半期会計期間における四半期貸借対照表の純資産額が13,201千円と四半期財務諸表に記載した。</p> | <p>当四半期前の固定資産売却益等の過大計上、当四半期前の売上の架空計上、売上原価の不計上</p> |
| | | | <p>第一部【企業情報】第4【経理の状況】において、四半期連結財務諸表を記載しなかった。</p> | <p>四半期連結財務諸表の不記載</p> |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | | 勧告後の経緯 |
|----------|---------------------|--------------------------------------|---|--|
| 3 つづき | 6 令和6年 5月14日 | 第31期第2四半期(令和6年1月1日～同年3月31日)に係る四半期報告書 | 令和6年1月1日～同年3月31日の第2四半期連結会計期間における四半期連結貸借対照表の連結純資産額が▲249,977千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の第2四半期会計期間における四半期貸借対照表の純資産額が44,378千円と四半期財務諸表に記載した。 | 当四半期前の固定資産売却益等の過大計上、当四半期前の売上の架空計上、売上原価の不計上 |
| | | | 第一部【企業情報】第4【経理の状況】において、四半期連結財務諸表に記載しなかった。 | 四半期連結財務諸表の不記載 |
| | 7 令和6年 12月26日 | 第31期(令和5年10月1日～令和6年9月30日)に係る有価証券報告書 | 令和5年10月1日～令和6年9月30日の連結会計年度における連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益が38,523千円と連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の事業年度における損益計算書の当期純利益が63,301千円と財務諸表に記載した。 | 当期前の固定資産売却益等の過大計上、当期前の売上の架空計上、売上原価の不計上、買戻し特約付き売買契約に係る売上の過大計上、棚卸評価損の不計上 |
| | | | 令和5年10月1日～令和6年9月30日の連結会計年度における連結貸借対照表の連結純資産額が▲273,403千円と連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の事業年度における貸借対照表の純資産額が75,856千円と財務諸表に記載した。 | |
| | | | 第一部【企業情報】第5【経理の状況】において、連結財務諸表を記載しなかった。 | 連結財務諸表の不記載 |

(注)金額は千円未満切捨てである。

| 番号 | 対象書類 | | 虚偽記載及び記載すべき事項の欠缺 | | | |
|----|---------------|----------------|------------------|---------------|-------------------------------|--------|
| | 提出日 | 書類 | 会計期間 | 記載項目 | 主な内容 | 主な事由 |
| 8 | 令和5年 6月30日 | 有価証券届出書(株式の募集) | | 「第四部 組込情報」 | 番号2に掲げる第30期第2四半期に係る四半期報告書を組込み | 番号2を参照 |

【課徴金額】3486万円

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 勧告後の経緯 |
|----|-----------|--|--|
| 4 | 令和7年9月17日 | <p>【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金融商品取引法第172条の2第1項第1号、同条第3項、第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 株式会社創建エース(東証スタンダード市場)</p> <p>【違反行為の概要】 (1)継続開示書類 当社の連結子会社は、売上の過大計上の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月第3四半期四半期報告書(令和4年2月10日提出) ・令和4年3月期有価証券報告書(令和4年6月28日提出) ・令和4年6月第1四半期四半期報告書(令和4年8月15日提出) ・令和4年9月第2四半期四半期報告書(令和4年11月11日提出) ・令和4年12月第3四半期四半期報告書(令和5年2月13日提出) ・令和5年3月期有価証券報告書(令和5年6月28日提出) ・令和5年6月第1四半期四半期報告書(令和5年8月14日提出) ・令和5年9月第2四半期四半期報告書(令和5年11月14日提出) <p>(2)発行開示書類 当社は、令和5年3月31日、「重要な事項につき虚偽の記載」がある有価証券届出書(新株予約権証券の募集)を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。</p> | <p>審判手続開始決定日 令和7年9月24日 課徴金納付命令決定日 令和7年12月17日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> |

【虚偽記載の内容】

| 番号 | 対象書類 | | 虚偽記載 | | | |
|----|-----------|--|-------------------------------|------------|------------------------------------|---------|
| | 提出日 | 書類 | 会計期間 | 記載項目 | 主な内容(注) | 主な事由 |
| 1 | 令和4年2月10日 | 第58期第3四半期(令和3年10月1日～同年12月31日)に係る四半期報告書 | 令和3年4月1日～同年12月31日の第3四半期連結累計期間 | 四半期連結損益計算書 | 売上高が252,018千円であるところを551,582千円と記載 | 売上の過大計上 |
| 2 | 令和4年6月28日 | 第58期(令和3年4月1日～令和4年3月31日)に係る有価証券報告書 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日の連結会計年度 | 連結損益計算書 | 売上高が347,268千円であるところを2,848,789千円と記載 | 売上の過大計上 |
| 3 | 令和4年8月15日 | 第59期第1四半期(令和4年4月1日～同年6月30日)に係る四半期報告書 | 令和4年4月1日～同年6月30日の第1四半期連結累計期間 | 四半期連結損益計算書 | 売上高が114,798千円であるところを1,172,694千円と記載 | 売上の過大計上 |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | | | | 勧告後の経緯 | |
|----------|----------------|--|-------------------------------|------------|------------------------------------|---------|--|
| 4 つづき | 令和4年 11月11日 | 第59期第2四半期(令和4年7月1日～同年9月30日)に係る四半期報告書 | 令和4年4月1日～同年9月30日の第2四半期連結累計期間 | 四半期連結損益計算書 | 売上高が350,968千円であるところを2,110,058千円と記載 | 売上の過大計上 | |
| | 令和5年 2月13日 | 第59期第3四半期(令和4年10月1日～同年12月31日)に係る四半期報告書 | 令和4年4月1日～同年12月31日の第3四半期連結累計期間 | 四半期連結損益計算書 | 売上高が675,271千円であるところを3,050,011千円と記載 | 売上の過大計上 | |
| | 令和5年 6月28日 | 第59期(令和4年4月1日～令和5年3月31日)に係る有価証券報告書 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日の連結会計年度 | 連結損益計算書 | 売上高が833,330千円であるところを4,300,103千円と記載 | 売上の過大計上 | |
| | 令和5年 8月14日 | 第60期第1四半期(令和5年4月1日～同年6月30日)に係る四半期報告書 | 令和5年4月1日～同年6月30日の第1四半期連結累計期間 | 四半期連結損益計算書 | 売上高が106,457千円であるところを657,926千円と記載 | 売上の過大計上 | |
| | 令和5年 11月14日 | 第60期第2四半期(令和5年7月1日～同年9月30日)に係る四半期報告書 | 令和5年4月1日～同年9月30日の第2四半期連結累計期間 | 四半期連結損益計算書 | 売上高が289,452千円であるところを840,921千円と記載 | 売上の過大計上 | |

(注)金額は千円未満切捨てである。

| 番号 | 対象書類 | | 虚偽記載 | | | |
|----|---------------|---------------------|------|---------------|--|-----------|
| | 提出日 | 書類 | 会計期間 | 記載項目 | 主な内容 | 主な事由 |
| 9 | 令和5年 3月31日 | 有価証券届出書(新株予約権証券の募集) | | 「第四部 組込情報」 | 番号2に掲げる第58期に係る有価証券報告書及び番号5に掲げる第59期第3四半期に係る四半期報告書の組込み | 番号2及び5を参照 |

【課徴金額】7844万円

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 勧告後の経緯 |
|----|---------------|--|---|
| 5 | 令和7年 12月5日 | <p>【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金融商品取引法第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 株式会社クシム(現株式会社HODL1)(東証スタンダード市場)</p> <p>【違反行為の概要】 当社は、関係会社株式売却益の過大計上及びのれんの減損損失の不計上の他、当社の連結子会社と共に、投資有価証券評価損の</p> | <p>審判手続開始決定日 令和7年12月12日 課徴金納付命令決定日 令和8年1月28日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 勧告後の経緯 | | | |
|---------------------|---------------|--|---------------------------------|------------|--|--|
| 5 つき | | <p>不計上及び暗号資産評価損の過少計上の不適正な会計処理を行った。</p> <p>この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年7月第3四半期四半期報告書(令和4年9月14日提出) ・令和5年10月期有価証券報告書(令和6年1月26日提出) ・令和6年1月第1四半期四半期報告書(令和6年3月14日提出) | | | | |
| 【虚偽記載の内容】 | | | | | | |
| 番号 | 対象書類 | | 虚偽記載 | | | |
| | 提出日 | 書類 | 会計期間 | 記載項目 | 主な内容(注) | 主な事由 |
| 1 | 令和4年 9月14日 | 第27期第3四半期(令和4年5月1日～同年7月31日)に係る四半期報告書 | 令和3年11月1日～令和4年7月31日の第3四半期連結累計期間 | 四半期連結損益計算書 | 親会社株主に帰属する四半期純利益が492,105千円であるところを626,285千円と記載 | 関係会社株式売却益の過大計上 |
| 2 | 令和6年 1月26日 | 第28期(令和4年11月1日～令和5年10月31日)に係る有価証券報告書 | 令和4年11月1日～令和5年10月31日の連結会計年度 | 連結損益計算書 | 親会社株主に帰属する当期純利益が▲2,483,718千円であるところを▲1,658,922千円と記載 | 投資有価証券評価損の不計上、暗号資産評価損の過少計上及びのれんの減損損失の不計上 |
| | | | | 連結貸借対照表 | 連結純資産額が3,205,622千円であるところを4,030,418千円と記載 | |
| 3 | 令和6年 3月14日 | 第29期第1四半期(令和5年11月1日～令和6年1月31日)に係る四半期報告書 | 令和5年11月1日～令和6年1月31日の第1四半期連結会計期間 | 四半期連結貸借対照表 | 連結純資産額が3,039,763千円であるところを3,825,314千円と記載 | 当四半期前の暗号資産評価損の過少計上及び当四半期前ののれんの減損損失の不計上 |
| (注)金額は千円未満切捨てである。 | | | | | | |
| 【課徴金額】1200万円 | | | | | | |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 勧告後の経緯 |
|----|---------------|---|---|
| 6 | 令和7年 12月5日 | <p>【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金融商品取引法第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 株式会社フィスコ(東証グロース市場)</p> <p>【違反行為の概要】 当社は、暗号資産評価損の過少計上の他、当社の連結子会社と共に、暗号資産評価損の不計上の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月第2四半期四半期報告書(令和4年8月12日提出) ・令和4年9月第3四半期四半期報告書(令和4年11月14日提出) ・令和4年12月期有価証券報告書(令和5年3月30日提出) ・令和5年12月期有価証券報告書(令和6年3月28日提出) ・令和6年3月第1四半期四半期報告書(令和6年5月15日提出) | <p>審判手続開始決定日 令和7年12月12日 課徴金納付命令決定日 令和8年1月28日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> |

【虚偽記載の内容】

| 番号 | 対象書類 | | 虚偽記載 | | | |
|----|----------------|--------------------------------------|------------------------------|------------|--|-------------|
| | 提出日 | 書類 | 会計期間 | 記載項目 | 主な内容(注) | 主な事由 |
| 1 | 令和4年 8月12日 | 第29期第2四半期(令和4年4月1日～同年6月30日)に係る四半期報告書 | 令和4年1月1日～同年6月30日の第2四半期連結累計期間 | 四半期連結損益計算書 | 営業利益が ▲114,974 千円であるところを 126,495 千円と記載 経常利益が ▲84,505 千円であるところを 156,964 千円と記載 親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲86,672 千円であるところを 154,797 千円と記載 | 暗号資産評価損の不計上 |
| 2 | 令和4年 11月14日 | 第29期第3四半期(令和4年7月1日～同年9月30日)に係る四半期報告書 | 令和4年1月1日～同年9月30日の第3四半期連結累計期間 | 四半期連結損益計算書 | 営業利益が ▲84,061 千円であるところを 157,409 千円と記載 経常利益が ▲54,437 千円であるところを 187,032 千円と記載 親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲57,654 千円であるところを 183,815 千円と記載 | 暗号資産評価損の不計上 |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | | | 勧告後の経緯 | |
|-------------------|--------------------|--------------------------------------|----------------------------|--------------|---|------------------------------------|
| 6 つき | 3 令和5年 3月30日 | 第29期(令和4年1月1日～同年12月31日)に係る有価証券報告書 | 令和4年1月1日～同年12月31日の連結会計年度 | 連結 損益計算書 | 営業利益が ▲100,421千円であるところを 46,987千円と記載 経常利益が ▲74,132千円であるところを 73,276千円と記載 | 暗号資産 評価損の 不計上 |
| | 4 令和6年 3月28日 | 第30期(令和5年1月1日～同年12月31日)に係る有価証券報告書 | 令和5年1月1日～同年12月31日の事業年度 | 貸借対照表 | 純資産額が56,485千円であるところを 289,906千円と記載 | 暗号資産 評価損の 過少計上 |
| | 5 令和6年 5月15日 | 第31期第1四半期(令和6年1月1日～同年3月31日)に係る四半期報告書 | 令和6年1月1日～同年3月31日の第1四半期会計期間 | 四半期 貸借対照表 | 純資産額が469,961千円であるところを 703,383千円と記載 | 当四半期 前の暗号 資産評価 損の過少 計上 |
| (注)金額は千円未満切捨てである。 | | | | | | |
| 【課徴金額】1500万円 | | | | | | |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 勧告後の経緯 |
|----|---------------|---|--|
| 7 | 令和8年 1月14日 | <p>【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金融商品取引法第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 株式会社ウイルコホールディングス(東証スタンダード市場)</p> <p>【違反行為の概要】 当社は、固定資産の減損損失の過少計上のほか、当社の連結子会社と共に、売上原価並びに販売費及び一般管理費の過少計上の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載等の内容】を参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月期有価証券報告書(令和3年1月29日提出) ・令和3年1月第1四半期四半期報告書(令和3年3月16日提出) ・令和3年4月第2四半期四半期報告書(令和3年6月14日提出) ・令和3年7月第3四半期四半期報告書(令和3年9月14日提出) ・令和3年10月期有価証券報告書(令和4年1月28日提出) ・令和4年1月第1四半期四半期報告書(令和4年3月15日提出) ・令和4年4月第2四半期四半期報告書(令和4年6月14日提出) ・令和4年7月第3四半期四半期報告書(令和4年9月13日提出) ・令和4年10月期有価証券報告書(令和5年1月27日提出) ・令和5年1月第1四半期四半期報告書(令和5年3月14日提出) ・令和5年4月第2四半期四半期報告書(令和5年6月13日提出) ・令和5年7月第3四半期四半期報告書(令和5年9月13日提出) ・令和5年10月期有価証券報告書(令和6年1月29日提出) ・令和6年1月第1四半期四半期報告書(令和6年3月13日提出) | <p>審判手続開始決定日 令和8年1月21日 課徴金納付命令決定日 令和8年2月25日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | | | | 勧告後の経緯 | |
|---------|------------|--------------------------------------|---|---------------------------------|----------------------------------|--|----------------------------------|
| 7 つき | 【虚偽記載等の内容】 | | | | | | |
| | 番号 | 対象書類 | | 虚偽記載 | | | |
| | | 提出日 | 書類 | 会計期間 | 記載項目 | 主な内容(注) | 主な事由 |
| | 1 | 令和3年1月29日 | 第42期(令和元年11月1日~令和2年10月31日)に係る有価証券報告書 | 令和元年11月1日~令和2年10月31日の連結会計年度 | 連結損益計算書 連結貸借対照表 | 親会社株主に帰属する当期純利益が▲2,089百万円であることを▲28百万円と記載 連結純資産額が3,503百万円であることを5,565百万円と記載 | 固定資産の減損損失、売上原価並びに販売費及び一般管理費の過少計上 |
| | 2 | 令和3年3月16日 | 第43期第1四半期(令和2年11月1日~令和3年1月31日)に係る四半期報告書 | 令和2年11月1日~令和3年1月31日の第1四半期連結会計期間 | 四半期連結貸借対照表 | 連結純資産額が3,477百万円であることを5,547百万円と記載 | 当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上 |
| | 3 | 令和3年6月14日 | 第43期第2四半期(令和3年2月1日~同年4月30日)に係る四半期報告書 | 令和3年2月1日~同年4月30日の第2四半期連結会計期間 | 四半期連結貸借対照表 | 連結純資産額が3,697百万円であることを5,764百万円と記載 | 当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上 |
| | 4 | 令和3年9月14日 | 第43期第3四半期(令和3年5月1日~同年7月31日)に係る四半期報告書 | 令和3年5月1日~同年7月31日の第3四半期連結会計期間 | 四半期連結貸借対照表 | 連結純資産額が3,615百万円であることを5,674百万円と記載 | 当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上 |
| | 5 | 令和4年1月28日 | 第43期(令和2年11月1日~令和3年10月31日)に係る有価証券報告書 | 令和2年11月1日~令和3年10月31日の連結会計年度 | 連結貸借対照表 | 連結純資産額が3,710百万円であることを5,754百万円と記載 | 当期前の固定資産の減損損失の過少計上 |
| | 6 | 令和4年3月15日 | 第44期第1四半期(令和3年11月1日~令和4年1月31日)に係る四半期報告書 | 令和3年11月1日~令和4年1月31日の第1四半期連結会計期間 | 四半期連結貸借対照表 | 連結純資産額が3,750百万円であることを5,742百万円と記載 | 当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上 |
| 7 | 令和4年6月14日 | 第44期第2四半期(令和4年2月1日~同年4月30日)に係る四半期報告書 | 令和4年2月1日~同年4月30日の第2四半期連結会計期間 | 四半期連結貸借対照表 | 連結純資産額が4,015百万円であることを5,925百万円と記載 | 当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上 | |
| 8 | 令和4年9月13日 | 第44期第3四半期(令和4年5月1日~同年7月31日)に係る四半期報告書 | 令和4年5月1日~同年7月31日の第3四半期連結会計期間 | 四半期連結貸借対照表 | 連結純資産額が4,087百万円であることを5,949百万円と記載 | 当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上 | |

| 番号 | 勧告実施年月日 | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | | | | 勧告後の経緯 | |
|---------------------|---------|-------------------|---|---------------------------------|----------------|-----------------------------------|----------------------|
| 7 つづき | 9 | 令和5年1月27日 | 第44期(令和3年11月1日～令和4年10月31日)に係る有価証券報告書 | 令和3年11月1日～令和4年10月31日の連結会計年度 | 連結 貸借対照表 | 連結純資産額が4,169百万円であるところを5,999百万円と記載 | 当期前の固定資産の減損損失の過少計上 |
| | 10 | 令和5年3月14日 | 第45期第1四半期(令和4年11月1日～令和5年1月31日)に係る四半期報告書 | 令和4年11月1日～令和5年1月31日の第1四半期連結会計期間 | 四半期連結 貸借対照表 | 連結純資産額が4,208百万円であるところを5,983百万円と記載 | 当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上 |
| | 11 | 令和5年6月13日 | 第45期第2四半期(令和5年2月1日～同年4月30日)に係る四半期報告書 | 令和5年2月1日～同年4月30日の第2四半期連結会計期間 | 四半期連結 貸借対照表 | 連結純資産額が4,351百万円であるところを6,069百万円と記載 | 当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上 |
| | 12 | 令和5年9月13日 | 第45期第3四半期(令和5年5月1日～同年7月31日)に係る四半期報告書 | 令和5年5月1日～同年7月31日の第3四半期連結会計期間 | 四半期連結 貸借対照表 | 連結純資産額が4,517百万円であるところを6,179百万円と記載 | 当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上 |
| | 13 | 令和6年1月29日 | 第45期(令和4年11月1日～令和5年10月31日)に係る有価証券報告書 | 令和4年11月1日～令和5年10月31日の連結会計年度 | 連結 貸借対照表 | 連結純資産額が4,298百万円であるところを5,897百万円と記載 | 当期前の固定資産の減損損失の過少計上 |
| | 14 | 令和6年3月13日 | 第46期第1四半期(令和5年11月1日～令和6年1月31日)に係る四半期報告書 | 令和5年11月1日～令和6年1月31日の第1四半期連結会計期間 | 四半期連結 貸借対照表 | 連結純資産額が4,354百万円であるところを5,905百万円と記載 | 当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上 |
| (注)金額は百万円未満切捨てである。 | | | | | | | |
| 【課徴金額】2700万円 | | | | | | | |

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

4. (参考)確定又は係属中の課徴金納付命令取消訴訟

(令和7年4月～令和8年3月)

| 番号 | 課徴金納付命令勧告 | | 課徴金納付命令 | | 原告 | 訴訟の状況 |
|----|----------------|--|---|--------------------------------|--|---|
| | 勧告実施年月日 | 勧告事案名 | 決定年月日 | 事件名 | | |
| 1 | 平成25年 11月1日 | ウェッジホールディングス株式 に係る偽計に対する課徴金納 付命令の勧告について (平成25年度版年次公表P93、 94参照) | 平成29年 4月11日、 平成30年 1月16日 (更正決定) | (株)ウェッジホー ルディングス株 式に係る偽計 | 個人 | 令和7年5月13日 控訴審判決控訴棄却 〔東京高裁〕 令和7年8月20日 上告及び上告受理申 立て取下げ 【確定】 |
| 2 | 平成26年 12月5日 | Areion Asset Management Company Limitedによる相場操 縦に対する課徴金納付命令の 勧告について (平成26年度版年次公表P80、 81参照) | 平成30年 6月11日 | 日東電工(株)株 式に係る相場 操縦 | Areion Asset Management Company Limited (アレイオン・アセ ット・マネジメント・ カンパニー・リミテ ッド) | 令和8年3月4日 控訴審判決控訴棄却 〔東京高裁〕 令和8年3月17日上告 受理申立て |
| 3 | 令和6年 6月25日 | THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社における有価証券報 告書等の虚偽記載に係る課徴 金納付命令及び訂正報告書等 の提出命令勧告について(令和 6年度版年次公表 P198 参照) | 令和7年 10月1日 | 有価証券報告 書の虚偽記載 | THE WHY HOW DO COMPANY 株 式会社 | 令和8年2月6日訴え の取下げ〔東京地裁〕 【確定】 |

※年次公表とは、『証券取引等監視委員会の活動状況』を指す。

3-6 裁判所への申立て実施状況

1. 申立て実施件数一覧表

| 年度 | 平成22 ～令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 合計 |
|--------|--------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 合計 | 27 | 2 | 1 | 1 | 2 | 33 |
| 無登録業者等 | 26 | 2 | 1 | 1 | 2 | 32 |
| 無届募集 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 |

2. 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

| 番号 | 被申立人 | 申立日 (申立てを行った 裁判所) | 申立ての内容 | 発令日 |
|----|--|-------------------------|---|------------------------|
| 1 | Black Clover Limited(ブラッククローバー社)及びその役員1名 | 令和7年 4月25日 (東京地裁) | <p>○ 無登録営業(ファンドの募集、媒介及び運用等)の禁止等</p> <p>Black Clover Limited社(以下「当社」という。)は、平成27年8月24日に、セーシェル共和国を本店所在地とし、投資事業を目的として設立された外国法人であり、金商法第29条所定の登録を受けずに、海外金融商品である日本国内の上場企業株式を投資対象とするファンド(以下「BC日本株ファンド」という。)や、中国企業の株式を投資対象とするファンド(以下「BC中国株ファンド」という。)をそれぞれ組成し、下記(1)のとおり本件BCファンドの募集又は私募及び売買の媒介を業として行い、また、下記(2)のとおり、本件BCファンドの出資者から抛出を受けた金銭等の運用を業として行っている。</p> <p>また、当社の代表者であるAは、当社が組成し、運用する本件BCファンド及び当社の従業員が設立した複数の合同会社(以下「各BM合同会社」という。)のファンドマネージャーとして、具体的な運用業務を行うほか、勧誘に係る指導や勧誘資料の作成を行うなど、運用や勧誘行為において極めて重要な役割を果たしている。</p> <p>なお、本件BCファンドについては、下記(1)のとおり募集又は私募及び売買の媒介を通して資金を調達したほか(出資者延べ345名、出資額約30億円)、各BM合同会社から運用資産の現物出資・業務移管を受け、本件BCファンドの運用資産を形成した(注)。</p> <p>(注)各BM合同会社は、「BM CAPITAL」というサービス名を用いて、社員権の自己募集であるとして資金を調達(出資者延べ1816名、出資額約223億円)した上、一定期間、日本国内の上場企業株式で運用した後、出資者からの同意を得たうえで、順次会社を解散し、持分相当額の返金を望む出資者に係る運用資産を除き、当社に運用資産の全額を現物出資することにより、運用業務を移管した。また、各BM合同会社の現物出資の対価として、BC日本株ファンドの持分を受領し、解散に伴う清算の際、出資者に対し、残余財産としてBC日本株ファンドの持分を分配している。</p> | 令和7年 8月6日 (東京地裁) |

| 番号 | 被申立人 | 申立日 (申立てを行った 裁判所) | 申立ての内容 | 発令日 |
|----------|--|-------------------------|--|-----|
| 1 つづき | | | <p>(1) 集団投資スキーム持分の募集又は私募及び売買の媒介 当社及びA(以下「当社ら」という。)は、ステルスマーケティングなどによりBM CAPITALへの投資に興味を持ち、各BM合同会社のWebサイトに誘導され、問合せをしてきた者等に対し、本件BCファンドの内容やファンドマネージャーであるAのこれまでの運用実績が優れており、通年で一度もマイナスになったことはないことなどを説明し、その勧誘を行っている。 そして、上記説明の結果、本件BCファンドに出資することを希望するに至った顧客に対し、当社との間で本件BCファンド持分に係る出資契約を締結させることにより、本件BCファンドの募集又は私募を行い、あるいは、Aとの間で、Aが保有する本件BCファンド持分の持分譲渡契約に係る業務を行うことにより、本件BCファンドの売買の媒介を行っている。 これらにより、当社らは、BC日本株ファンドにつき、平成28年3月から令和6年9月までの間に、合計約26億円(出資者数:延べ287名)、BC中国株ファンドにつき、令和3年6月から令和6年9月までの間に、合計約4億円(出資者数:延べ58名)の出資を受けている。 当社らの上記行為は、外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募及び売買の媒介を業として行うものであって、金商法第28条第2項第1号及び第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、無登録でこれを行うことは、同法第29条に違反する。</p> <p>(2) 集団投資スキーム持分の運用 当社らは、Aをファンドマネージャーとして、本件BCファンドの出資者が拠出した金銭や各BM合同会社から現物出資を受けた日本株を用いて、日本株の運用を行っているほか、本件BCファンドの出資者が拠出した金銭を用いて、中国株の運用を行っている。 これにより、当社らは、令和6年9月30日時点において、BC日本株ファンドにつき、合計約201億円(出資者数:642名)、BC中国株ファンドにつき、合計約5億円(出資者数:56名)の運用を行っている。 当社らの上記行為は、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の運用を業として行うものであり、金商法第28条4項に規定する「投資運用業」に該当し、無登録でこれを行うことは、同法第29条に違反する。</p> | |
| 2 | 株式会社BANK INNOVATION及び株式会社プロスペリティアシュアランス並びにこれらの役員1名 | 令和8年 3月31日 (大阪地裁) | <p>○ 無登録営業(ファンドの募集の取扱い、投資一任契約の締結の媒介)の禁止等</p> <p>株式会社BANK INNOVATION(以下「BANK社」という。)は、損害保険代理及び生命保険募集に関する業務、ファイナンシャルプランナー養成に関わるセミナーの企画及び運營業務等を目的として、平成28年に設立された株式会社である。 株式会社プロスペリティアシュアランス(以下「プロスペリティ社」という。)は、ファイナンシャルプランニング事業等を目的として、令和2年に設立された株式会社であり、BANK社の下位代理店として活動している者である。</p> <p>BANK社、プロスペリティ社及びこれらの代表取締役であるB(以下「当社ら」という。)は、金商法第29条所定の登録を受けずに、米国籍の金融持株会社ITA International Holdings LLCを最上位とするITAグループの保険会社等が組成する「S&P500インデックス」及び「エポリューション」等の集団投資スキームの持分(金</p> | 審理中 |

| 番号 | 被申立人 | 申立日 (申立てを行った 裁判所) | 申立ての内容 | 発令日 |
|----------|------|-------------------------|--|-----|
| 2 つづき | | | <p>商法第2条第2項第6号)に該当する海外投資商品に関し、下記(1)のとおり、集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを業として行い、また、下記(2)のとおり、顧客とGOO PROPERTY SINGAPORE PTE.LTD.(シンガポール共和国籍、以下「GOO社」という。)との間の投資一任契約の締結の媒介を業として行っている。</p> <p>(1) 集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い BANK社において、ITAグループの日本国内の総代理店の位置付けにあるGOO社と業務委託契約を締結しているところ、当社らは、ITAグループのイントロデューサー登録(ITAグループの投資商品を扱うための資格)を受けた上で、オフショア商品に関心を示した一般投資家に対してITAグループの投資商品であるS&P500インデックス及びエボリューション等の商品概要や特長、これに投資した場合に見込まれる収益等を説明するなどして出資を促しているほか、当該商品への出資を希望する顧客に対し、その出資契約締結に関して各種書類の案内及び作成の補助等を行っている。また、当社らは、上記のとおり、自らITAグループの投資商品の販売に係る業務を行う一方、同業務を委託する下位代理店の営業活動によっても収益を図っており、BANK社においては、プロスペリティ社を含む下位代理店(約120者)を管理・指導するなどして当該業務を主導している。</p> <p>これにより、当社らは、令和7年12月までに、延べ5824名の一般投資家に対し、合計約66億円の出資をさせている。</p> <p>当社らの上記行為は、無登録で外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを業として行うものとして、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、無登録でこれを行うことは、同法第29条に違反する。</p> <p>(2) 投資一任契約の締結の媒介 当社らは、当社ら自身又は下位代理店を通じ、上記(1)の募集又は私募の取扱いに際し、エボリューション等の投資商品に係る出資契約を締結した顧客のうち、出資金に係る運用ポートフォリオの選定及び変更等に係る権限をGOO社に一任する顧客について、当該投資判断の一任を内容とするアドバイザーサービス合意書の書式を顧客に提供し、その内容を説明した上、当該合意書の作成を指示するなど、当該投資一任契約の締結のために尽力し、もって、当該顧客とGOO社との間の投資一任契約の締結の媒介を行っている。</p> <p>当社らの上記行為は、金商法第28条第3項第2号に規定する「投資助言・代理業」に該当し、無登録でこれを行うことは、同法第29条に違反するものである。</p> | |

3-7 犯則事件の調査・告発等

1. 犯則事件の告発実績

令和7年度に告発した不公正取引等事件は以下のとおりである。

(1) 株式会社アイスタイル株券に係る内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑者が、株式会社アイスタイルの従業員から、同社の業務等に関する重要事実の伝達を受け、その公表前に、知人名義で同社の株券を買い付けたという内部者取引事件であり、金商法に違反する(第166条第3項等)として、令和7年7月4日、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発後の経緯】

令和7年7月7日、犯則嫌疑者が起訴された。

令和8年2月3日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役1年6月(執行猶予3年)及び罰金200万円、追徴金2,709万5,000円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 被告人は、上場企業から業務提携に当たって発行する新株予約権付社債の引受けを打診された個人投資家の関係者として、上場企業の従業員から重要事実の伝達を受けていたもので、そのような立場にあった被告人がインサイダー取引に及んだ点で、犯行は公正・健全な証券取引市場に対する投資家の信用を大きく損なうものといえる。
- ・ 被告人に前科がなく、事実を認めていることからすると、懲役刑について、その執行を猶予することが相当であるが、この種犯罪が経済的に割に合わないことを感得させるために相応の額の罰金刑を併科すべきである。

(2) 株式会社オルツに係る虚偽有価証券届出書等提出事件

本件は、犯則嫌疑法人株式会社オルツ(以下「犯則嫌疑法人」という。)の代表取締役社長等であった犯則嫌疑者4名が、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、グロース市場上場に伴う株券の募集等を実施するに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、上場後においても、同様に、犯則嫌疑法人の業務に関し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出したという粉飾事件であり、金商法に違反する(第197条第1項第1号等)として、令和7年10月28日、犯則嫌疑法人1社及び犯則嫌疑者4名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発後の経緯】

令和7年10月29日、犯則嫌疑法人並びに犯則嫌疑者4名が起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(令和8年3月31日現在)。

(3) 不正アクセス行為を手段とした相場操縦事件

本件は、犯則嫌疑法人株式会社L&H(以下「犯則嫌疑法人」という。)の代表取締役であった犯則嫌疑者が、氏名不詳者らと共謀の上、犯則嫌疑法人の業務又は財産に関し、財産上の利益を得る目的で、上場会社の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、犯則嫌疑法人名義の証券口座のほか、不正アクセス行為により利用権者のいる複数名義の証券口座を利用するなどして犯則行為に及び、株価を不正に上昇させた上、その上昇させた株価により、犯則嫌疑法人名義で同社の株券を売り付けるなどしたという相場操縦事件であり、金商法に違反する(第159条第2項第1号等)として、令和7年12月18日、犯則嫌疑法人1社及び犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発後の経緯】

令和7年12月19日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者が起訴された。

令和8年3月23日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告会社に罰金400万円、被告人に懲役3年(執行猶予5年)及び罰金400万円、追徴金7,807万3,200円(被告会社及び被告人連帯)の判決を言い渡し、同判決は確定した。(不正アクセス行為等の禁止等に関する法律違反の事実も併せて審理)

- ・ 本件は、共犯者の関与したものをあわせると、複数のアカウントを用い、かつ大量の注文を行う売買が繁盛であると誤解させる手口によるものであり組織的かつ計画的犯行といえる。
- ・ そのような中で、被告人は、個人アカウントの乗っ取りそのものを実行しておらず、全体として犯罪組織の指示に従っていた側面は否定し難いものの、親族、知人等からの借入金を含めて1億円を投下することで、共犯者らが乗っ取ったアカウントを用いたことと併せ、共犯者と共に一連の取引を行って相場を操縦しており、被告人の果たした役割も大きい。
- ・ 他方で、本件を全体としてみると、被告人は、共犯者に利用された側面も否定できない。このことに加え、被告人は、犯罪歴がなく、本件について反省していることなどの事情も認められる。

(4) 株式会社牧野フライス製作所株券に係る内部者取引事件(1)(2)

犯則嫌疑者Aは、証券会社の取締役投資銀行本部長として、同証券会社とニデック株式会社との間の公開買付代理人業務契約等の締結の交渉に関し、同社による株式会社牧野

フリス製作所の株券に対する公開買付けの実施に関する事実を知ったもの、犯則疑者Bは、犯則疑者Aの知人、犯則疑者C及び犯則疑者Dは、犯則疑者Bの知人であるが、本件は、犯則疑者4名が、共謀の上、同公開買付けの実施に関する事実の公表前に、複数名義で同社の株券を買い付けたという内部者取引事件であり、金商法に違反する(第167条第1項第4号等)として、令和8年2月19日に犯則疑者3名を、同月27日に犯則疑者1名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発後の経緯】

令和8年2月20日、犯則疑者A、犯則疑者B及び犯則疑者Cが、同年3月2日、犯則疑者Dがそれぞれ起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(令和8年3月31日現在)。

(5) 東洋証券株式会社株券に係る内部者取引事件

犯則疑者Aは、証券会社の取締役投資銀行本部長として、東洋証券株式会社との間の秘密保持契約の履行に関し、同社の業務等に関する重要事実を知ったもの、犯則疑者Bは、犯則疑者Aの知人、犯則疑者Cは、犯則疑者Bの知人であるが、本件は、犯則疑者3名が、共謀の上、同事実の公表前に、複数名義で同社の株券を買い付けたという内部者取引事件であり、金商法に違反する(第166条第1項第4号等)として、令和8年3月12日、犯則疑者3名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発後の経緯】

令和8年3月13日、犯則疑者3名が起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(令和8年3月31日現在)。

(6) 株式会社スーパーバリュー株券等5銘柄に係る相場操縦事件

本件は、犯則疑者が、株式会社スーパーバリュー株券等5銘柄について、複数名義で、現値より安値の売り注文を連続して行って売り下がるなどの方法や現値より高値の買い注文を連続して行って買い上がるなどの手法を用いたり、仮装売買を行うなどして、株価を不正に引き下げた上で株券を買い付け、その後、株価を不正に引き上げた上で株券を売り付けるなどしたという相場操縦事件であり、金商法に違反する(第159条第2項第1号等)として、令和8年3月12日、犯則疑者1名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発後の経緯】

令和8年3月13日、犯則疑者が起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中

である(令和8年3月31日現在)。

2. 過去の告発事件に係る判決等の概要

令和6年度までに告発した過去の事件について、令和7年4月から令和8年3月までに判決等が出されたものの概要は以下のとおりである。

(1) 東京証券取引所社員が関与した内部者取引事件(令和6年12月23日告発)

【令和7年5月9日判決(東京地裁)、同年9月25日判決(東京高裁)、同年12月23日決定(最高裁)】

令和7年5月9日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人A及び被告人Bをそれぞれ懲役1年6月(執行猶予3年)及び罰金100万円、さらに被告人Bには追徴金2,116万1,630円の判決を言い渡し、被告人Aに対する判決は確定したが、被告人Bは控訴した。

- ・ 被告人Aは、本来であれば証券市場の公正性や健全性を確保すべき東京証券取引所の従業員の立場を悪用したもので、強い非難に値する。被告人Bとの関係を改善したいとの思いから、被告人Bの求めに応じて犯行に及んだというのであるが、安易な犯行動機に酌量の余地はない。
- ・ 被告人Bは、株取引で確実に利益を得ようとして犯行に及んだというのであるが、浅ましう利欲的な犯行動機は強い非難に値する。また、犯行により多額の利益を得ている。
- ・ 他方で、被告人両名が事実を認め、反省の態度を示していることなどを考慮した。

令和7年9月25日、東京高等裁判所は、原判決に量刑不当はないとして、被告人Bの控訴を棄却したのに対し、被告人Bは上告した。

令和7年12月23日、最高裁判所は、上告趣意について、量刑不当の主張であって、刑事訴訟法405条の上告理由に当たらないとして、被告人Bの上告を棄却し、前記地裁判決が確定した。

(2) 株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス株券に係る内部者取引事件(1)(令和7年1月29日告発)

【令和7年5月29日判決(札幌地裁)】

令和7年5月29日、札幌地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役2年(執行猶予3年)、株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス(以下「ヨシムラ・フード・ホールディングス」という。)株券20,000株没収の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 被告人及びその知人らは、相当量のヨシムラ・フード・ホールディングス株券を買い付け、

被告人自身はヨシムラ・フード・ホールディングス等からの警告を受け、買い付けた同社株券を売却せず利益は得ていないものの、その知人らは同社株券の売却により利益を得ているのであって、証券市場の公正性・健全性や、これに対する一般投資家の信頼が害された程度は相応に大きい。

- ・ 他方で、被告人は事実を認めた上、本件各犯行の重大性を認識し、本件各犯行に至った自己の問題点を振り返り、株式会社の代表取締役等を辞任するなどして、反省悔悟の態度が見受けられること、被告人に前科前歴がないことなど、被告人のために酌むことができる事情を考慮した。

(3) 株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス株券に係る内部者取引事件(2)(令和7年1月29日告発)

【令和7年5月29日判決(札幌地裁)】

令和7年5月29日、札幌地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役2年(執行猶予3年)、株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス(以下「ヨシムラ・フード・ホールディングス」という。)株券合計77,100株没収の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 被告人の取引の規模は大きい。被告人は、中長期的に株券を保有するつもりであり、重要事実の公表により売却益が出ることを狙って買付けをしたものではないが、自身の取引の不公正さやそれがもたらす悪影響を自覚することなく、安易に本件犯行に及んだもので、金融証券市場の公平性、健全性やそれに対する投資家の信頼を少なからず害している。
- ・ 他方で、被告人が事実を認めて反省の弁を述べていること、ヨシムラ・フード・ホールディングスの子会社の代表取締役等を辞任するなど一定の社会的制裁を受けたことなどの事情も考慮した。

(4) 信託銀行社員による内部者取引事件(令和7年3月24日告発)

【令和7年7月4日判決(東京地裁)】

令和7年7月4日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役2年(執行猶予4年)及び罰金200万円、追徴金6,143万790円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 被告人は、信託銀行の幹部職員として、その職務上の立場を悪用して自らの利益を追求し、相応の規模の買付けをしたもので、金融商品市場の公正性や健全性を損ない、一般投資家の信頼を失わせる悪質な犯行である。老後資金を貯蓄したかったという動機に酌むべき点もない。
- ・ 他方で、被告人が自首し、本件各犯行を認めて反省の態度を示していることなど、被告人のために酌むべきその他の事情も考慮した。

(5) SMBC日興証券株式会社による相場操縦事件(令和4年3月23日及び同年4月12日告発)

【令和7年7月22日判決(東京地裁)】

令和7年7月22日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人Aに懲役3年(執行猶予5年)、被告人B及び被告人Cにそれぞれ懲役2年6月(執行猶予5年)、被告人Dに懲役2年(執行猶予4年)、被告人Eに懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を言い渡した。

- ・ 被告人Aは、SMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」という。)の自己勘定での取引等を所管する部署であるエクイティ部部長として、本件各犯行(10銘柄の株券についての違法な安定操作)のいずれにおいても中心的な役割を果たした。他方、SMBC日興証券において被告人Aより上位の立場にある、被告人B、被告人C、被告人Eのほか、SMBC日興証券においてブロックオファー取引に関与していた者らは、SMBC日興証券が扱うブロックオファー取引が内包する問題を認識し、また、様々な会議、協議等において、被告人Aらが、同問題に対処するためにブロックオファー取引の対象銘柄をその株価の下落を防ぐために買付け等をしていることが、たびたび話題となっていたにもかかわらず、それぞれの立場でとり得る適法かつ適正な対応を十分にとることなく、被告人Aにその問題に対処をする役割を負わせていたばかりか、被告人Bらは、被告人Aがブロックオファー取引の対象銘柄をその株価の下落を防ぐために買付け等をしていることにつき、SMBC日興証券全体のことを考えたものとして高く評価すらしていた。これらの点によれば、このような遵法精神やコンプライアンス意識が欠如、弛緩したSMBC日興証券内の風土やこれを許容する組織体制そのものが、被告人Aらが多数回の違法な安定操作に及ぶことを許容され、求められるに至った重要な誘因となったというほかない。
- ・ 被告人Bは、エクイティ本部等を所管するグローバル・マーケット統括として、1件の犯行に関与した。被告人Bは、被告人Aの直属の上司である被告人C及び被告人Eよりもさらに上位の立場にあり、本来、被告人Aらがブロックオファー取引の対象銘柄をその株価の下落を防ぐために買付け等を行っていることを知った際には、その問題点を指摘して制止すべきはもちろん、その原因となったブロックオファー取引が内包する問題を、他部署とも協議するなどして解消し、本件のような事態が生じないように対処すべき立場にあったにもかかわらず、被告人Aによる同取引対象銘柄の買付け等をSMBC日興証券全体のことを考えたものとして高く評価すらしていたものであって、被告人Aらが違法な安定操作を行う意思決定に重大な影響を与えている。以上の諸点に加え、各犯行が引き起こされるに至った要因や背景的事情を踏まえ、被告人BがSMBC日興証券内において与えられた職責の重さ等を考えると、その責任は被告人Bが関与した犯行における共犯者らの中で最も重いと認められる。他方、被告人Bが関与したのは1件であることなどを考慮した。

- ・ 被告人Cは、エクイティ部及びソリューション部を所管するエクイティ本部本部長として、2件の犯行に関与した。被告人Cは、犯行当時、被告人A、被告人D、被告人Eの上司の立場にあり、エクイティ本部内において業務上の意思決定を行う最高責任者として、本来、被告人Aらによるブロックオファー取引対象銘柄の買付け等について、その問題性を指摘して制止すべき立場にあったといえるにもかかわらず、被告人Aによる買付け等を当然のこととして受け入れて容認し、さらに、自ら積極的に、被告人Aに対して、ブロックオファー取引の対象銘柄の株価の下落について懸念を示すなどし、これに対し被告人Aが示した方針に納得して、その後の対応を被告人Aに一任しており、被告人Aが違法な安定操作を行う意思決定に重大な影響を与えている。以上の諸点に加え、各犯行が引き起こされるに至った要因や背景的事情を踏まえ、被告人CがSMBC日興証券内において与えられたその職責の重さ等を考えると、その責任は被告人Cが関与した犯行における共犯者らの中で最も重いと認められる。他方、被告人Cが関与したのは2件であることなどを考慮した。
- ・ 被告人Dは、ブロックオファー取引を所管する部署の責任者であるソリューション部部長として、4件の犯行に関与した。被告人Dは、株価の下落が売手との関係で問題となる可能性を懸念する中で、被告人Aの提案を受け入れて犯行に関与し、その後も、ブロックオファー取引の内包する問題を十分に認識しつつ、これに対する有効な手立てを講じることもなく、同取引の実施に支障を来さないようにするために、3件の犯行を重ねたものと認められ、厳しい非難は免れず、その責任は重い。他方、被告人Dが関与したのは4件であることや、各犯行が引き起こされるに至った要因や背景的事情を踏まえると、その責任を過度に重く評価することは相当とはいえない。
- ・ 被告人Eは、エクイティ本部副本部長として、1件の犯行に関与した。被告人Eは、被告人Aの前任のエクイティ部部長として、ブロックオファー取引に関する知識を十分に有しており、被告人Aから買付け等を行う旨報告を受けた際には、その問題点を認識し、これを制止すべき立場にあったにもかかわらず、安易に買付け等に賛同しており、その責任は相応に重い。他方、被告人Eが関与したのは1件であることなども考慮した。

なお、被告人5名はいずれも控訴し、現在、東京高等裁判所において公判係属中である（令和8年3月31日現在）。

(6) すてきナイスグループ株式会社に係る虚偽有価証券提出事件(令和元年8月13日告発)

(参考:前年度までの状況)

令和3年3月12日、横浜地方裁判所は、被告会社のグループの会社を売主、Z社を買主とする複数の不動産取引に実体はなく、本件各取引に基づく売上及び利益等を計上することは認められず、本件有価証券報告書には重要な事項について虚偽の記載があると認定し、被告会社に罰金1,000万円、被告人Aに懲役2年6月(執行猶予4年)、被告人Bに懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を言い渡したのに対し、被告人両名は控訴した(被告会社への判決は確定)。

令和4年12月1日、東京高等裁判所は、本件各取引はいずれも実体が認められ、取引の实在性を否定した原判決の認定判断は論理則、経験則に照らして不合理であり、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるとして、刑事訴訟法397条1項、同法382条により被告人両名に対する原判決を破棄し、また、虚偽有価証券報告書提出の罪における虚偽の記載といえるかどうかについて、取引の实在性が肯定される場合には、会計的な準則(会計基準)に照らし、重要な事項につき虚偽の記載をしたといえるか否か(会計基準上の争点)について審理を尽くさせるため原審に差し戻すのが相当であるとして、同法400条本文により本件をいずれも横浜地方裁判所に差し戻すこととしたことに対し、被告人両名は上告した。

令和5年7月3日、最高裁判所は上告を棄却し、本件はいずれも横浜地方裁判所に差し戻された。

【令和7年12月15日判決(横浜地裁)】

令和7年12月15日、横浜地方裁判所は、以下のような理由から、被告人両名にいずれも無罪の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 本件当時において、一般に公正妥当と認められる会計基準は企業会計原則であったところ、同企業会計原則における実現主義の下での収益認識は、①財貨の移転の完了及び②対価の成立の各要件をとともに満たす場合に認められる。
- ・ 検察官の主張する実現主義の各要件の解釈あてはめは、それ自体、合理的かつ説得的なものであると認められるものの、本件の事実関係を前提として、当該解釈あてはめについて、具体的に示した報告及び指針等は存在せず、証拠上、当該解釈あてはめが、本件当時、それ以外の会計処理の在り方を許さないような、唯一の確立した会計基準の解釈あてはめであったとまでは認められない。
- ・ そうすると、実現主義の各要件を充足することを前提とする会計基準の解釈あてはめを採用することもできたといえるから、被告会社による本件の会計処理が会計基準に照らして許されないものであったとまでは認められない。

- ・ また、本件各取引の売却益以外についても、収益認識することが許されないとまで認めるに足りる証拠はない。
- ・ したがって、本件有価証券報告書の提出につき、被告人両名が金商法197条1項1号の「重要な事項につき虚偽の記載をした」と認定するには合理的な疑いが残る。

(7) Abalance株式会社株券に係る内部者取引事件(令和6年6月4日告発)

(参考:前年度までの状況)

令和7年3月17日、東京地方裁判所は、被告人に懲役2年6月(執行猶予4年)及び罰金250万円、追徴金1億307万円の判決を言い渡したのに対し、同被告人は控訴した。

【令和6年9月3日判決(東京高裁)、同年12月17日決定(最高裁)】

令和7年9月3日、東京高等裁判所は、原判決に量刑事情に関する事実誤認、量刑不当はないとして、被告人の控訴を棄却したのに対し、同被告人は上告した。

令和7年12月17日、最高裁判所は、上告趣意について、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑事訴訟法405条の上告理由に当たらないとして、同被告人の上告を棄却し、前記地裁判決が確定した。

3. 告発実施状況

(1) 告発件数等一覧表

| 区分 \ 年度 | | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | | |
| 告発件数 | | 2 | 8 | 8 | 4 | 7 | 7 |
| 告発人数 | | 3 | 24 | 17 | 11 | 8 | 16 |
| (参考) | 起訴 | 2 | 21 | 15 | 11 | 8 | 16 |
| | 公判係属中 | 0 | 4 | 2 | 2 | 1 | 13 |
| | 有罪確定 | 2 | 17 | 13 | 9 | 7 | 3 |

(注1)「告発人数」は法人を含む。

(注2)「告発人数」と「起訴」の差分は不起訴の人数。

(注3)「有罪確定」は略式命令を含む。

(2) 告発事件の概要一覧表

① 令和7年度中の告発事件

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|-----|------------|---|--|--|
| 233 | 令和7年7月4日 | 金商法第166条第3項等 (内部者取引) | (株)アイスタイルの業務等に関する重要事実(2社との業務上の提携及び両社を割当先とする無担保転換社債型新株予約権付社債等の発行の決定)を知り、その公表前に、(株)アイスタイル株券を買い付けた。 (嫌疑者)コンサルタント業 | 令和8年2月3日(東京地裁) コンサルタント業 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金2,709万5,000円 (確定) |
| 234 | 令和7年10月28日 | 金商法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券届出書及び有価証券報告書の提出) | (株)オルツは、架空売上高を計上する方法により、虚偽の損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、また、虚偽の連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社取締役兼最高財務責任者 当該会社社員(2名) | 公判係属中(東京地裁) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|-----|----------------|------------------------------------|---|--|
| 235 | 令和7年 12月18日 | 金商法第 159条第2 項第1号等 (相場操縦) | 氏名不詳者らと共謀の上、犯則嫌疑者が代表取締役を務める犯則嫌疑法人名義のほか、不正アクセス行為により複数名義の証券口座を利用して、買い上がり買付けを行うなどし、株価を上昇させた上、その上昇させた価格により、犯則嫌疑法人名義の証券口座で買い付けた株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 | 令和8年3月23日(東京地裁) 当該会社 罰金400万円 当該会社代表取締役 懲役3年(執行猶予5年) 罰金400万円 当該会社及び当該会社代表取締役から 連帯して 追徴金7,807万3,200円 (確定) |
| 236 | 令和8年 2月19日 | 金商法第 167条第1 項第4号等 (内部者取引) | (株)牧野プライス製作所の株券に係る公開買付けの実施に関する事実を知り、共謀の上、その公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)証券会社取締役 会社役員(2名) | 公判係属中(東京地裁) |
| 237 | 令和8年 2月27日 | 金商法第 167条第1 項第4号等 (内部者取引) | (株)牧野プライス製作所の株券に係る公開買付けの実施に関する事実を知り、他3名と共謀の上、その公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員 | 公判係属中(東京地裁) |
| 238 | 令和8年 3月12日 | 金商法第 166条第1 項第4号等 (内部者取引) | 東洋証券(株)の剰余金の期末配当予想値の上方修正の事実を知り、共謀の上、その公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)証券会社取締役 会社役員(2名) | 公判係属中(東京地裁) |
| 239 | 令和8年 3月12日 | 金商法第 159条第2 項第1号等 (相場操縦) | (株)スーパーバリュー株券等5銘柄につき、複数名義で、売り下がり売付け、買い上がり買付けの手法を用いるほか、多数回にわたる仮装売買を行うなどし、株価を変動させた。 (嫌疑者)会社役員 | 公判係属中(東京地裁) |

※1 関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。

※2 左端に記載の事件番号については、証券監視委がこれまでに告発してきた事件の通し番号。

②令和6年度までの告発事件のうち、公判係属中または令和7年度中に判決等があった事件

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|-----|-----------------|--|---|---|
| 197 | 平成30年 12月10日 | 金商法第 197条第1 項第1号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出) | 日産自動車(株)は、役員が受ける報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも少ない額を「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に記載し、重要な事項につき虚偽のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役 | 令和4年3月3日(東京地裁) 当該会社 罰金2億円 (確定) 当該会社代表取締役 懲役6月(執行猶予3年) 令和7年2月4日(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 公判係属中(最高裁) |
| 199 | 平成31年 1月10日 | 金商法第 197条第1 項第1号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出) | 日産自動車(株)は、役員が受ける報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも少ない額を「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に記載し、重要な事項につき虚偽のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役 | 令和4年3月3日(東京地裁) 当該会社 罰金2億円 (確定) 当該会社代表取締役 懲役6月(執行猶予3年) 令和7年2月4日(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 公判係属中(最高裁) |
| 202 | 令和元年 8月13日 | 金商法第 197条第1 項第1号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出) | すてきなイスグループ(株)は、架空売上を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役社長 | 令和3年3月12日(横浜地裁) 当該会社 罰金1,000万円 (確定) 当該会社代表取締役会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 当該会社代表取締役社長 懲役1年6月(執行猶予3年) 令和4年12月1日(東京高裁) 当該会社代表取締役会長 原判決破棄 横浜地裁に差戻し 当該会社代表取締役社長 原判決破棄 横浜地裁に差戻し 令和5年7月3日(最高裁) 当該会社代表取締役会長 上告棄却 当該会社代表取締役社長 上告棄却 令和7年12月15日(横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 無罪 当該会社代表取締役社長 無罪 (いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|-----|---------------|--------------------------------|--|---|
| 213 | 令和4年 3月23日 | 金商法第 159条第3 項等 (安定操作) | SMBC日興証券(株)が扱う「ブロックオフ ー」取引において、売買価格の基準とな る取引当日の終値等が前日の終値に 比して大幅に下落することを回避するた め、違法な安定操作に該当する株式の 売買等を行った。 (嫌疑者)当該証券会社 当該証券会社本部長 当該証券会社副本部長(2名) 当該証券会社社員(4名) | 令和5年2月13日(東京地裁) 当該証券会社 罰金7億円 追徴金44億7,114万2,420円 (注)214号事件と一括審理 当該証券会社副本部長(1名) 懲役1年6月(執行猶予3年) (いずれも確定) 令和7年7月22日(東京地裁) 当該証券会社本部長 懲役2年6月(執行猶予5年) 当該証券会社副本部長(1名) 懲役1年6月(執行猶予3年) 当該証券会社社員(1名) 懲役3年(執行猶予5年) (注)214号事件と一括審理 当該証券会社社員(1名) 懲役2年(執行猶予4年) いずれも公判係属中(東京高裁) |
| 214 | 令和4年 4月12日 | 金商法第 159条第3 項等 (安定操作) | SMBC日興証券(株)が扱う「ブロックオフ ー」取引において、売買価格の基準とな る取引当日の終値等が前日の終値に 比して大幅に下落することを回避するた め、違法な安定操作に該当する株式の 売買等を行った。 (嫌疑者)当該証券会社 当該証券会社副社長 当該証券会社社員(3名) | 令和5年2月13日(東京地裁) 当該証券会社 罰金7億円 追徴金44億7,114万2,420円 (注)213号事件と一括審理 (確定) 令和7年7月22日(東京地裁) 当該証券会社副社長 懲役2年6月(執行猶予5年) 当該証券会社社員(1名) 懲役3年(執行猶予5年) (注)213号事件と一括審理 いずれも公判係属中(東京高裁) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|-----|------------|---|---|--|
| 223 | 令和5年10月31日 | 金商法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出) | (株)プロルート丸光は、営業損益等が赤字であったにもかかわらず、架空売上を計上する方法により、黒字であったなどと記載した虚偽の連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役会長 当該会社代表取締役社長 会社役員(3名) | 令和6年7月22日(東京地裁) 当該会社取締役会長 懲役2年(執行猶予4年) 令和6年9月11日(東京地裁) 当該会社 罰金1,000万円 令和6年9月11日(東京地裁) 会社役員B 懲役2年6月(執行猶予4年) 会社役員C 懲役2年6月(執行猶予4年) (注)224号事件と一括審理 令和6年9月25日(東京地裁) 当該会社代表取締役社長 懲役2年(執行猶予4年) (いずれも確定) 会社役員A 公判係属中(東京地裁) (注)224号事件と一括審理 |
| 224 | 令和5年11月20日 | 金商法第158条等 (風説の流布及び偽計) | 筆頭株主法人の代表者らが、(株)プロルート丸光の株価の上昇を図る目的をもって、虚偽の内容を含む株式交換契約締結に関する公表を行わせた。 (嫌疑者)会社役員(3名) | 令和6年9月11日(東京地裁) 会社役員B 懲役2年6月(執行猶予4年) 会社役員C 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定) (注)223号事件と一括審理 会社役員A 公判係属中(東京地裁) (注)223号事件と一括審理 |
| 226 | 令和6年6月4日 | 金商法第166条第1項第1号等 (内部者取引) | Abalance(株)の子会社の業務執行を決定する機関が固定資産の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実を知り、その公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社執行役員 | 令和7年3月17日(東京地裁) 当該会社執行役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金250万円 追徴金1億307万円 令和7年9月3日(東京高裁) 当該会社執行役員 控訴棄却 令和7年12月17日(最高裁) 当該会社執行役員 上告棄却 (確定) |
| 228 | 令和6年12月23日 | 金商法第167条の2第2項 同法第167条第3項等 (内部者取引) | (株)ローソンほか2社の株券に係る公開買付けの実施に関する事実を知り、利益を得させる目的をもって各事実を伝達し、伝達を受けた者が、その公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)取引所社員 会社役員 | 令和7年5月9日(東京地裁) 取引所社員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金2,116万1,630円 令和7年9月25日(東京高裁) 会社役員 控訴棄却 令和7年12月23日(最高裁) 会社役員 上告棄却 (いずれも確定) |

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事件の概要 | 判決 |
|-----|---------------|--|---|---|
| 229 | 令和7年 1月29日 | 金商法第 166条第1 項第4号 同法第167 条の2第1 項等 (内部者取引) | (株)ヨシムラ・フード・ホールディングスの業務等に関する重要事実(子会社の異動を伴う他社の株券取得についての決定)を知り、その公表前に、同社株券を買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって、知人らに同重要事実を伝達し、伝達を受けた当該知人らが、その公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員 | 令和7年5月29日(札幌地裁) 会社役員 懲役2年(執行猶予3年) 当該会社株券20,000株没収 (確定) |
| 230 | 令和7年 1月29日 | 金商法第 166条第1 項第4号等 (内部者取引) | (株)ヨシムラ・フード・ホールディングスの業務等に関する重要事実(子会社の異動を伴う他社の株券取得についての決定)を知り、その公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員 | 令和7年5月29日(札幌地裁) 会社役員 懲役2年(執行猶予3年) 当該会社株券77,100株没収 (確定) |
| 231 | 令和7年 3月11日 | 金商法第 166条第1 項第4号等 (内部者取引) | (株)オウケイウェイヴの預託金及びその運用益に係る払戻請求権について債務の不履行のおそれが生じた旨の重要事実を知り、その公表前に、同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員 | 公判係属中(東京地裁) |
| 232 | 令和7年 3月24日 | 金商法第 167条第3 項等 (内部者取引) | (株)カッシーナ・イクスシーほか2社の株券に係る公開買付けの実施に関する事実を知り、その公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)信託銀行社員 | 令和7年7月4日(東京地裁) 信託銀行社員 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金6,143万790円 (確定) |

※1 関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。

※2 左端に記載の事件番号については、証券監視委がこれまでに告発してきた事件の通し番号であり、既に判決が確定している事件については上表に含めていないため連番となっていないもの。

3-8 建議実施状況等

1. 建議実施状況一覧表

(単位:件)

| 年度 | 平成4 ~令和2 | 令和 3 | 令和 4 | 令和 5 | 令和 6 | 令和 7 | 合計 |
|----|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|----|
| 件数 | 26 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 30 |

2. 建議案件の概要一覧表(令和3年4月~令和8年3月)

| 建議 年月日 | 建議の内容 | 措置の状況 |
|---------------|--|---|
| 令和4年 6月21日 | <p>合同会社制度は、本来、創業段階のベンチャー企業など少人数による事業を行うための会社に適した会社類型として創設されており、不特定多数の者に社員権を取得させることを念頭に置かれたものではない。</p> <p>しかし、近年、事業実態が不透明な合同会社が、その業務を必ずしも把握していない多数の従業員(使用人)を通じて、多数の投資家に対し、当該合同会社の社員権に対する出資と称して、不適切な投資勧誘を行っているという外部からの相談や苦情が多数寄せられており、証券監視委の調査の過程においても、そのような不適切な投資勧誘が認められている。</p> <p>(注)勧誘は、電話やインターネット、投資セミナー等様々な手段が用いられており、投資者の年齢層も高齢者から若年層まで幅広く広がっている。高利回りを謳った勧誘に応じた結果、当該勧誘者と連絡が取れなくなる事例、勧誘時に謳われていた利回りで運用されず、投資した資金自体も回収されない事例などが認められるほか、投資対象や契約内容を理解しないまま契約した旨の相談も多数寄せられている。</p> <p>証券監視委では、金融商品取引法違反の疑いがある場合、金融商品取引法第187条の規定に基づく調査を行い、同法により金融商品取引業の登録が必要な行為が認められた場合等同法違反が認められ、同法第192条所定の要件を充たす場合には、同条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。</p> <p>しかしながら、現行制度では、特定の場合を除き、合同会社の従業員(使用人)による当該合同会社の社員権の取得勧誘は金融商品取引業に該当しないこととなっており、証券監視委の調査権限が及ばず、顧客に説明したとおりの事業が実施されていない疑いがある場合や、適合性の観点で不適切な投資勧誘行為が行われている場合でも、裁判所への</p> | <p>金融庁は、合同会社等の従業員(使用人)による社員権の取得勧誘の適正化を図るため、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布した(令和4年9月12日公布、同年10月3日施行)。</p> |

| 建議 年月日 | 建議の内容 | 措置の状況 |
|-----------------------|--|---|
| | <p>停止命令等の申立てを行うことができない状況となっている。</p> <p>こうした投資者被害の懸念がある事案が認められている状況に鑑みれば、投資者保護を徹底する観点から、合同会社の業務執行社員以外の者(従業員や使用人)による当該合同会社の社員権の取得勧誘について、金融商品取引業の登録が必要な範囲を拡大するなどの適切な措置を講ずる必要がある。</p> | |
| <p>令和7年 6月20日</p> | <p>発行者との契約締結者などの公開買付者等関係者と同等の内部者とみなされるべき者から情報受領した者が内部者取引規制の対象外になる場合があるなど、内部者取引規制の趣旨に鑑みると不正と考えられる行為でありながら、現行制度では規制の対象とならなかった事例等を踏まえ、公開買付者等関係者の範囲等について、各関係者と同等の内部者とみなされるべき者が含まれるよう拡大する必要がある。</p> | <p>金融庁は、公開買付けに係る内部者取引規制の対象者の範囲拡大を含む「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」案を国会に提出した。</p> |
| <p>令和7年 6月20日</p> | <p>他人名義口座の提供を受けるなどして不公正取引を行う悪質な事案が多く発生しており、なかには提供先の不公正取引を認識した上で口座提供をしている課徴金対象とならない協力者も存在する。また、継続的に株式の買い集めを行う投資者による大量保有報告書の不提出など、想定される利得額と比較して現行の課徴金額の水準が抑止効果としては不十分とみられるものがある。さらに、新しい形態として高速取引行為による不公正取引事案が認められている。こうした状況に鑑みれば、実効的な抑止力を発揮するための課徴金水準の引上げ及び対象の拡大、新しい取引形態に対応した算定方法の見直しなどの適切な措置を講ずる必要がある。</p> | <p>金融庁は、他人名義口座の提供を受けるなどして行った不公正取引、公開買付けに係る内部者取引や大量保有報告制度に係る課徴金の水準の引上げ、高速取引行為による相場操縦に対する課徴金の算出方法の適正化、口座提供等の協力行為を行った者に対する課徴金の創設などを含む「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」案を国会に提出した。</p> |
| <p>令和7年 6月20日</p> | <p>1.課徴金の減算制度の見直し 課徴金水準の引上げ等が図られることと併せて、検査・調査においても、より一層、実効性・効率性を高めていくことが重要となることを踏まえ、対象者の自発的な協力を促すよう減算制度の拡大などの適切な措置を講ずる必要がある。</p> <p>2.検査等対象者の出頭命令の範囲拡大及び強化された多国間情報交換枠組みの署名 不公正取引事案の国際化や当局間の国際協力に加え、国内検査対象の多様化も進展していることなどを踏まえ、国内事業者等を対象とする検査及び外国当局に対する調査協力に関して、出頭命令の権限を追加するなどとともに、証券監督者国際機構(IOSCO)の強化された多国間情報交換</p> | <p>金融庁は、調査開始後における協力度合いに応じて課徴金を減算する制度の導入、外国規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限に出頭を求める権限の追加、無登録業に対する証券監視委の犯則調査権限の追加を含む「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」案を国会に提出した。</p> |

| 建 議 年月日 | 建 議 の 内 容 | 措 置 の 状 況 |
|------------|--|-----------|
| | <p>枠組み(EMMoU)の早期署名に向けた取組みを行うといった適切な措置を講ずる必要がある。</p> <p>3.無登録業者に対する犯則調査権限の創設 近年顕在化している金融商品取引業の無登録業と偽計、相場操縦等の不公正取引との複合型と疑われる事案等に適切に対応するため、無登録業を行う者に対する犯則調査権限を創設するなどの適切な措置を講ずる必要がある。</p> | |

3-9 海外当局との連携

証券監視委による主な摘発等の事例(令和5年4月～令和8年3月)

<課徴金納付命令勧告>

| 勧告日 (課徴金納付命令決定日) | 勧告対象者 | 違反行為 | 銘柄名 | 連携した 主な海外当局 |
|--|----------------------|-------|-----------------------------|---|
| 令和5年9月8日 (令和7年1月14日) | 個人 | 内部者取引 | (株)ZOZO | 中国証券監督管理委員会(CSRC) |
| 令和5年12月8日 (令和8年2月25日) | 個人 | 相場操縦 | 大平洋金属(株)等 合計2銘柄 | 中国証券監督管理委員会(CSRC)、デンマーク金融監督庁(FSA)、カナダ・オンタリオ証券委員会(OSC)、カナダ・ブリティッシュコロンビア証券委員会(BCSC)、香港証券先物委員会(SFC)、英国金融行為規制機構(FCA)、ハンガリー国立銀行(MNB)、英領ケイマン諸島金融庁(CIMA) |
| 令和6年3月26日 (令和6年6月17日) | Quadeye Trading LLC | 偽計 | 野村不動産マスターファンド投資法人等 合計6銘柄 | 米国証券取引委員会(SEC)、英国金融行為規制機構(FCA)、英領ケイマン諸島金融庁(CIMA) |
| 令和6年6月14日 (令和6年8月27日) | 個人 | 内部者取引 | (株)ストリームメディアコーポレーション | 韓国金融委員会(FSC) 韓国金融監督院(FSS) |
| 令和7年1月17日 (審判手続中) ※令和8年3月31日現在 | 個人 | 内部者取引 | (株)出前館 | 香港証券先物委員会(SFC)、韓国金融委員会(FSC)、韓国金融監督院(FSS)、シンガポール金融管理局(MAS)、タイ証券取引委員会(SEC)、米国証券取引委員会(SEC) |
| 令和8年3月31日 (審判手続開始決定前) ※令和8年3月31日現在 | Sigmago Co., Limited | 相場操縦 | ANYCOLOR(株)等 合計5銘柄 | 中国証券監督管理委員会(CSRC)、香港証券先物委員会(SFC)、英国金融行為規制機構(FCA) |

<裁判所の禁止・停止命令の申立て及び調査結果の公表>

| 申立日 及び公表日 (発令日) | 対象者 | 違反行為及びその対応 | 連携した 主な海外当局 |
|---------------------------|---|---|---|
| 令和6年6月25日 (令和6年10月31日) | Global Investment Lab株式会社(グローバルインベストメントラボ社)及びその役員等3名 (禁止・停止命令の申立て) | <ul style="list-style-type: none"> Global Investment Lab株式会社の役員等3名(金融商品取引業の登録等はない)による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い 証券監視委は、東京地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施 | 英国金融行為規制機構(FCA)、ラブアン金融庁(LFSA)、香港証券先物委員会(SFC)、マレーシア証券委員会(SC)、英領バージン諸島金融サービス委員会(FSC)、オランダ金融市場庁(AFM) |

| | | | |
|---------------------------------|--|--|--|
| <p>令和7年4月25日 (令和7年8月6日)</p> | <p>Black Clover Limited(ブラッククローバー社)及びその役員1名(禁止・停止命令の申立て)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・Black Clover Limited及びその役員1名(金融商品取引業の登録等はない)による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募及び売買の媒介並びに無登録での集団投資スキーム持分の運用 ・証券監視委は、東京地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施 | <p>セーシェル金融サービス庁 (FSA)</p> |
| <p>令和8年3月31日</p> | <p>株式会社BANK INNOVATION及び株式会社プロスペリティアシュアランス並びにこれらの役員1名(禁止・停止命令の申立て)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社BANK INNOVATION及び株式会社プロスペリティアシュアランス並びにこれらの役員1名(金融商品取引業の登録等はない)による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い並びに無登録での投資一任契約の締結の媒介 ・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施 | <p>シンガポール金融管理局 (MAS) 香港証券先物委員会 (SFC)</p> |

3-10 講演会等の開催状況

—市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み—

(1) 講演会等

| 開催日 | 対象先 | テーマ | |
|-------|---------|-------------------|---|
| 令和7年 | 6月10日 | 日本投資顧問業協会 | 資産運用立国の実現と市場の信頼性確保に向けた取組 |
| | 7月29日 | 日本証券業協会 | 財務の健全性等に必要なリスク管理態勢について |
| | 8月27日 | 日本監査役協会 | 市場の公正性・透明性の確保に向けた証券取引等監視委員会の活動と開示規制違反への対応 |
| | 9月4日 | 国士館大学法学部 | 証券監視委の業務説明及び庁内見学(委員会室及び審判廷等) |
| | 9月18日 | 第二種金融商品取引業協会 | サイバー脅威と金融に求められるサイバーセキュリティ |
| | 9月24日 | 日本投資顧問協会 | 最近における証券取引等監視委員会の検査状況について |
| | 10月1日 | ACFE JAPAN | 証券市場における不正への対応 |
| | 10月7日 | 日本証券業協会 | 最近における証券取引等監視委員会の検査状況について |
| | 10月8日 | 日本証券業協会 | 内部管理態勢整備の留意点 |
| | 10月15日 | 日本建設業連合会 | インサイダー取引の未然防止に向けた対応 |
| | 10月16日 | ACFE JAPAN | 20周年記念カンファレンス・パネルディスカッション |
| | 11月6日 | 日本内部監査協会 | 最近の証券取引等監視委員会の取組み ～開示検査事例集を中心に～ |
| | 11月7日 | Bloomberg L.P. | クロスボーダー取引とAI時代のコンプライアンス |
| | 11月14日 | 第二種金融商品取引業協会 | 最近における証券取引等監視委員会の検査状況について |
| | 11月21日 | 金融先物取引業協会 | 最近における証券取引等監視委員会の検査状況について |
| | 12月3日 | 日本取引所自主規制法人 | 最近における証券取引等監視委員会の検査状況について |
| 12月3日 | 日本証券業協会 | 証券取引等監視委員会の役割について | |

| | | | |
|------|-------|---------------------------|---|
| | 12月4日 | 投資信託協会 | サイバー脅威と金融に求められるサイバーセキュリティ |
| | 12月5日 | 投資信託協会 | 最近における証券取引等監視委員会の検査状況について |
| | 12月9日 | 日本取引所自主規制法人 | 最近における証券取引等監視委員会の検査状況について |
| 令和8年 | 1月7日 | 早稲田大学商学部 | 市場監視行政について |
| | 1月8日 | 日本証券業協会 | 最近における証券取引等監視委員会の検査状況について |
| | 1月28日 | 公益財団法人資本市場研究会 | 最近における証券取引等監視委員会の検査状況について |
| | 2月13日 | 選択型実務司法修習 | 監視委の業務説明及び庁内見学(審判廷) |
| | 2月17日 | 地域金融研究所 | 市場の公正性・透明性の確保に向けた証券取引等監視委員会の活動と開示規制違反への対応 |
| | 2月19日 | 金融先物取引業協会 | 最近における証券取引等監視委員会の検査状況について |
| | 2月27日 | 金融財政事情研究会 | インサイダー取引の未然防止に向けて～インサイダー取引規制の概要及び証券取引等監視委員会の取組～ |
| | 2月27日 | 日本証券業協会 | 内部管理態勢整備の留意点 システムリスク管理講座 |
| | 3月17日 | Google 合同会社等のプラットフォーム事業者等 | 業界横断でのオンライン詐欺等対策 |
| | 3月18日 | 国際銀行協会 | 第12期中期活動方針/証券取引等監視委員会の活動 証券取引等監視委員会の証券検査について |

(2) 意見交換会

| 開催日 | 対象先 | テーマ | |
|-------------------|--------|-------------------|-----------------|
| 【対象:自主規制機関等(14件)】 | | | |
| (金融商品取引所及び自主規制法人) | | | |
| 令和7年 | 6月5日 | 日本取引所自主規制法人 | 市場規律の強化に向けた意見交換 |
| | 10月17日 | 日本取引所自主規制法人 | 活動状況を踏まえた意見交換 |
| | 11月14日 | 札幌証券取引所 | 活動状況を踏まえた意見交換 |
| | 11月21日 | 福岡証券取引所 | 活動状況を踏まえた意見交換 |
| | 11月28日 | 名古屋証券取引所 | 活動状況を踏まえた意見交換 |
| | 12月18日 | 日本取引所自主規制法人 | 市場規律の強化に向けた意見交換 |
| (金融商品取引業協会等) | | | |
| 令和7年 | 4月4日 | 金融経済教育推進機構 | 活動状況を踏まえた意見交換 |
| | 8月29日 | 証券・金融商品あっせん相談センター | 活動状況を踏まえた意見交換 |
| | 9月26日 | 投資信託協会 | 活動状況を踏まえた意見交換 |
| | 9月26日 | 日本投資顧問業協会 | 活動状況を踏まえた意見交換 |
| | 10月3日 | 金融先物取引業協会 | 活動状況を踏まえた意見交換 |
| | 10月24日 | 第二種金融商品取引業協会 | 活動状況を踏まえた意見交換 |
| | 11月7日 | 日本証券業協会 | 活動状況を踏まえた意見交換 |
| 令和8年 | 2月26日 | 日本証券業協会 | 市場規律の強化に向けた意見交換 |

3-11 各種広報媒体への寄稿

ー市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組みー

| 掲載日 | | 媒体 | テーマ |
|------|-------|----------------------|---|
| 令和7年 | 4月7日 | 日本取引所グループ メールマガジン | Global Investment Lab 株式会社(グローバルインベストメントラボ社)及びその役員等3名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てについて 金融庁職員による内部者取引事件の告発について 東京証券取引所社員が関与した内部者取引事件の告発について 株式会社出前館との契約締結交渉者の従業員から伝達を受けた海外居住者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社 WCP に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社ガーラにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について |
| | 4月21日 | 日本取引所グループ メールマガジン | 株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス株券に係る内部者取引事件の告発について(1) 株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス株券に係る内部者取引事件の告発について(2) ピクセルカンパニーズ株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告について Shinwa Wise Holdings 株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 公開買付者との契約締結交渉者の職員から伝達を受けた者による日本道路株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社アクアラインにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 株式会社オウケイウェイヴ株式に係る内部者取引事件の告発について |
| | 5月9日 | 消費者法ニュース | SNS 等を用いた無登録業者による投資商品の勧誘等に関する注意喚起 |
| | 6月23日 | 日本取引所グループ メールマガジン | SIVEX株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 信託銀行社員による内部者取引事件の告発について 株式会社イメージワンにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 立花証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社G&Dアドヴァイザーズに対する検査結果に基づく勧告について |
| | 8月1日 | 旬刊経理情報 | 取引推奨行為も規制対象 インサイダー取引を未然に防止するためのポイント |
| | 8月8日 | きんざい Online | 市場監視機能の強化へ、監視委が建議で示した網羅的な課題認識 |
| | 8月12日 | 日本取引所グループ メールマガジン | 大成建設株式会社従業員4名及び同社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について クオンタムソリューションズ株式会社における四半期報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について |

| | | |
|--------|---------------------|---|
| | | <p>日本創発グループ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について</p> <p>東京産業株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について</p> <p>公開買付者の従業員によるC&Fロジホールディングス株式に係る公開買付けの実施に関する事実に係る伝達行為及び同従業員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について</p> <p>金融庁設置法第21条の規定に基づく建議について</p> <p>「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表について</p> <p>令和6年度「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表について</p> <p>株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングスとの契約締結交渉者から伝達を受けた者4名による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について</p> <p>「開示検査事例集」の公表について</p> <p>株式会社アイスタイル株券に係る内部者取引事件の告発について</p> |
| 9月25日 | 日本証券業協会ウェブサイト(証券業報) | <p>「証券モニタリング基本方針」及び「証券モニタリング概要・事例集」の公表について</p> <p>「令和6年度 開示検査事例集」の公表について</p> <p>「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表について</p> |
| 9月30日 | 週刊金融財政事情 | オンライン上の不正な投資勧誘を巡る国際的議論とわが国の対応 |
| 10月13日 | 週刊経営財務 | 「令和6年度 開示検査事例集」の公表について |
| 10月15日 | 会計・監査ジャーナル | 「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表について |
| 10月25日 | 月刊監査役 | 「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表について |
| 11月4日 | 日本取引所グループメールマガジン | <p>「証券モニタリング概要・事例集(令和7年8月)」について</p> <p>「令和7事務年度 証券モニタリング基本方針」について</p> <p>Black Clover Limited(ブラッククローバー社)及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所の禁止及び停止命令の発令について</p> <p>株式会社アルファクス・フード・システムにおける有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令及び訂正報告書等の提出命令勧告について</p> <p>株式会社創建エースにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について</p> |
| 11月10日 | マールオンライン | 公開買付け等に係るインサイダー取引のリスクと対応について |
| 11月15日 | 会計・監査ジャーナル | 「令和6年度 開示検査事例集」の公表について |
| 11月25日 | 月刊監査役 | 「令和6年度 開示検査事例集」の公表について |
| 11月25日 | 旬刊商事法務 | 「令和6年度 開示検査事例集」の公表について |
| 12月15日 | 日本取引所グループメールマガジン | <p>岩崎通信機株式会社との契約締結者の役員による情報伝達行為及び同役員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について</p> <p>オカムラ食品工業株式会社ほか5銘柄に係る特殊見せ玉を用いた偽計に対する課徴金納付命令の勧告について</p> |

| | | | |
|------|-------|----------------------|--|
| | | | <p>株式会社オルツに係る虚偽有価証券届出書等提出事件の告発について</p> <p>住商リアルティ・マネジメント株式会社に対する検査結果に基づく勧告について</p> <p>第一プレミア証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について</p> |
| 令和8年 | 1月26日 | 日本取引所グループ メールマガジン | <p>豊田合成株式会社との契約締結者の従業員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について</p> <p>株式会社クシムにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について</p> <p>株式会社フィスコにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について</p> <p>EPSホールディングス株式会社の従業員による公開買付けの実施に関する事実に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について</p> <p>不正アクセス行為を手段とした相場操縦事件の告発について</p> |

市場へのメッセージ

| 掲載日 | テーマ |
|--------------|--|
| 4月16日 | <p>株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス株券に係る内部者取引事件の告発について(1)</p> <p>株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス株券に係る内部者取引事件の告発について(2)</p> <p>ピクセルカンパニーズ株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告について</p> <p>Shinwa Wise Holdings 株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について</p> <p>公開買付者との契約締結交渉者の職員から伝達を受けた者による日本道路株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について</p> <p>株式会社アクアラインにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について</p> <p>株式会社オウケイウェイヴ株式に係る内部者取引事件の告発について</p> |
| 6月13日 | <p>SIVEX株式会社に対する検査結果に基づく勧告について</p> <p>信託銀行社員による内部者取引事件の告発について</p> <p>株式会社イメージワンにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について</p> <p>立花証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について</p> <p>株式会社G&Dアドヴァイザーズに対する検査結果に基づく勧告について</p> |
| 令和7年 8月8日 | <p>大成建設株式会社従業員4名及び同社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について</p> <p>クオンタムソリューションズ株式会社における四半期報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について</p> <p>日本創発グループ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について</p> <p>東京産業株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について</p> <p>公開買付者の従業員によるC&Fロジホールディングス株式に係る公開買付けの実施に関する事実に係る伝達行為及び同従業員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について</p> <p>金融庁設置法第21条の規定に基づく建議について</p> <p>「金融商品取引法における課徴金事例集～不正取引編～」の公表について</p> <p>令和6年度「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表について</p> <p>株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングスとの契約締結交渉者から伝達を受けた者4名による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について</p> <p>「開示検査事例集」の公表について</p> <p>株式会社アイスタイル株券に係る内部者取引事件の告発について</p> |
| 10月30日 | <p>「証券モニタリング概要・事例集(令和7年8月)」について</p> <p>「令和7事務年度 証券モニタリング基本方針」について</p> <p>Black Clover Limited(ブラッククローバー社)及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所の禁止及び停止命令の発令について</p> <p>株式会社アルファクス・フード・システムにおける有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令及び訂正報告書等の提出命令勧告について</p> <p>株式会社創建エースにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について</p> |
| 12月12日 | <p>岩崎通信機株式会社との契約締結者の役員による情報伝達行為及び同役員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について</p> <p>オカムラ食品工業株式ほか5銘柄に係る特殊見せ玉を用いた偽計に対する課徴金納付命令の勧告について</p> |

| 掲載日 | | テーマ |
|------|-------|---|
| | | 株式会社オルツに係る虚偽有価証券届出書等提出事件の告発について 住商リアルティ・マネジメント株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 第一プレミア証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について |
| 令和8年 | 1月23日 | 豊田合成株式会社との契約締結者の従業員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社クシムにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 株式会社フィスコにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について EPSホールディングス株式会社の従業員による公開買付けの実施に関する事実に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 不正アクセス行為を手段とした相場操縦事件の告発について |

第4章

情報の受付について

4 情報の受付について

1. 一般投資家等からの情報の受付について

「情報提供窓口」において、皆様からの情報を幅広く受け付けています。

- 粉飾決算(架空売上・架空利益の計上等)に関する情報
- 投資者保護上の問題(著しい高利回りを明示する金融商品等)に関する情報
- 市場における不正取引(インサイダー取引、相場操縦等)に関する情報、など

※ 株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても受け付けています。

インターネットでの情報受付 (証券監視委ウェブサイト内)

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話での情報受付 【受付時間】 平日:午前10時～午後4時 (その他の時間帯等は留守番電話受付)

0570-00-3581(ナビダイヤル)

※ 一部のIP電話等からは 03-3581-9909

郵送での情報受付

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係 あて

FAXでの情報受付

FAX(高齢者・障がい者専用):03-3506-6699「証券取引等監視委員会 情報提供窓口」と明記して下さい。

2. 公益通報及び相談窓口について

公益通報者保護法に基づき、外部の労働者の方からの公益通報及び公益通報に準ずる通報(以下「公益通報等」という。)を適切に処理するため、公益通報等に係る窓口を設置しています。

《通報対象》

- 金融商品取引法に規定する法令違反行為(犯則行為等も含む。)が生じ、又はまさに生じようとしている場合
- なお、通報内容は、確実な情報やご自身が実際に見聞きした個別・具体的な事実について、それが信ずるに足る相当の理由、証拠等があること など

《通報者の範囲》

- 通報者が通報対象となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者であることなど

《通報の対象外》

- 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等の通報は対象外

詳細は、証券監視委ウェブサイト(<https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.html>) 参照

《公益通報等にあたってのご注意》

公益通報等をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。

- (1) 氏名(匿名を希望される場合は情報提供窓口で受け付けています)
- (2) 連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)
- (3) 被通報者(法令違反を行った(行おうとしている)事業者)
- (4) 通報者と被通報者の関係
- (5) 法令違反の具体的事実(法令違反行為が行われた(行われようとしている)内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など)

通報受付窓口

※通報は、メール、郵送、FAXのいずれかの方法で受け付けています。

なお、通報にあたっては「公益通報」と明記していただくようお願いいたします。

・電子メール:koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

・郵送先:〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

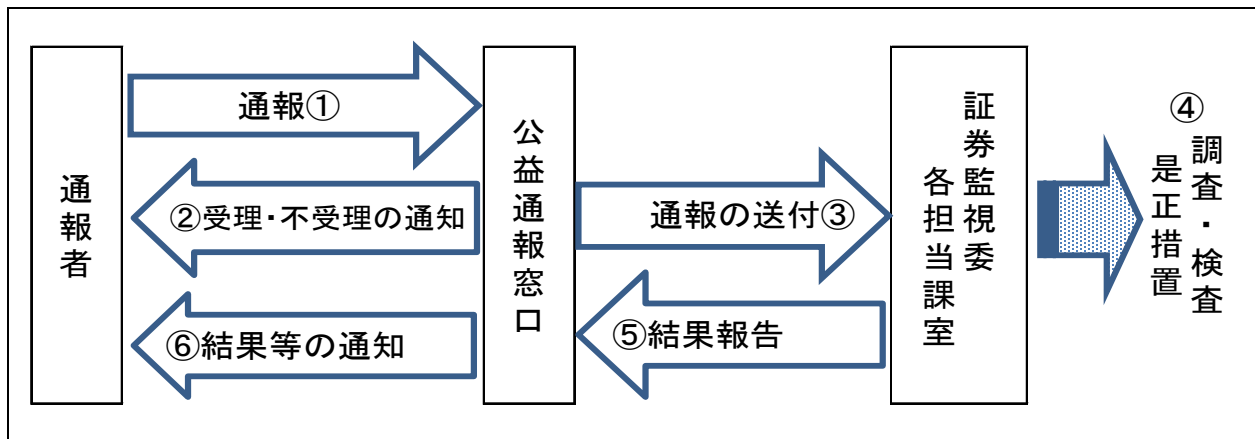
証券取引等監視委員会事務局 公益通報窓口 あて

・FAX(高齢者・障がい者専用):03-3506-6699 「証券取引等監視委員会 公益通報」と明記して下さい。

事前の相談窓口 【受付時間】 平日:午前10時~午後4時

・03-3581-9854

《通報があった場合の手続きの流れ》



3. 年金運用ホットラインでの情報の受付について

年金運用に係る不正等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けています。

- 投資一任業者における疑わしい運用等の情報
- 企業年金等の投資一任契約の不適切な勧誘、企業年金等への不十分な情報提供に関する情報
- 契約や説明の内容を遵守しない運用に関する情報

電子メールでの情報受付

pension-hotline@fsa.go.jp

電話での情報受付 【受付時間】 平日：午前10時～午後4時

03-3506-6627

郵送での情報受付

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 年金運用ホットライン あて

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 1

証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03-3506-6000

○本書に対するご意見 総務課調査係

○証券取引等監視委員会ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/sesc/>

○証券取引等監視委員会 X(旧 Twitter)アカウント

https://x.com/SESC_JAPAN

情報提供窓口からのご案内

☆是非ともお寄せください！

- 粉飾決算（架空売上・架空利益の計上等）
- 投資者保護上の問題（著しい高利回りを明示する金融商品等）
- 市場における不正取引（インサイダー取引、相場操縦等）

粉飾決算

投資詐欺

金融商品の
不適切な勧誘

インサイダー
取引

相場操縦

風説の流布



証券取引等監視委員会 情報提供窓口

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話：0570-00-3581（ナビダイヤル）

（一部のIP電話等からは03-3581-9909）

FAX（高齢者、障がい者専用）：03-3506-6699

※「証券取引等監視委員会 情報提供窓口」と明記して下さい。

証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館